


210.3
H732n



00337205

210.3



I-54

文學士 堀田璋左右述

國史講習錄
日本古代史

東京神田今川小路

國史講習會發行

210, 3 H 732 n

日本古代史

目次

第一期 神代

第一章 緒論

第二章 神代の傳説

第三章 神代事蹟の解釋

附神代系圖

第二期 ヤマト朝廷振興の世

第一章 神武天皇の創業

第二章 關史時代

第三章 崇神・垂仁二帝の御世

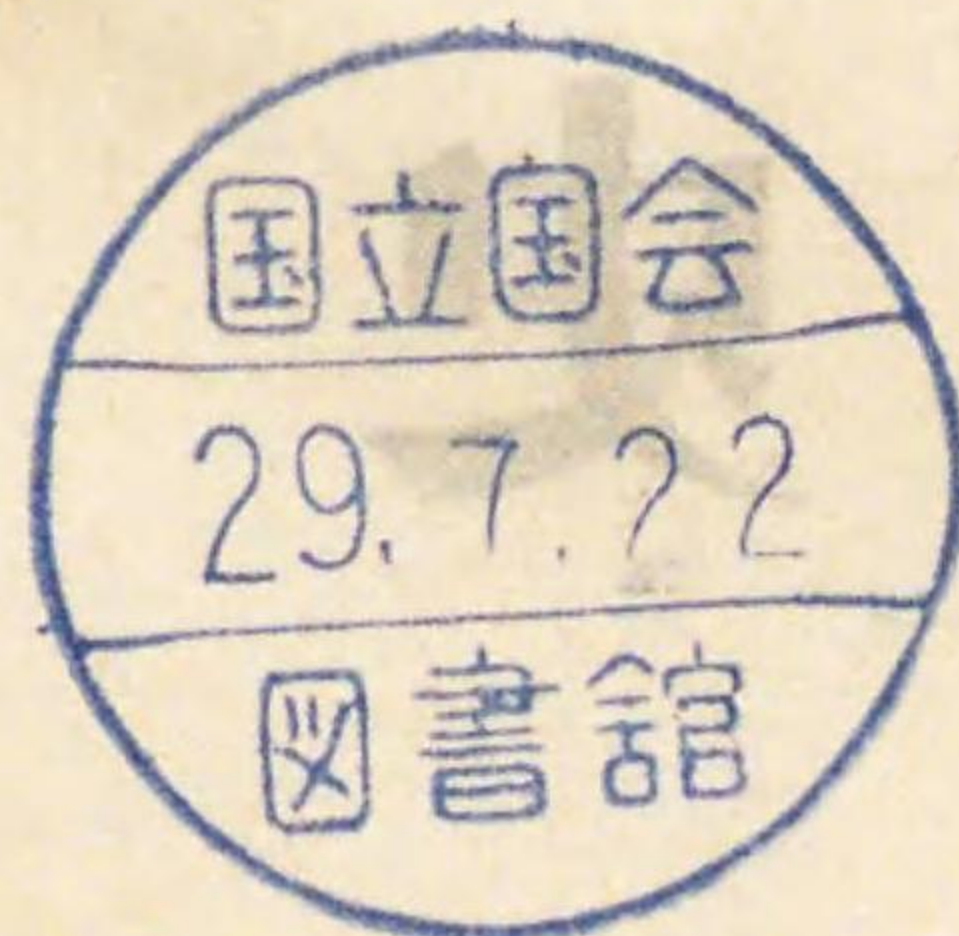
第一節 神宮・皇居の分離

目次

五〇〇 四六 三五 三一 一



日本古史



文學士 隈田 冠 式 本 振

東京 隈田 今川 小 振
國史編纂會發行

337205

第二節 遠荒の征服

第三節 任那開府

第四章 國郡の制定

第一節 景行天皇の西征

第二節 日本武尊の東西征伐

第三節 國郡邑里の制

第三期 韓土服屬の世

第一章 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

第二章 文敷の傳來

第三章 難波朝

第四章 皇室漸く亂れんとす

第五章 泊瀬朝倉の朝

第六章 皇統の衰微

五三

五七

六四

六四

六六

七一

八一

八一

九一

九六

一〇一

一〇七

一一二

第七章 大臣大連漸く政權を握る

第八章 朝鮮半島の形勢

第九章 佛教の傳來

第十章 蘇我・物部二氏の争亂

第十一章 聖德太子の攝政

第十二章 蘇我氏の專横及び滅亡

第四期 唐制模倣の世

第一章 大化の改新

第二章 蝦夷征伐

第三章 百濟・高麗の滅亡

第四章 近江朝

第五章 壬申の亂

第六章 淨御原の政治

一一四

一一七

一二九

一三三

一四〇

一五五

一六六

一六六

一八〇

一八六

一九三

一九七

二〇四

第七章 大寶養老の律令

二〇九

第五期 奈良朝

二三六

第一章 奈良遷都

二三六

第二章 史志の編纂

二四〇

第三章 藤原氏開運の端緒

二四四

第四章 佛教と政治

二四八

第五章 皇位繼承の紛議

二六一

第六章 奥羽の拓殖及外國交渉

二七八

第七章 民政の状態

二九四

第八章 文學と美術

三〇二

日本古代史目次終

古 代 史

文學士 堀田璋左右述

第一章 神 代

第一節 緒 論

神話時代
と歴史時代

神話時代と歴史時代 神代の事蹟は荒唐不稽なものが多くて、殆んど人事を以て解釋は出來ない。然し夫れは獨り本邦に限つた事で無く、世界各國共通の事と見て差支へない。殊に其事蹟にも互の相似よりが有つて、それ等を比較研究し、その性質を極めて見ると、種々様々の發明が出来る、是れ實に比較神話學の賜と云はねばならぬ。此の如き時代即ち神話學者が取扱ふ時代を神話時代(Mitological Age)と申し、自から歴史時代(Historical Age)と區別し、實際は歴史家の取扱ふ範圍で無い。然らば國史は何時を以て始まるやの問題は續いて起る事で有らう。此問題

國史の始

に就いて従來の史家の多數は神武天皇を以て我歴史の初としておる、但、神代の研究も併せて爲しては居るが、それは人皇初代を説明せんが爲めの附屬研究で有ると思ふ。然し實際研究を積むに従うて、年代に誤謬が有つて、支那、朝鮮の史籍と符合せず、その上記事に誇大な事が澤山あつて、全く神話を脱せない様だから、近世の學者間には神武天皇を以て歴史時代の初とするは尙早いと、し、凡佛敎渡來の頃に史的事實の發端を認め得ると唱へるものも有る。

私は今こゝに是等の諸説を批判するの暇を有せぬけれど、年代の錯誤や、事實の誇大やなどは、兎も角、我國民の精華と其由て來る所の要素とは、明かに上代に有るのだから、神話範圍の内から、古風な我國民の文明を溯つて捉へることが出来る。故に神代が神話學者の研究範圍なるにもせよ、史家も亦手を入れ、傳説は傳説として取り、各自の解釋を與へて、我國民發達の遠源を探るのも、敢て無用では無いと思ふ。私は茲に先づ神代の傳説を略述して、然る後に従來の學者の解釋を擧げ、終りに自分の短評を加へようと思ふ。

第二節 神代の傳説

傳説の異同

傳説の異同 神代の傳説を述べる先に一言斷つて置きたい事がある。日本書紀と古事記との二書が我古代史の據る可き寶典であるが、此二書には頗る異同が有る。此事に就いて何れが正、何れが非との判定は出來難いと云ふ譯は、各傳説が系統の違つたものから出たからである。即ち古へは文字なく話を口々に傳へて來たものだから、系統の異つた人々の説が、自然に異つた説となつて傳はつたので有る。既に書紀編纂の當時に色々の變つた説が傳はつて居て、どれが正しいか判定が出來ぬから、其各説を皆尊重して「書曰」と書いたもので有らう。是から述べるのには、成る可く異説を多く取る積りで有るが、紙面に限りあるからその大要を述ぶるに過ぎない。

造化別天神

造化の神と別天神 天地の初發に高天原に出來た神を天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神と云ふ。此三神は造化の主神だ。此後に出來た神を可美葦牙彥、眞神、天常立神と云ふ。以上五神は別天神としてある。

神世七代 次に國常立神、豐雲淨神が生れた。天御中主神から此に至るまで
 は皆獨神で有つたが、次に埜土煮尊、沙土煮尊、角尊、活枝尊、女、大戸道尊、大苦邊尊、
 女、面足尊、吾屋惶根尊、神、伊弉諾尊、伊弉冊尊、女、の十神が生れて、始めて男女耦生の神
 が出來た。國常立尊以下を神世七代と云ふ。

大八洲の起原 以上の諸神の事蹟は多く不明である。伊弉諾、伊弉冊の二尊
 になつて、始めて多くの傳説が存して居る。此二尊、天神の命を奉じ、天浮橋に立つ
 て、天神から賜はつた天瓊矛、瓊玉、以て飾つた矛を云ふ。玉を以て滄海を探つた所が其矛
 の鋒から滴つた潮が凝結して島が出來た、是を磯取廬島、淡路の西南の小島とも云ふ。又
 と云ふ。二神は此島に降つて、宮殿を作つて住み、婚儀を定め、遂に大八洲國、日本
 を生成した。大八洲は穗狹別島、今、淡路、伊豫二名島、今、四國、三子島、今、隱岐、筑紫島、今、九州、壹岐、
 對馬、佐渡、大倭、豐秋津島、今、本州、是なり。次いで河海山野草木等を生んだ。

以上は古事記に據つたものだが、書紀の本文によるを、先づ淡路を胞と爲し、大日
 本豐秋津洲を生み、次に伊豫二名洲、次に筑紫洲、次に隱岐と佐渡、次に越洲、次に大洲、次
 に吉備洲を生んだ、是れから大八洲の國號が起つた。而して對馬島、壹岐島及び處々

の小島は、皆な潮沫の凝り成つたものぢやと有る。

三貴神の降誕 二神相議して曰ふ、吾れ既に大八洲國及び山川草木を生んだ、
 天下の主たる可きものを生まねばならぬと。是に於て日神、天神を生んだ、次に月
 神、次に蛭兒を生んだ、蛭兒は已に三歳になつても脚なほ立たなかつたので、天
 磐樟船に乗せて流した。次に素戔鳴尊を生んだ。

根國 それから伊弉冊尊は火神なる迦具都知命、軻遇突智を生んで、其時の火
 傷によつて終に此世を去り、根國に適かれた。根國は一に豫美國、夜食國または黃
 泉國と云つて、死者の行く所であつたのだ。

二尊の確執 伊弉諾尊は女神を慕ふことが切で、其跡を追うて根國まで行い
 た、然るに殿内が汚穢甚しいので、逃げ歸つた。伊弉冊尊は怒つて、黃泉醜女をして
 之を追駈けしめ、又多數の黃泉軍を遣はし、なほ自らも追うて來た。伊弉諾尊は之
 を黃泉平坂に塞ぎ留めた。伊弉冊尊は深く之を怨み、一日に千人の蒼生を殺さん
 ことを誓ひ、伊弉諾尊も亦之に對して一日に千五百人を産み出さんことを答へた。
 此時より百姓を天益人と云つて、死ぬ人よりも生るゝ人の多い譯だと云ふ。

御禊 伊弉諾尊は吾れ前に汚穢なる處に往いたと謂うて、其身の濁穢を滌ぎ去らんとし筑紫の日向の小戸橋の櫛原に至つて祓除した。祓除は禊の事にして、身の汚を水で滌ぎ去ること、後世に至るまで此事を行ふ様になつた。

初め伊弉諾尊の火神を誅した時、數多の神が生れた、その中高靈閻神の二神は水神で、前者は丹生川上神社大和國吉野郡南芳野村鎮座官幣大社、後者は貴船神社山城國愛宕郡鞍馬村官幣中社に今も祀られて有る。又大山祇神は山神で、大山祇神社伊豫國越智郡宮浦村、國幣中社、湯殿山神社羽前國東田川郡東村、國幣小社に、倉稻魂神は五穀の神で、稻荷神社山城國紀伊郡深草村官幣大社に今も齋き祀られて有る。又、御禊の時に多くの神が成生した、その中に海神なる住吉の三神、即ち底筒男命、中筒男命、表筒男命、及び綿津見の三神、即ち底綿津見命、中綿津見命、表綿津見命の六神が有る。住吉の三神は攝津國、海の三神は播州垂水に祀られて有つて、今は兩者共に官幣大社である。

古事記及び書紀の一書に據れば、天照大神、月讀尊、素戔嗚尊の三神も此時に生れたのだと云ふ。

三神の靈德 天照大神は日神で、一名を大日靈貴と云ひます、その光華が明彩

で、天地の内に照徹して居た。月讀尊は月神で、その光彩が日に亞いだ。又素戔嗚尊は嵐神近來の神話學者の詞を假る、勇猛の相が有つた。伊弉諾尊大に喜んで三子に勅して曰ふに、天照大神は天上を治む可く、月讀尊は滄海原を治む可く、素戔嗚尊は天下を治む可しと。

素戔嗚尊の追放 素戔嗚尊は次第に生長したが、天下を治めずして、常に泣

き哭び青山變じて枯山となり、海川も亦涸れ、萬物の妖嬪りに起つた。此時天照大神は命に従うて高天原に君臨し、五穀を得て耕植の道を教へ、蠶を得て機織の業を始め、又齋服殿を建て、天神を祀つた。然るに素戔嗚尊獨り上述の如く命を奉せず、甚だ暴狀であつたので、父神怒つて終に之を根國に放逐した。

諾尊の崩神 此後伊弉諾尊は神功を終へたので、天神に復命し、遂に日少宮に鎮つた。此宮は、天上の宮室だとも、又は淡路の幽宮だとも云ふ。今は淡路國津名郡多賀村の伊弉諾神社官幣大社、近江國犬上郡多賀村の多賀神社官幣中社に其御魂を留めてある。

二神の誓約 素戔嗚尊は高天原に上つて、一たび姉神天照大神と相見え、而る後に

出立せんとして、天に昇つた。時に山河悉く響き、國土が震動したものだから、大神は尊の異心が有るかを疑うた。尊は辯じて曰ふに、相共に誓約して子を生む可し、而して如し吾男子を生んだならば、異心の無きを證としよう。是に於て大神が先づ尊の帯して居た十握劍を嚙んで吹いた所が三女神宗像の三神で、筑前國の田島、大島、沖島の三島に祀られて有る、官幣大社が生れた。素戔嗚尊は大神の服して居た珠を乞ひ取つて嚙んで吹いた所が五男神が生れた。長子は天忍穗耳尊、次は天穗日命ひのみことで有つた。前者は我皇室の御遠祖、後者は出雲の國造となつて、大社大國主命を祀るに奉仕した、即ち千家、北島、兩男爵家の祖だ。

大神の天
石屋戸隠

三種の神
器の二

大神の岩戸隠れ 大神勅して曰ふ、其物の根を原ぬれば珠は我物だから、五男神は吾兒だ、又劍は尊が物だから、三女神は汝が兒だと、乃ち之を尊に授けた。是に於て尊は勝を得たと慢心して、行が無狀であつた。そこで大神は怒つて、終に天石屋戸を鎖して閉居した。天地が之が爲めに闇黒となつて萬妖悉く起つた。是に於て八十萬神たちが天安河原に會して、其祈る可きの方法を協議した。高産靈神の子思兼神おもいかねのの議を用ひ、常世の長鳴鳥を集め、石凝姥命いしこりばあに鏡八咫鏡とて三種の神器の一なりを作

らせ、玉祖命たまのつひのに玉玉と稱す八坂瓊曲あまのひわしのを作らせ、天日鷲命あまのひわしの阿波國幣中社忌部神社の祭神に和幣なまひを造らせ、天兒屋命あめのこ、中臣氏あめのふしたまの、天太玉命あめのふしたまの忌部氏忌部氏が天香山あめのかみやまから根掘して來た櫛に玉鏡幣たまのかがみを掛けて祈禱をした。又、天鈿女命あめのうづめは手に茅纏ちまきの矛を持ち、石屋戸の前に立つて、異様な風して歌ひ舞うた。それを集合の神々が見て大に笑つたので、大神が怪んで、石屋戸を細目に開いて覗き見た所が、手力雄命たぢからをが戸を開けて、遂に大神を引き出した。天地立るに照明し、萬妖が忽ちに息んだ。太玉命たまの尻しつくめ繩を戸の後に引き渡して、再び此内に入るることならぬ様にした、今も神社に注連しづめを飾るのは其遺風だと云ふ。石凝姥命の鑄造した鏡、初め鑄たもの意に協はず、是れは後に紀伊國海草郡宮村に祀る所の日前の大神官幣大社で有る。

月讀尊の事は書紀の「一書」に見えて居る。尊命を受けて中國なかつくにに下り、保食神うけもちのかみを訪うた。所が此神口から山海の美味を出し、之を以て尊を饗したので、尊は其不潔を怒つて、之を殺し、日神に復命した。日神の曰ふに、汝は惡神だ、今後は復た相見ないとして、乃ち月讀尊と一日一夜隔離して住んだ。此後人を遣つて見せしめ、たが、保食神は既に死んで、其屍から五穀、蠶及び牛馬を生じて居たと云ふ。古事

保食神

記には此傳説を素戔嗚尊の事蹟にしてあり、その上神の名も大宜津比賣となつて居る。

素戔嗚尊の降臨

素戔嗚尊の降臨 さて其後諸神の會議が始まつて、素戔嗚尊を放逐することとなつた。尊は千座置戸と云ふ科料を命せられ、罪を贖ふ爲めに、髪や手足の爪やを抜かれて、新羅國の曾尸茂梨に降つた。其子の五十猛神も隨從して降つた。此時尊は樹木の種を持つて大八洲に渡り、普く之を播植せしめ、五十猛神も亦之を紀伊國に傳へた。紀伊國の古名は木國なるで知れる。

舞樂に、「志曾摩利」と云ふのがある、之は尊が高天原を逐はれ、霖雨の中を青草で作つた簀笠を被つて流浪した時の様を仕組んだもので、此事蹟は書紀の一書の中に見えて居る。又、書紀の一書に、伊弉册尊を紀伊國熊野の有馬村に葬るを書いて有るが、葬るは齋の義だらう。兎に角、紀伊國と伊弉册尊との間に關係の有つた事は、五十猛命が有功の神とせられて、同地に齋祀せられて居るのと思ひ合はす可きである。

素戔嗚尊出雲に來る

素戔嗚尊は出雲國簸川上書紀の一書には之を安に來た、時に川上に人の啼く聲がしたので、其聲を尋ねて覓往けば、一人の老爺と老婆とが、中間に一人の少女を置

八岐の大蛇

て撫でて哭いてゐた。尊が其故を聞くと、此兒は奇稻田姫と申すものなるが、往時われに八女ありしも、年毎に八岐大蛇の爲めに吞まれて無くなり、今此少女も亦吞まれんとして居る。とても脱る可き術ない故に、斯く哀傷するのだと答へた。尊は之を聞いて、酒を八槽に盛つて待つて居た。所が果して頭も尾も八岐ある大蛇が出て、かの酒槽を飲み干して睡つて仕舞つた。尊乃ち十握劍を抜いて、寸々に其大蛇を斬つたが、尾に至つて劍の刃が少し缺けた。そこで其尾を割いて視ると、中から一劍が出て來た、之が所謂天叢雲劍後の草である。尊は此劍を天照大神に獻じた。尊は其國の須賀村大原郡海潮大字須賀の地に住んで、稻田姫と婚し、左の歌を作つた。

三種の神器の一

八雲起つ出雲八重垣夫妻ごみに八重垣造る其八重垣を

之が我邦三十一文字の和歌の始としてある。尊は後遂に根國に往いた。

大國主命

大國主命 素戔嗚尊六世の孫に大國主命別名多し、葦原色許男命、八千矛と云ふ神が有つて、一名を大己貴神と云つた。神皇產靈神の子なる少彥名神と心を協せて、此國土を作り堅め、又蒼生及び畜産の爲めに其病を療するの方を定め、鳥獸昆蟲の災異を攘はんが爲めに禁厭の法を定めた。其後少彥名命は常世國に往いた。

稻羽の白兔の話

書紀の正文には大國主命を素戔嗚尊の子としてあるは謬りだらう。大國主命は素戔嗚尊の子八島野神から出て居る、八島野神は稻田姫の生んだものだ。又、素戔嗚尊は子が多く有つた、大山祇神の女なる神大市比賣との間には、大歳神と宇迦御魂とが出来た。また母神は知れざれど五十猛命大屋津姫命、抓津姫など云ふ子が有る。五十猛命は佐渡國度津神社國幣小社に祀られて居る。素戔嗚尊の子は斯んなに多く、大國主命に至つて益繁榮し、兄弟は八十神、其子は百八十一神も有つたと云ふ。此の八十神は皆國を大國主命に譲り、避けてしまつた。其事に就いて古事記に稻羽の白兔の話が出て居る。今、其大略を述べよう、初め八十神が各、稻羽の八上比賣と婚せんとの心があつて、共に稻羽へ行いた時に、大國主命は其從者となつて往いた。氣多崎因幡國氣多郡の海岸に往くと、其處に皮を剥がれた白兔が居たので、八十神が彼に教へて、海潮に浴し、風の吹くに當つて、高山の尾上に伏せよと云つた。兔は其通りにすると、潮の乾くに連れて、身の皮が風に吹きさらされて痛くて泣いて居た。所へ大國主命がやつて来て譯を聞くと、兔は言ふに、私は隱岐に居たものだが、此地に渡らんとした時、海の鰐を欺いて、鰐の

天孫降臨前中國の征討

族と私の族と敷を競べよう、鰐族悉く来て、隱岐から氣多崎まで列伏せば、吾其上を走りながら讀み渡らうと云つたので、その通りして私が正に地上に下りんとした時に、其欺いた事を白狀したのだから、最後の鰐に捕へられ、我身の皮を剥がれた、そこへ八十神が来て教へてくれたけれど、身體に傷を被つたと。命は更に兔に教へた、兔は其通り河口に往いて水で身を洗ひ、蒲花を敷き散らして、其上を轉がると、其身が本の如く爲つた。

天孫降臨前の征討

天照大神の子天忍穗耳尊一名天忍骨尊は高皇產靈神の女栲幡千千姫命を娶つて彦火瓊杵尊を生んだ。大神は之を愛し、豊葦原の中津國日本

本の君たらしめんとした。所が其國が騷擾して居たによつて、天穗日命を遣はして、之を平定せしめた。穗日命は大國主命に阿附して、永く復命をしなかつた。

因つて又天稚彥を遣はした。稚彥また大國主命の女下照姫と婚し、その國を得んとし、八年に至るも復命せず遂に天神の矢に中つて死んだ。是に於て武甕槌命、經津主命の二雄神を擢でて征討に向はしめた。此二神は後に下總香取郡と常陸鹿島郡とに祀られた鹿島神宮、香取神宮社共にの祭神である。此二神は使命を傳

へ、大國主命は其子事代主命と議し、終に其經營した大八洲國を獻じた。大國主命は曰ふに、私の住所も天神の御子の宮殿の如く底つ石根に宮柱太しき立て、高天原に千木高しりて造りくれるならば、私は此國を退隱しよう。二神は乃ち大國主命に幽事だけを掌らしめる約束をした。命は亦其杖つく所の矛を獻して、遂に退隱した。命避國の功により、後に前約の通り出雲大社に祀られた。大國主命の第二子の建御名方神は、父神の讓國を喜ばなかつたが、右の二雄神に信濃の諏訪湖まで追ひ詰められて、終に服従した。此神は今諏訪神社中社に祀られてある。

出雲派の神々

大國主命を祀つておる官國幣は極めて多い。大和の大神神社、大和神社、武藏の氷川神社以上官幣、大國魂神社官幣、常陸の大洗磯前神社、能登の氣多神社、丹波の出雲神社以上國中社、三河の砥鹿神社、駿河の神部神社、伯耆の大神山神社、播磨の伊和神社、日向の都農神社以上國中社等は皆これだ。これで大國主命の勢力の如何が推量される。又事代主命は出雲の美保神社國中幣に齋祀せられて居る。

天孫降臨

天孫降臨 天照大神は寶鏡を天孫瓊々杵尊に授けて詔した、此鏡八咫鏡を見ること朕を視る如くせよと。之に副へて八尺の勾玉と叢雲劔とを渡し、此三種を天

日嗣の璽とした。大神は其發途に臨んでかく曰つた、豊葦原の瑞穗國は朕が子孫の王たるべき地だ、天日嗣の隆盛なること、天壤と共に窮り無いだらうと。是に於て瓊々杵尊は天の石座を離れ、天の八重雲を排して天降つた。天兒屋根命、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉祖命が隨從した、之を五部の神と云つた。天忍日命と天久米命とが鞆刀弓矢を執り、八十伴雄を帥ゐて先導した。また思兼神、豐受神、石戸別神、手力雄神なども從つた。

隨從の諸神

皇孫に陪して降つた諸神は、皆後世諸族の祖となり、その職業を以て皇室に仕へた。之は降臨の際に天神の詔に天上の儀の通りにせよとあつたによるのだ。そこで中臣の祖なる天兒屋根命は祭事に關し、齋部の祖なる太玉命も亦神を祀る種々の物を作り、二人共に部民を率ゐて仕へた。大伴氏の祖なる天忍日命は久米氏の祖なる天津久米命と一しよに、専ら武事で朝廷を守護し、石凝姥命は鏡作、玉祖命は玉作を以て職とした。岩屋戸の前で舞うた天鈿女命は猿女君の祖となつて舞伎を掌つた。此神は猿田彦神との間に面白い逸事を存してある、左に之を略述しよう。

猿田彦神

神代 神代の傳説

天孫の將に天降らんとするや、天の八衢に隆鼻耀眼、偉大の神が有つた。そこで天鈿女命に命じて之を誰何せしめた。鈿女命乃ち胸部を露はし、裳帶を臍下に垂らし、笑ひながら向つたものだから、赤面の衢神が之を怪んだ。鈿女命は何者なるかを聞いたので、神對へて、吾は國神の猿田彦神で、天神の子の降臨を聞いて之を迎へ、參仕せんとするの旨を述べた。それから猿田彦神は天孫の降臨す可き地を指し、先ちて啓行をした。後に猿田彦神は伊勢の五十鈴川上に歸つた、此神の住地でもあらう、但し此に歸つたのは、大神の靈を奉持したものだらうと云ふ。後に天照大神を伊勢に祀るに至つた由來も此邊にあるらしい。

高千穂峯

笠狹碕

高千穂峯と笠狹碕の宮殿 かくて天孫は筑紫なる日向の襲の高千穂の穗觸峯に降臨した、次いで吾田の笠狹碕に至つて宮殿を營み、天位を定め、大山祇神の女木花開耶姫一名を吾田津姫と云ふ、駿甲のを娶つて火闌降命、彦火々出見尊の子を生んだ。後、瓊々杵尊崩じて、日向の可愛の山陵に葬つた。

海幸山幸

海幸山幸 彦火々出見尊の初の名を火遠理命と稱した時、山幸彦とて、鳥獸を獵する幸が有つた。又、其兄火闌降命は海幸彦とて、海に漁するの幸があつた。時

豊玉姬命

に兄弟互に其器を易へて、漁獵を交換した所が、俱に其利が無かつた。是に於て兄は弓矢を返して、釣釣の返還を求めた。然るに弟は之を失ひ、別に新釣を作つて返したけれど、兄は怒つて受けず、もとの釣を責めた。弟は憂吟して海濱に至つた所が、一老翁が居て、鹽土翁と云つた。尊の云ふ所を聞き、無目籠を作つて之に乗せ、以て海神の許に送つた。海神豊玉の女豊玉姬命は父に勸めて尊を留め、其後婚を結んだ。居ること數年にして、失うた釣及び潮滿珠、潮干珠を貰うて還り、其釣を兄に返した。兄釣を得たけれど、貧しく爲り、終に弟の神德に服し、狗人と爲つて之に事へた。後世隼人の阿多君は其子孫である。隼人は世々宮牆の側を離れず、吠狗に代つて衛護を事とした。彦火々出見尊終に天下を治むることに爲つた。

豊玉姬 妃豊玉姬は皇子を生んで、之を鷓鴣草葺不合尊と名づけた。海邊に鷓鴣の羽を草にして産屋を作つた所が、まだ其成らざる中に、皇子が生れた、故に此名が出たのだ。又、其生れんとした時、妃尊に告げて、其身を見る勿らしめた。妃乃ち八尋の鰐と變じ、皇子を生んだ。尊之を怪み見た所が、妃が怒つて、海界を塞いで去つた。けれど、其後皇子を慕うて、其妹玉依姫を奉り、皇子を養はしめた。彦火々出

見尊は高千穗宮に在ること數百年終に崩じて高千穗山の西方高屋の山上に葬つた。

鷓鴣草葺不合尊

鷓鴣草葺不合尊立ち海神の女即ち其姨なる玉依姫を娶つて妃とし五瀬命稻飯命御毛沼命稚御毛沼尊野尊又は狹の四子を生んだ。其後久しく西州の宮に在つたが終に崩じた。因つて日向の吾平山上の陵に葬つた。

第三節 神代事蹟の解釋

高天原

高天原 神代の事蹟は一は高天原一は大八洲國を其舞臺と爲す。高天原なるものは之を記して天上にある様に傳へる。而して其處には山川草木禽獸の有ること少しも地上と變りない。故に從來の學者は之を解釋して人事に適入し其地點を我邦土か又は外國に求めんとしたものが多し。けれど其れは甚だ困難な事決して一定の説に歸する所へは至らぬのである。之を地上に求めんとするは或は良いかも知れぬが地を定めると云ふ事は中々難問中の難題で有らう。今左に在來の説を擧ぐれば(一)大和説之は山崎闇齋谷重遠吉見幸和河村秀根伊勢貞

(一〇)

(一九)

丈などが主張した。(二)常陸説之は新井白石の創見である。(三)豊前説之は多田南嶺の唱ふる所である。(四)韓土説之は横山由清の主張である。(五)漢土説林羅山等の説く所である。(六)天上説之は本居宣長の唱道する所である。此外に南方マライ地方北韓印度など云ふ説を爲すものも有る。要するに神都たる高天原を定むると云ふ事は日本人種の故地は何れぞと云ふ論題にして其詳細の論は人種學者や言語學者やなどに聞かねばならぬ事だ。天上説も神話として尊重して置かねばならぬ。

根國

根國 根國は黄泉國とも云ひ地下に在つて暗黒な國である。死者は必ず此國へ往く故に生き還へることを蘇ると云うて黄泉國から返るの義だと云ふ。書紀古事記によりて考ふるに出雲伯伎の國境方向に當る。古事記には冊尊伊井冊尊の陵を比婆山と云ふ比婆山の所在が知れたらば黄泉國も自然明かとなる譯だ。栗田博士は黄泉國を雲伯二州に跨つて居る夜見島として居る、そうなる素戔嗚尊の赴いた「妣國根の豎洲國」と云ふ妣國は伯州で根國は雲州の島根郡となる譯だ。然るに吉田東伍博士は前の伯伎は伯耆で無いと云ふ説を出して備後の比婆山陵

から伯伎國を備後の内郡に求めた、是れは近世の一新説で有る。又久米邦武博士は根堅洲國を以て新羅地として居るが、是も参考とす可きものだと思ふ。

常世國

常世國

常世國は又常夜國とも書く、即ち遠く我國を隔て、容易に往來し難い所を云ふものだらう。之は月讀尊の治めた國である。之を夜の國と云ふ譯は、西方日没の地を云ふからで有らう。久米博士は「新撰姓氏錄の右京蕃別に『常世連燕國王公孫淵後』とあるは、遼東地方の人なれども、固より泥むに足らず。余は田道間守が非時香菓を求めたる常世と同地方にて、福州又は廣東地方ならんと断定す」と述べ、尙詳に其地域を指し、南方の閩の地が、そこだと斷せられた。そうなるに閩國は浙江省、廣東省の地方で、閩越は江南一帯の蕃地だから、後に現はれる吳國と同地なることに推及せらるゝので有る。

曾戸茂利

曾戸茂利と熊成

素戔鳴尊の天降つた曾戸茂梨の地名は牛頭の義である。此地は新羅の地で、今の江原道春川郡に牛頭州の名が存して居る。我邦各地にある牛頭天王社に素戔鳴尊を祀ることを考へて見ると、牛頭州と素戔鳴尊との關係が知れる。書紀の一書に尊が根國に入る前に、熊成峯に居ることを記してある。

熊川

宇佐島

宇佐島

此の熊成はもと熊川と名け、其地は今の忠清南道公州郡である。是等を考へて見ると、尊が新羅を平定して、一時其地に師を駐め居たものだと思ふことが出来る。ある事が、書紀の一書に見えて居る。海北とは出雲邊から韓國を指したものに相違ない。其道中と云ふのだから、韓國に渡る海路であつて、筑紫の北方なるは明かである。さて此島は今の何れなるかと云ふに、或人は之を豊前國宇佐宮として居るが、海北道中と云ふ地理に適はない。菅政友は之を于山國即ち鬱陵島竹だと唱へる。久米博士は之を筑前の瀛津島として居る。瀛津島は宗像三社の一なる市杵島姫の鎮座せる所で、中津宮のある大島露艦の常陸丸を撃沈した邊から西北十四五里の海上である。

海神國

海神國

海神國は綿津見國とも書いてある、其字の示す如く海神の居る國だから、陸上にある筈でない。けれど神話の事だから眞面目に取る譯にゆかぬ。今一例を擧げて云ふと、素戔鳴尊が海原を領する命を受け乍ら、韓土に入つた事がある。だから是を推して、海神國は韓土に求むる者もある、又九州附近に求むる者も

ある。古事記、書紀には、神武天皇の兄稻氷命が妣國の海神國に入つた事を記してあるに拘らず、姓氏録には彼が新羅國王の祖となつた事を記してから、海神國は韓土たるは明かだと主張するのである。久米博士は筑後の八女を本國とし、筑前娜津に韓國渡海を監する大藩だと説いて居る。

博多の前の志賀島に海神社がある、阿曇氏の裔が連綿として之に奉仕し、天明年中に『漢委奴國王印』を此島から掘出した。博多の住吉神社は當社の根本で、博多は多く其地域だ、此を古の娜津とする云々、博士は述べておる。

櫛原 伊弉諾尊が穢れを禊ぎ祓はれた日向の小門の橘の櫛原は、日向國南諸縣郡末吉郷南郷村今は大隅國贈嶽郡に入つたで、櫛原神社がある、四方限りない廣野で、櫛樹が多いと云ふ説である。又、久米博士は筑紫の儼縣を主張して、是までの人は日向の宮崎那珂兩郡の交なる橘郷小戸川の邊に、櫛原とて沙原あるを以て其所といふ説のありたれど、筑紫の儼縣といふを是とすと云はれた。是れは此時生れた三海神の住所が儼縣であるからの立論だらう。此櫛なるものは如何なる植物だと云ふに、俗に青木とか山竹とか云ふもので、青藍色の常磐木である。

(三)

高千穂の櫛觸峯 櫛觸峯は二上峯とも又添山峯ともあつて、頂上が二峯に分れて居る様だ。それだから之を現今の形狀に適合して、諸縣郡の霧島山に擬するものもあり、又、臼杵郡の高千穂峯だらうと主張するものもあつて、どちらが是か分らぬ。

日向風土記に、天孫の日向高千穂二上峯に天降る時、天暗く晝夜を別たす、人物道を失ふ。時に土蜘蛛あり、天孫に奏し、尊の手を以て稻の千穂を抜き、四方に投散せしむ。即ち天開き、日月照光す、因て高千穂二上峯と曰ふ。後人改めて知舖と號す。此峯は臼杵郡千穂郷にある山にして、霧島山にはあらず。古事記傳には二處共に當れりとし、先づ臼杵郡なる高千穂山に降り、其より霧島山に遷り坐して、さて其山を下り、空國を通行して、笠沙御前に至りしなる可しと述べて居る。けれど、襲の高千穂峯とあるから、贈嶽郡にあるを正とす可きだ。霧島山を見るに、其峯二つに別れ、東峯は諸縣郡に屬し、西嶽は大隅國贈嶽郡に屬しておる。次に櫛觸峯の語根を考へて見るに、櫛は奇觸は火の轉で、即ち火山を意味して居るのを見ると、霧島山と云ふのが當つておるのである。

又別に一説がある、霧島山は雙峯でない、又臼杵郡二上峯は深い山奥で、それとは思はれ無い。加世田港の海上から標準の峯として進航した雙峯は、阿多山華金山の山のであらう云々。之は久米博士の説である。

吾田の笠狭碕 皇孫の宮室を經營した吾田は當時の國名で、地は阿多郡であらう。久米博士は吾田國を薩摩半島の總稱にも用ゐられたとしておる。笠狭碕は野間岬で、野間嶽の餘脈が延いて西南海中に突出したるものがそれだ。書紀には吾田の笠狭碕に到り、遂に長屋の竹島に登るとある、長屋は長永山で、竹島は野間嶽だと云ふ、又久米博士は笠狭岬は加世田港だと説く。

天孫と山神との同盟 皇孫の大山祇命の女と婚したことに就きて傳説がある。初め山神に二女が有つたが、長女は醜いが、次女は國色であつた。皇孫は次女を引いて幸せられた。後に次女が娠まれて、皇子を生んだ。此大山祇命は大國主命に嫁した大市比賣神とは別神で、其一族の山神らしい。彼は出雲地方の君長であつたらうが、是れは此地方の君長で、皇孫の外戚となり、其族が次第に繁榮したものである。

笠狭岬に就いての説

天孫と山神同盟

皇孫の山陵所在

可愛山陵

可愛山陵はまた埃山陵とも書く、延喜式には日向國と記してあるから、臼杵郡可愛嶽に當てるものも有るけれど、笠狭碕とは甚距つて面白くない。

是れは日向國から薩摩、大隅の二國が分れ出た前の稱を唱へたものだから、日向國としたものらしい。久米博士は、可愛は穎娃郡で、山陵は同郡枚聞神社附近だらうと疑つて居る。此枚聞神社は國幣小社で、今、揖宿郡穎娃村に屬しておる。又、薩隅地理纂考には、高城郡東水引村大字宮内なる可愛山嶺の新田宮國幣小社だと考證し、現今宮内省では之に確定した。けれど久米博士は枚聞神社元は一ノ宮であつたが、新田宮が之を争うて、社家の無力から、幾ど破訴となつたと説いて居る。

高千穂宮の所在

高千穂宮は笠狭岬の宮と同一なるや、將亦、後に笠狭より遷りしものなるや明でない。古事記には、天孫降臨の條に、高千穂の地を記して、韓

國に向ひ、笠狭岬を迂回して、朝日の直射し、夕日の日照る國だとして、宮柱を立てたと書いてある。然らば此宮は高千穂宮と稱した事は明かである。けれど高千穂峯を霧島山とする場合に、其距離のあまりに隔たれるより、地理に協はぬから、初の大宮は高千穂の山上で、後に日向の諸縣郡に遷り、その後、又、笠狭碕へ遷つたものだと

高千穂宮の所在

云ふ説もある。何れも高千穂峯が確定してくれば、自然に決定する問題である。

高千穂の所在

高屋の山陵 久米博士は、彦火々出見尊の山陵のある高屋は、野間嶽の西なる

竹屋で今鷹屋高千穂宮の西南に當り、大隅に求むるのは遠いと云つて居る。今は大

隅國始羅郡溝邊村大字麓に定められ、神靈は同郡國分村鹿兒島神社に祀られて、官幣大社である。

吾平の所在

吾平の山陵 鷓鴣草葺不合尊の吾平の山陵は、今大隅國肝屬郡始良村大字上

名にある。久米博士は、吾平は大隅始羅郡始良郡始良にあると云ふけれど、是非は

知らぬ、然し吾田小崎君の妹を吾平津姫と云ふから、吾平は吾田國の管領地にある

のを證するに足ると云うておる。神靈は日向國南那珂郡鶴戸村の鶴戸神宮に祀

られて、今官幣大社である。

第四節 神代の文化

人種

人種 大和民族の出自は詳かでないから、其何種に屬すると云ふことを定むる

は困難である。此問題に就いては、高天原の諸説に大關係を持つて居るのは明か

である。而して高天原なる神都が何れの地であると定むることの難事なる上は、人種を決定するも亦難事である、寧ろ何人種に近いと云ふ位を定めるのが容易で有らうと思ふ。今其容貌を見るに、一部は確に韓種及び漢種に類似しておるを認めると同時に、又一部はマライ族の血の混入して居る様なのも認められる。之を風俗習慣の上から見ても、又兩種の差別があると信ずる。けれど此兩種の混和したものが大和民族となつたか、將亦、其何れか本總で、他が從屬であつたかを判断するは、容易の事で無いと思ふ。

今從來の諸説を述べようか、支那人と同祖だと云ふ説は、彼の史籍に倭人は吳秦伯の裔だと記してあるに據る。外人の著述には、多くタルタール族と認め、我國の古學者間には三韓同種を唱へるものが多い。此三韓同種説は、言語文章の相似た點から斷定したもので、今も此論者はあると思ふ。又、マライ種は其云ふ所の風俗習慣が多くの類似を持つておるからの推論で、此論よりも寧ろ南北兩派を折衷した蒙古マライ種説の方が優つて居る様だ。然るに茲に一つ田口博士の言語學上より見た人種論があつて、其言ふ所によると我日本の文法は全く同一で

ある。唯動詞の後に人注語尾の附かぬ點が相違しておるのみだ。之は歴史以前に於て消え失せたものだらう、然しトルコ、サンスクリット(梵語)等の文法は、日本文中に無疵に存在して居るから、歐洲人に比しては、本家に近い云々として、匈奴説を唱へた。我々の先祖が果してサンスクリットに近い語を用ゐ來つたものであれば、大和人種は明かにアリア人種である。黄禍論の起る可き理は無い。同博士は終に非黄禍論を草して、黄禍論者を駁した事が有つた。兎に角言語學上の知識を以て神代を研究したならば、先人未發の卓説も随分澤山出ることと信ずる。

政治

政治 邈たる時代の事は中々審にすることは難いけれど、高天原で政治を執つた天神と、之を輔佐した群神の關係は略、想像する事が出来る。其後高天原は天照大神の治むる所となり、其命によりて、皇孫は高千穂に天降り、祭政一致のマツリゴトを爲し、陪從の神は之を擁護して、終に中國平定の鴻業を大成するに至つたのだ。

法律 天孫の中國に降つた時、其歸順したものには賞を與へ、命に違ふたものは誅罰を加へた。又、天罪として畔放、溝埋、重播、串刺などの犯罪があつた。畔放は田地の境界を毀ち、灌漑に不便ならしむる事を云ひ、溝埋は田畝間の水の縦横に流るゝ

法律

を妨害する行爲を云ひ、重播は其既に種子を播いた後に、更に重ねて播くを云ひ、串刺は串を田中に刺して、田夫に害を與へることを云つたものだ。我國の古俗は稻を貴んだから、田に害を與へたものは、皆重罪としたものだ。是れ我國の刑法の始と見る可きである。

さて是等の犯罪に對する處分は如何にと云ふに、刑祓の二様があつた様だ。刑は主として重罪に科し、祓は主に之を神事に關する罪に科した。祓は贖物を出して、之に罪を負はせて祓を爲し、犯罪者の心を潔白ならしめたものだ。素戔嗚尊の罪を天祖に獲た時、群神は相議して、千座置戸を科した。又、爪髪を抜いて其罪を贖はしめ、天兒屋根命をして解除の祝詞を宣べしめ、而して之を根國に逐うた。此千座置戸なるものは贖物の多數を其場所に置いてあつたのを指して云つたもので、延喜式に四座置、八座置など記してあるから、千座置と云へば祓の最も重大なものであつた事が知れる。

衣服

衣服 古事記の橿原の禊の條に、伊弉諾尊の衣服を脱ぐ事が見えてゐる。之によつて考へて見ると、其服制は、左手の手に珠玉の飾環があつて、之を手纏と云つた。

禪と衣とを穿いて、其上に裳を着け、上を帯で約つた。頭髮は之を兩分して、左右に結び、之に飾るに珠環を以てし、又は櫛を挿した、此髮風を美豆良と云つた。又、履を穿き、眞辟葛の如き被り物を戴いたものもあつた。

食物

食物 太古の人民が其最初に食物とするものは、恐くは草木の實、又は嫩葉で、魚介も亦、併食されたものだらう。神代の保食神は種々の穀物を掌り、又、人民の毛蟲物、毛柔物、鱈、廣、鰭、狹物、魚類以上は獸類を食とし、鳥を捕つた事も徴證が有る。而して五穀の中で、粟が最も重せられ、天照大神の大嘗聞しめすの語もある、大嘗は新稻を云つたもの。又、神の勅に、吾が高天原を御す所の齋庭の穂を以て、亦、吾が兒に御すべしとあるのでも、其重いのが知れる。此外に酒もある、羹汁もある、膳羞の法の稍、備はつて、之を察する事が出来る。

住居

住居 家屋は其身分によつて等級があつたのだらうけれど、今日から想像は出來ない。然し、元づ神社の建築物の様なものであつたらうと思ふ、即ち柱を地中に埋め、屋上に草茅を以て之を葺き、上に木を交叉して、風害を防ぎ、之を氷木と云つた、後世は神社に之を裝飾として有るが、太古は防風の役をしたものだらう。又、身分

の低いものは、家屋も狭矮で、寧ろ地下を掘下げ、其穴の中に住み、出入に穴口を斜めに設け、其處から出這入をしたものだ。以上黒川博士の説。女子は子を産む時、別に新しい産屋を作る風もあつた。

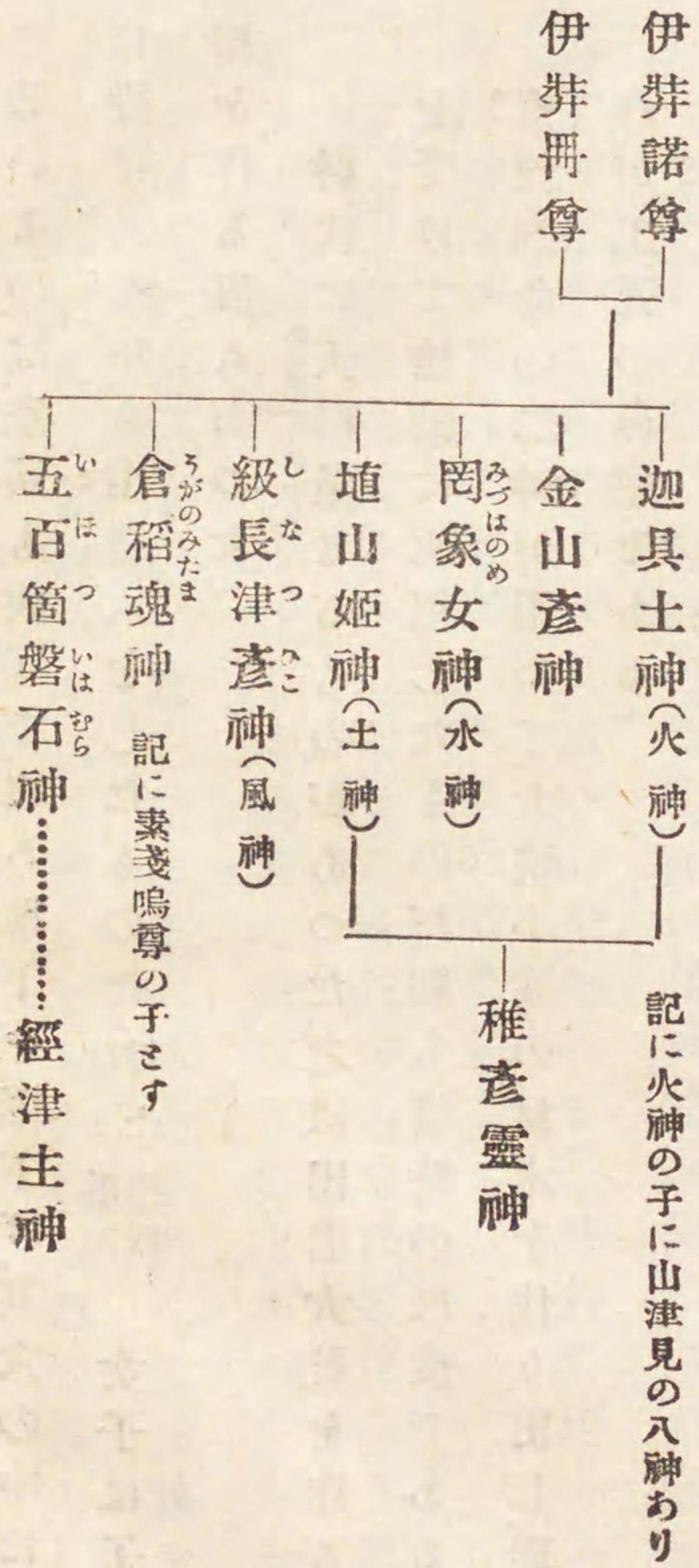
神代に天御量なるものがあつた、之は出雲大社を作る時、天御鳥神が天神の命を受けて、建築に使用したものだ、即ち當時の尺度である。此尺度を手置帆負命、彦狹知命の二神が用ゐて、大峽小峽の材木を伐り出し、瑞殿を作つた事がある、是れが工匠の鼻祖である。

工藝

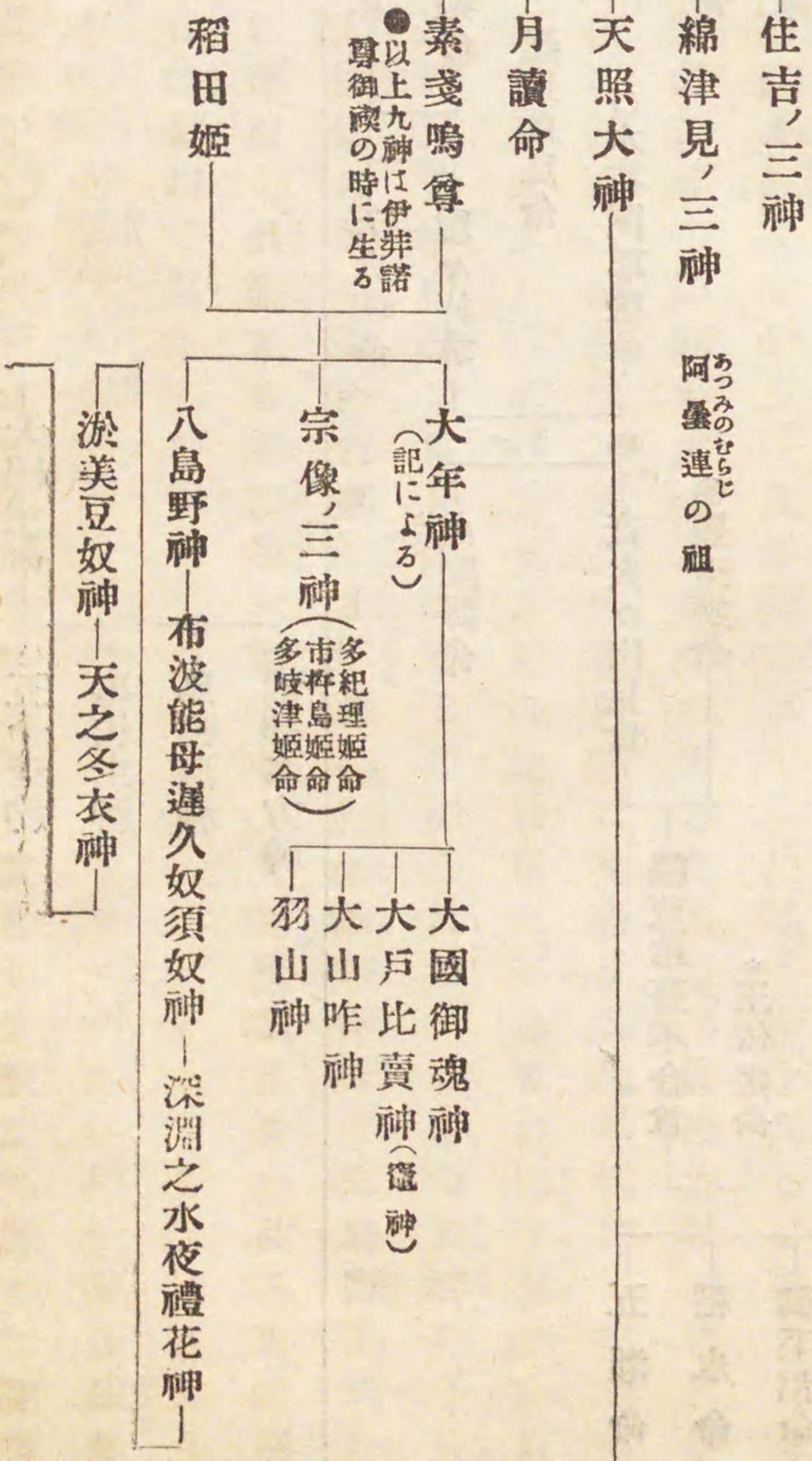
工藝 金工には石凝姥命の鏡作、天目一箇命の鑄金があつた。木工には前述の二神が有つて、宮殿の外に笠及び矛楯を作つた。玉工には玉祖命が有つた。織工も亦よく發達し、倭文布を織ることが史に見えて居る。又、養蠶の道も行はれて居た。此時最も多く用ひられたのは木綿で、穀の皮を以て織つた、之が白栲と云ふものだ。之を織るには貴賤の別が無かつたと見えて、大神の齋服殿に坐して、神衣を織つたことがあるので知れる。器具には平貧、手扶、嚴釜などが有つた。平貧は今皿鉢の様な土器で、食物を盛るに用ゐたもの、祭事に使ふたのだ。手扶はロクロ

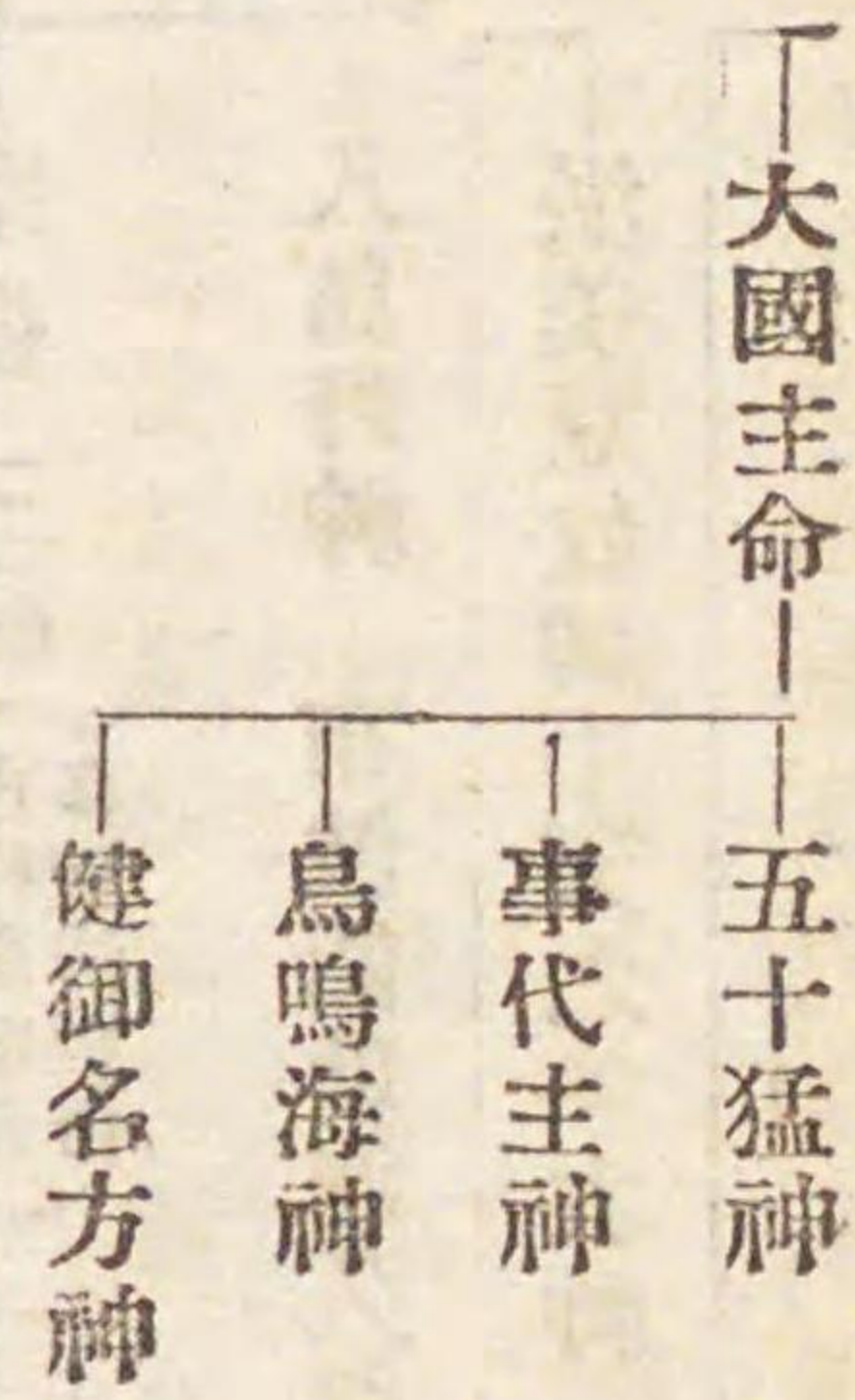
を用ひず、手を以て土を撚り抉つて作つた土器で、之も亦食物を盛るの器だ。嚴食は酒類の液體を盛るの具で、之を土で作つたものだ。陸行には車あり、水行には舟があり、其種類も多く、船舶の如きは韓土との交通に堪へたものだ。軍器には天之瓊矛、廣矛の如きものがあり、叢雲、劔天之尾羽張劔、詔靈の如き劔もあつた。其他弓矢、鞞、鞞、楯、鞍、鏡の類もあつた。以上で其文化の程度も大體は知れるだらう。

神代系圖

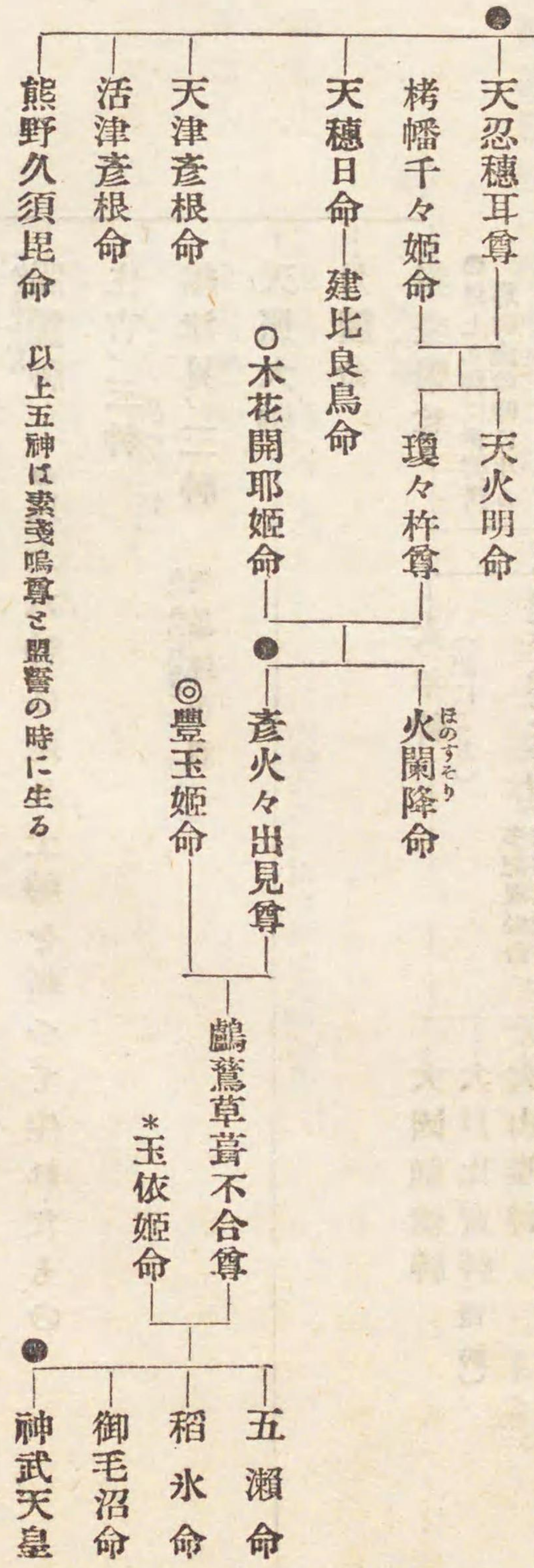


瓊速日神……………武甕槌神
 大山祇神(山神)——大市比賣神 記に大山祇神は野神なる野槌神と婚して八神を生む
 高靈神
 閻靈神 ●以上六神は迎具土神を斬つて生れたもの
 住吉ノ三神
 綿津見ノ三神 阿曇連の祖
 天照大神
 月讀命





○高皇產靈神の女
◎海神豐玉彥命の女
*豐玉姫の妹



第貳期 ヤマト朝廷振興の世

第壹章 神武天皇の創業

ヤマト ヤマト國は「玉臈の内國」とも稱せられ、青山の四周せる地で有る。だからまた「青垣山隠れる倭」とも云ふ。漢字では「倭」または「大倭」を用ゐて有る。思ふにこれは一地方の稱呼が國朝の大號と爲つたものだらう。此地方は神代に於て、大國主命の勢力の及んで居た所で、天孫の降臨後は、土豪が各地に割據し、其最も張大なものに長髓彦と云ふものが有つて、鳥見の地に居た。鳥見は添下郡今、生富雄村の邊で、和名抄に鳥見郷、中世に鳥見庄とあるのがそれだ。この時天神の子饒速日命と云ふが、天磐船に乗つて、河内國川上峰北河内郡天の川の北嶺に降臨し、尋いで鳥見の白庭山に遷座し、長髓彦の妹三炊屋媛を娶つて、可美眞手命を生んだ。長髓彦は乃ち饒速日命を以て君として仕へた。

東征 狹野尊神武天皇は高千穗宮に在つて、諸兄及び子等と議して曰ふ、「鹽土翁に

聞いたが、東方に美地が有つて、青山が四周して居る。其中へ天磐船に乗つて飛降

ヤマト朝廷振興の世、神武天皇の創業

神武天皇の東征

ヤマト國

つた者が有るそうじや。余謂ふに彼地は必ず天業を恢弘し、天下に光宅するに足る、蓋し六合の中心なるか」と。遂に東征の決議をせられ、尊は親ら舟師を率ゐ、諸皇子と共に高千穂宮を發して、筑紫國菟狹今、豊前國に赴いた。所が國造の祖なる菟狹津彦菟狹津姫が菟狹川の畔に宮を造つて尊を饗した。そこで尊は又轉じて岡水門筑前國遠賀郡蘆屋浦に行かれたが、尋いで安藝國に航し、埃宮一名多祁理宮安藝郡府中村多家神社に居た。それから吉備國に徙り、行宮を造つて、之を高島宮所在未考、備前兒島灣の邊かと云つた。

古事記には、岡田宮筑前國遠賀郡黒崎村大字熊手に一年、安藝に七年、吉備に八年、前後合せて十六年として有るけれど、日本書紀には、帝甲寅十月日向を發し、翌月崗に至り、四十餘日にして安藝、また三箇月にして吉備に入り、三箇年駐蹕として有る。此兩説の何れが是なるか知れないが、討伐に年處を経たこと明かであるから、古事記の説が従ふ可きに似て居る。又書紀には、尊日向國を出て、速吸の門に至り、珍彦と云ふ者を得て嚮導としたことを記して有る。古事記には、此事を吉備發轅の後、の事として有る。前説によると、速吸門は佐賀崎海峽又は關門海峽だが、後説によると、明石海峽と爲るべき筈だ。けれど書紀に珍彦の垂釣の地を曲浦として

東征年數に關して、古事記と書紀の事、不一致

速吸門の所在

有るので、曲浦は和田岬だらうとの説もあるが、曲浦は田浦の誤寫だらうとの説もあるから、急に決せない問題である。

それから尊は舟楫を整へ、兵食を蓄へ、一擧にして天下を平げんとし、椎根津彦名本は珍彦、倭直(ヤマト)を嚮導として此地を發し、舳艫相接して難波に著いた。そこで流を遡て河内國草香邑白肩津一名を蓼津又は草香津と云ふ、古へ大江灣が有つて、同國河内に至り、それから膽駒山を踰えて中洲に入らんとした。長髓彦は之を聞いて、孔舎衛坂河内郡日下村に邀へ戦ふた。皇兄の五瀬命が流矢に中り、皇軍は進み戦ふことが出来なかつた。そこで轉じて茅渟海和泉灘のこさ、古へ和に入り、雄水門と一名を山城水門南郡雄信達村大字男里附近であるに至つた所が、命の創痍の疼痛が甚くなつて來て、紀伊國竈山海草田村大字和田竈山田村(官幣中社)に至つて、崩せられた。皇師はそれより熊野南牟婁郡に廻幸した、その時に高倉下なるものが來て、師靈の御劍を獻じた。

皇軍難波に著す

皇軍の紀州廻幸

紀には熊野に著する前に、竈山附近の名草邑にて名草戸戸畔は酋の義だを誅し、遂に狭野東牟婁郡三輪を越えて、熊野の神邑に至り、尙舟師を進めて暴風に遇ひ、皇兄稻飯命、三毛入野命海に入つたので、全軍全きを得、尊は皇子手研耳命と軍を帥ゐ

ヤマト朝廷振興の世 神武天皇の創業

て、熊野の荒坂津一名丹敷浦、今南牟婁郡荒坂村大字二木島に上陸することを得たと書いてある。又一説には遠く東方に舟を進めたのを非認して、丹敷浦は二色灣西牟婁郡に近しい處だ、此邊しやばり熊野浦だと云ふておる。然し皇軍は南角を廻はつて一層進んだものと解釋する方が穩當だ。紀には荒坂津に至つて丹敷戸畔を誅したことを載せてあるけれど、古事記には荒神が多いから、是より奥へは入るなと神教があつたと記しある。

熊野から皇軍は頭八咫鳥鳴建津身之命を嚮導とし、日命後に道臣の名を賜はつたを先鋒たらしめて、山間險絶を跋涉して、大和國菟田下縣賀志村に出た。此地の魁帥えうかしやとうかしに兄猾弟猾の二人があつて、弟は先づ降つたが、兄は來なかつた。因つて道臣命を遣はして、之を誅せしめた。三それから尊は吉野地方を巡行された、之は巨魁長髓彦を討滅するの示威運動で、果して其附近の諸豪即ち阿田村の贊持や、碓村の井光や、國栖村の國栖などが、風を望んで之を迎へた。古事記には吉野巡幸の後、兄尊は宇陀へ還られて、高倉山宇陀郡室生村上田口の東南、伊勢國境にある高見山かに登つて國中を遠望せられた所が、國見岳郡東北隅、伊賀伊勢の境上にあるに八十梟帥數多の酋長の一種だらうが居り、西方の男坂同郡神戶村半坂か、女坂同郡内

字赤埴の墨坂同郡榛原村大字萩原の西にに各軍が居り、又磐余邑磯城郡安倍村には兄磯城の軍が居て、道路梗塞して、軍を進むることが出來なかつた。

(一) 熊野から吉野へ皇軍が進んだ其通路に就いて、十津川經由説と北山川上經由説の二つが有るが、二木島灣上陸とすれば、北山川上を經由して大和に入るを正當の順路とする。大西源一氏の『神武天皇大和御討入地理考』に精しく之を論じてあるのは従ふ可きものと思ふ。

(二) 兄猾誅戮の後、弟猾は大に酒食を設けて、皇軍を搞つた、尊は酒肉を軍に班ち、乃ち歌を作つた。
宇陀の高城に鳴良張る。我がまつや、鳴はさやらず。いすぐはし鯨さやる。前妻が魚こはさば、立そげの、みのなげくをこきしひる。後妻が魚こはさば、いち柳實の多けくを、こきだびる。後世舞樂に久米舞と云ふのがあるのは、この古の遺式だと云ふことだ。

是に於て尊は神誨に従ひ、先づ天神地祇を祀り、然る後に兵を勸して出で、八十梟帥を國見丘に撃ちて之を斬り、皇軍大に振ふた。乃ち磯城彦を攻めんとし、先づ使

ヤマト朝廷振興の世 神武天皇の創業

鳥見地方の征伐

を遣つて之を諭した。弟磯城は來屬したが、兄磯城は來なかつた。更に弟磯城に彼を諭さしめ、並に其黨たる兄倉下、弟倉下にも説かした。遂に歸順しなかつた。そこで椎根津彦の策を用ひ、女軍をして忍坂磯城郡城島村大字忍阪の道から出でしめ、男軍を以て墨坂を越えて、後より夾撃して之を破り、遂に兄磯城等を斬つた。

磐余地方は斯く平定に歸したので、皇軍は進んで鳥見其地は三五頁に説明しておいたに長髓彦を討つことに爲つた。然るに皇師連戦して勝つことが出来なかつた。其時金色の靈鷲トビが飛んで來て、尊の弓弭ゆひに止まつた。其光が流電の如くなつて長髓彦の軍が皆それに迷眩して、力戦することが出来なかつた。そこで彼は使を遣はし曰つた、「吾は天神の子なる饒速日命を奉じて君として居る、天神の子に兩種は無い筈だ」と。乃ち饒速日命の天神の子たる證として矢鞆を示した。尊も亦その天表あまつしほを示した。長髓彦は之を見て、恐懼措く能はざる有様であつたが、しかし勢の止む能はざるので、遂に其心を改むるを欲しなかつた。饒速日命は彼が性の剛愎で、到底教ふる事が出来ぬのを知つて、遂に之を殺し、其衆を帥ゐて歸順した。尊は大に之を嘉みし、重く彼を登用した。此命が物部氏の遠祖である。

饒速日命の歸順

(3)

(一) 瑞の瑞があつてから此地を瑞邑と云ふ、鳥見と云ふのは其訛だと紀に書いて有るけれど、久米博士は「これ鳥見に就ての附會なり、此落咄を除きて見れば、長髓彦が抵抗力屈して後の和議とは思はれず」と云つて居る。

(二) 饒速日命の先祖系統明かでない、又其傳も詳でない。神武天皇の出師にあひては、直ぐに出て來て従ふ可き筈なのに、度々皇師を惱まして後に歸順した。之は史が缺けて無いから分らぬのだらう。舊事紀には瓊々杵尊の降臨前後に天降つて、早く薨じ、神武天皇の時は、其子可美真手命の世と爲つて居る。此書は全く信じ難いから、其天降はズツト後の事と思れる。

鳥見平定後の形勢を見るに、層富郡添上郡添下郡添上郡波哆丘岬今、生駒郡都跡村大字に新城戸畔が居る。和珥坂下武鑠坂と同じ、添上郡本村大字和爾には居勢祝が居る。臍見の長柄丘岬朝和村大字には猪祝が居る。此三つの土蜘蛛共に勇を恃んで附かなかつた。そこで尊は偏將を分遣して、皆これを誅した。又葛城邑一名高尾張、今葛城郡吐田郷大字森脇に土蜘蛛が居たが、之も皇軍が襲ふて討滅した。此に於て中洲の地全く平定に歸した。

以上は神武天皇東征の概要である。要するに各地の豪族を討平して、大和に都を定められたのである。然し此大業に就いて東征と云ふ文字が異論の種で、天孫

葛城の平定

種族の大和討入は先占したる大和種族を滅して、其地を占略の爲めでは無い、天祖の地を治めんが爲めの舊地恢復の師である^(二)と論ずるものがある。又東征は東遷なり遷都なりと論ずるものもある^(三)。中には明治天皇の東京に臨幸遷御と同一視して居る學者もある。然し何れも天神の皇祖に賜ひたる國たることを認むるに論は無く、只王化が此土に及んで居たもので有つたか無かつたかが問題で有らうと思ふ。

(一) 齋藤馨曰く「長髓彦の逆戦屈せざるは、特に其天神の子と詐稱するを疑へるなり。而して帝之に視すに、天羽々矢及び歩鞞を以てす。大和をして天祖の故都に非ざらしめば、帝は退方の主、僻邑の長にして、矢鞞は帝の家器なり、彼何ぞ識て其疑を解かん。吾之を以て知る、天祖は大和に都せしことを。矢鞞の傳はれること、聞き知らざるものなし。故に出して之を視せるのみ。長髓彦猶豫して服せず、饒速日、其疑ふに足らざるを知り、故に之を殺して降る。而して帝は天祖の地に居り、天祖の位を踐み、天祖の三器を奉じ、是に於て恢復の志成る……吾當時の勢を推して以て、天祖の大和に都し、而して帝の東征は乃、之を恢復せしことを知れるなり。」

(二) 細川潤次郎曰く「夫神武は中洲を蕩掃するの後、遷都即位立后、賀正等の諸大禮

を始め、宮殿の經營、國宰の配置に至るまで大に瓊々杵尊以來の制を改めて、以て朝綱を恢復し、其盛徳・偉勳に至つては開國の祖にも譲らざる可しと雖、直に之を轉じて、開國の祖と云ふ可らず。其東征は即遷都にして、其用兵は只是一時王化を梗する者を除くに過ぎず。凡兵力を以て他國を占略するものは多少の流血を免かれず。若又兵力を用ゐざる時は、使を發し招諭して歸順せしむることある可きに、神武の東征は大和近傍を除くの外、一も王師に抗する者なく、且吉野の國、栖人の如きも、猶神武の天神の子たることを知り、其行幸を迎へて參向せしことは、豈我祖宗の我日本に君臨せることの久遠にして、國中、大抵王化に露はざる者なきの明徴に非ずや……之を要するに東征は即、東遷なり。二書紀の文に由て自ら明なり。余輩の一家言に非ず。」

(三) 内藤耻叟曰く「諸皇親さばかりて速に遷都東幸の策を立てられたる事、猶近く明治初年に東北の未穩なる時に當りて、早く東京に臨幸遷御あらせられたる事情全く相似たり……然るを日本書記に即位の事を東遷の後に擧げて、其の前日までは天子に非ざる者の如くにし、又遷都の東幸を東征の如くに書きなしたるは、これ耻叟が常に憾を舍人親王に懷く所なり、云々。」

即位 ヤマト平定の後、尊は令を下して曰ふ、「我東征してから六年になるが、中洲の地復た風塵ない。宜しく皇都を定め、宮室を經營して、寶位に上る可きだ」と。乃

ヤマト朝廷振興の世 神武天皇の創業

ち有司に命じて、畝傍山の東南橿原今、高市郡白樺村大字に宮殿を經營せしめ、三輪氏三諸山を本據の祖神事代主の女媛踏鞴五十鈴媛命を納れて正妃とした。それから辛酉の年正月、帝位に橿原宮に即いた、之を後世紀元元年とした。

(一) 宮殿の造營には太玉命の孫にて、忌部氏の祖なる天富命これに預り、手置帆負彦狹知の二神の孫、斧鉞を執つた。即位の式に就いては、日臣命、大久米命は、大伴部、久米部を帥ゐて、宮門を衛護し、饒速日命は内物部を帥ゐて、矛盾を造備し、天富命は諸部を率ゐて、天璽の鏡、劍を捧持して、正殿に奉安し、祭の祝詞を陳し、天種子命は天神の壽詞を奏した。そこで世中では此帝の事を始取天下之天皇と云つた。

(二) 古事記には大物主神の子比賣多々良伊須氣余理比賣を正妃と記す。書紀は之を前記正妃の妹即ち事代主の次女と爲し、第二世綏靖天皇の后と爲す。

論功行賞

二年道臣命に宅地を賜ひ、築城邑高市郡白樺村大字鳥屋に居らしめ、久米命を

して來目邑紀に畝傍山以西の川邊の地とありに居らしめた。珍彦は倭國造今山邊郡朝和村の東南部、弟猾は猛田縣主宇陀郡内牧村、萩原村等の地、弟磯城は磯城の縣主、劔根は葛城の國造になつた。

(一) 磯城は師木又は志貴と書く、其地は後世、式上、式下と二の郡に別れて居るが、略其所であらう。弟磯城の系は一世で絶えたものと見える。其後磯城に縣主と爲つ

(一)

たのは物部氏の系統のもので、饒速日命の孫日子湯支命の後裔だ。綏靖以後開化に至るまでの后家と爲つた。

(二)

(二) 劔根の功に就いては詳でない、久米博士は武甕槌の裔孫かと疑つて居る、さも有らう。

巡行

行賞の事が済んで後、靈時を鳥見山磯城郡城山村大字外山に立て、皇祖天神を祭つた。

三十一年帝巡幸し、因つて腋上、嘸間、丘南葛城郡掖上村大字本に登つて國狀を望んだ所が、蜻蛉の臀を咄めた形に似て居たので、是に由つて秋津洲の號を附けた。かうして天皇は七十六年に至つて、橿原宮に崩御になつた。乃ち畝傍山の東北陵に葬り奉つた。

(一) 靈時とは神奈備と同じく、神靈の地として圍つた場所を示したものだ。

(二) 御陵は早くから其處を失して居たので有るが、文久年間高市郡白樺村大字山本の字神武田に定められた。畝傍驛から十町。陵の兆域、周圍四百七十間、二重濠を繞らして頗森嚴な陵で有る。

第二章 關史時代

手研耳命の變

綏靖天皇の即位 神武天皇の日向に坐した時、吾田阿多郡の小椅君の姉で有つた吾平媛を娶つて、手研耳命、研耳命を生んだ。其後、后を立て、前條に其腹に神八井耳命、神淳名川耳尊の二皇子が誕生あつた。神淳名川耳尊は神武の四十二年皇緒に定まつた。然るに手研耳尊は、年長で、父帝に隨從して、各地に轉戦し、頗る功績が有つたものだから、神武崩御の後は、専ら朝政を決して居たのである。それで命は二弟古事記には三弟としてあるを害せんと計劃した。大后が之を知つて、二弟に諷した。神淳名川耳尊乃ち密に備を爲し、先帝の山陵を築くことが終つてから、其兄神八井耳命と共に謀つて、手研耳命を射殺し、終に帝位に即いた。之が綏靖天皇である。

此手研耳命の變は神武の中洲平定以來最初の内亂である。手研耳命は先帝筑紫に坐せし時の御子なれば、綏靖とは年齒も餘ほと違ふ。神武と綏靖との間に二年の空位あるは、命の事を執つて、天皇の如く專斷の時代と認むべきだ。本居内遠は日本紀の撰者が此篡奪を曲筆したのだらうと疑つて居る。

(一四)

綏靖以下八代

綏靖天皇から以下開化天皇に至るまで八代五百八十餘年の間は、皇位繼承、帝都、后妃等の外に何等の記事が無い。皇后の出た家は磯城久米博士郡之を河内の磯城郡としてあるの縣主で、即ち後の物部の家だ。記紀に異説がある、拙著日本歴史地理要覽を参照。今、八代の帝都を擧げると左の通りである。

(一五)

(天皇名)	(宮名)	(現今の推定地名)
綏靖	葛城高岡宮	大和國南葛城郡吐田郷村大字森脇
安寧	片鹽浮穴宮	北葛城郡浮孔村大字三倉堂(?)
懿德	輕曲峽宮	高市郡白檀村大字大輕字マワリヲサ
孝昭	掖上池心宮	南葛城郡掖上村大字玉手
孝安	室移津島宮	同 秋津村大字室
孝靈	黒田廬戸宮	磯城郡都村大字黒田
孝元	輕境原宮	高市郡白檀村大字大輕
開化	春日率川宮	同 奈良市内子守町率川の邊

喜田博士は「帝都」に此一代一宮と頻繁の改築を説明して曰ふ、古へは天皇に證がヤマト朝廷振興の世 關史時代

聖

無い、そこで天皇の御名の代りに宮の名を用ひた者だ。それで有るから一つの宮のみを語り傳へられた方々でも、時としては二つ以上の宮殿を有し、若くは二度以上遷都されたこと無きにしても有らずだ。果して然らば日本紀に仰山らしく書いて有る遷都の文字は、其實遷宮位で有る。古へは建築構造が簡單であつて、二十年位が平均保存年限であるから、其年限毎に新宮を建て、移らねばならぬ。だから治世の長い方は一代間に二度若くは三度以上の遷宮も有つたで有らう。而かも宮名は御治世を表はすものゝ如く成つて居たから、普通の場合、改名が無かつたで有らう。又若し場所が離れて居て宮名が改まつても、往々にして其中の一つのみが、語部の口に残つた事であつたらう。

我思念の不確實

年紀の不確實 本朝古來文字なく、又曆日も無い。曆法の傳來は欽明の朝に曆博士の渡來したのを始としてある。但し其以前に於ても三韓交通以後は、干支紀年を用ゐたやうである。然るに書紀編纂の際、支那の正史に倣うて、是等を悉く數字的年紀に改書して、其不明なものには撰者の填補を加へたものと見える。殊に當時行はれるた辛酉革命しんゆうかくめいの説によつて、神武即位は大革命であると云ふ點から、推古の辛酉の年より千二百六十年前の辛酉に置いたので有る。だから允恭いんきやう天

皇以前に在つては、書紀の年紀、三韓の史乘に符合せずして、其延長して有るのは當然で有る。

古事記は歴代天皇の長壽を記してあるが、書紀に至つては殊に甚しく、文飾に過ぎて實を失ふた點が多い。そこで書紀の年立の朝鮮古史に對照して、六百年許の延長が有るだらうと云ふ説は早くよりあつた。那珂博士は之を諸種の方面から推考して、神武創業を六百餘年の後に繰り下げた。其詳細は史學雜誌第八と『文』明治廿一年の第一卷七八號とに出てゐる。

書紀の年立は凡六百年の延長がある

○三章 崇神・垂仁二帝の御世

第一節 神宮・皇居の分離

崇神天皇

崇神垂仁兩帝 崇神天皇は開化天皇の皇子である。元年に御間城姫を立て、皇后とし、三年都を磯城に遷し、之を瑞籬宮宮址は磯城郡三輪町大字金屋のと云つた。治世三十二年壽五十八にして崩じた。七皇子ありて、長を豊城命、次を活目尊仁垂と云ひ、活目尊が最も寵愛せられた。天皇二皇子に向つて曰はれたには、朕は二子に於て眷愛異ることないから、孰れを嗣とす可きか定まらぬ。だから之を夢で占はんと思ふと。二皇子齋戒して寝た所が、豊城命は山に登り、東面して八たび槍を振ひ、八たび刀を撃つと夢み、又活目尊は山に上り、繩を四方に張つて、粟を啄ふ雀を逐ふの夢を見たとき、奏した。そこで天皇は兄に東夷を鎮定せしめ、弟を皇太子に定めた。活目尊位に即き、垂仁天皇と申し、纏向の珠城宮宮址は磯城郡纏向村穴師の邊に在まして、治世三十五年、壽六十二にて崩せられた。

崇神天皇の御世

敬神 崇神天皇五年、疫病が諸國に流行し、百姓の死んだものが多く、又四方に流

器を笠縫に奉安す

三輪に關する傳説

浪した。天皇大に之を憂ひ、朝夕に天神地祇を禱つた。嚮に天照大神、倭大國魂神大國主を大殿の内に安置して、起臥を共にせられたが、是に至つて、其神威を恐みて、御心安からず思召して、鏡劔を皇女豊鍬入姫命に附け、大和の笠縫村磯城郡織田に齋ひ祀らしめ、神籬神聖の境地を立てた。又皇女淳名城入姫命をして、大國魂神を祀らしめた。別に鏡劔を模造して、之を殿内に奉安した。是に於て神人始めて處を異にする事になつた。七年天皇淺茅原に幸して、八百萬神に卜し、太田々根子大國魂神の尾市倭直を祖にして、大國魂神の祭主たらしめた。を求めて、大物主神を祀らしめ、伊香色雄物部連に神祭の物を扱はしめ、市磯余の長尾市倭直を祖にして、大國魂神の祭主たらしめた。を祀らした。是に於て天下の疾病始めて熄んで、國內漸く謐り、五穀が成熟した。

太田々根子は大神氏の祖である。傳によれば初め大國主神、三島溝杭耳の女玉櫛姫と婚したが、夜のまだ明けぬ中に、神は常に去り、未だ一度も晝來た事が無かつた。是に於て玉櫛姫は續芋を神の衣に係けておいて、そして翌日になり芋に從つて尋ね覓めた所が、茅渟縣陶邑和泉國大鳥郡今泉北郡を経て、直ぐに大和國御諸山を指してゐた。還つて遺れる芋を見た所が、唯三卷殘るのみで、有つたので、姓を

ヤマト朝廷振興の世 崇神垂仁二帝の御世(神宮皇居の分離)

大三キハミ榮ワと號したと云ふ。大神神社は三輪山ミハ三諸山ミヤの西面に鎮座し、今官幣大社
で有る。拜殿のみ有つて、宮居の無いのが特色だ。大國魂神オホクニタマは素戔鳴尊の子、大
年神の子で、大和神社山邊郡朝和村、官幣大社に祀られてある。

伊勢神宮 垂仁天皇廿五年、豊鍬入姫トヨクシイヒメ年老いたので、皇女倭姫命を以て神鏡に
奉仕せしめ、笠縫から之を伊勢の度會ワタライなる五十鈴川イヅナガハの川上に遷し奉つた。其奉安
になつた道筋は、初め菟田ウタの筱幡ハタ、今も大神の別宮なる小祠存すに至り、近江に入り、美
濃を廻つて、伊勢に入つたので有る。是れが伊勢神宮の起原で有る。

寶鏡の鎮座の所を内宮ウチノミヤと云ひ、別に外宮ソトノミヤと云ふのが有つて、豊受の大神を祀つ
て居る。豊受神は古事記によれば、稚産靈神ワカウツミの神カミとして有る。謂ふに天
照大神の爲めに穀を上るの使神であらう。其外宮に遷座に爲つたのは、『神道五
部書』によるに、雄略天皇の時である。けれど此書は後世の偽書で信することは
出来ない。外宮が内宮に對抗するに至つたのは後世の事で、決して五部書に謂
ふ様な貴き神では無つたらう。

二十七年、垂仁天皇兵器を以て神幣と爲さんとトした所が、吉キツとあつたので、弓
(三)

兵器にて
神祇を祀
る始

豊受神

伊勢神宮
の始

石上神寶

矢刀劍を國社に納れ、更に神地カミチ神戸カミコを定めた。兵器にて神祇を祀るのは此時が
始りである。

石上神寶 三十九年、皇子五十瓊敷命イソノシキノミコに勅して、新に太刀千口タチチウコを作らしめた。
命は茅渟の兔砥の川上宮カミノミヤに居て之を作り、川上カミノ部ベ一名裸伴ハダカトモと稱し、石上神宮イソノカミノミヤに上つ
た。帝因つて盾倭文タテシロリ弓削ユキノ矢作ヤハシ穴磯アナシ泊瀬フカシ玉作タマツクリ刑部カバタ日置ヒキ刀佩タチウケの十部の民を命に賜は
り、石上神寶の主と爲し、春日臣カサガノミの族市河イチカハをして之を治めしめた、是れが物部首モノノベノオホトの祖
である。後に命年老いて、神寶の主を妹の大中姫オホナカヒメに譲られた。其後姫は物部モノノベ十千
根チチノネに譲つた、物部連モノノベノツラシが石上神寶を掌るは此に起るのである。

石上神宮は山邊郡丹波市町布留イソノカミに在つて、官幣大社である。祭神神靈劍カミタマ(前に説い
てある)を祀つたのは崇神天皇七年のこさだが、後に素戔鳴尊の八岐大蛇ヤマトノオホスネを斬つた十握劍トシヅカを
も合祀した。本社ホノミヤの後に高庭タカニまで禁足の地が有つて、此に帥靈シラノリ十握劍トシヅカ十種神寶トシヅカを齋
祀イハヒり、宮の正體として有つたが、明治七年發掘したら、靈劍一口、勾玉等數點が出た。今、
此寶劍を神體として居るので有る。

第二節 遠荒の征服

ヤマト朝廷振興の世 崇神垂仁二帝の御世(遠荒の征服)

四道將軍

天日鷲命の事蹟

四道將軍 崇神天皇の十年、遠荒の地をして、王化に霑はしめんとし、群卿を選んで、之を四方に遣はした。即ち大彥命を北陸に、其子武渟川別命を東海に、吉備津彦を西海に、丹波道主命を丹波に派遣し、不逞の徒を討たしめた。是を四道將軍と云ふ。以上書紀 是より先神武天皇は天日鷲命日神天岩戸隠れの時、穀木の孫を率ゐ栗、麻穀を阿波に植ゑしめた。命更に沃土を求め、阿波の齋部を分ち、東方へ引連れて行き、麻穀を播植した。好麻の生ずる所なので、之を總國とも云つたと稱した。穀の木が生ずる所を結城郡と云ひ、阿波の齋部の居る所を安房郡と名づけた、今の安房國である。命其地に天太玉命の社を建てた、即ち安房神社安房郡神戶村、官幣大社である。斯の如く東方開拓は早くより行はれたのだが、猶其邊土には天命に従はぬ者が多かつたに依つて、遂に將軍の派遣に至りしものと思はれる。

武埴彦の叛

大彥命發するに臨み、崇神天皇の叔父武埴安彦、其妻吾田媛と謀反して師を興し、各道を分ち、安彦は山背山背今、大坂田村の西に逢坂ありより共に入つて、京都磯城郡を襲はんとした。天皇五十狹芹彦命を遣はして、吾田媛を討つて之を斬つた。復、大彥命及び彦國葺をして、山背に向ひ、安彦を討たしめた。兩軍泉河今の

武埴安彦の叛

川津を挾んで相戦ひ、安彦は終に射殺された。是に於て亂平き、將軍等共に發した。

大彥命は越國に進み、東方に遣はされた武渟河別命と相津で出會ふた。相津は今の會津である。古事記には丹波に彦坐王を遣はして玖賀耳之御笠を殺さしむとあるのは誤であらう。彦坐命の丹波に關係の事は見出されないから、書記の丹波道主命とする方を是とす可きだ。丹波道主命は丹波の河上摩須郎女を娶つて、比婆須媛真砥姫弟姫朝廷別王を生んだ。道主命は遂に丹波に住んだものらしい。

吉備津彦

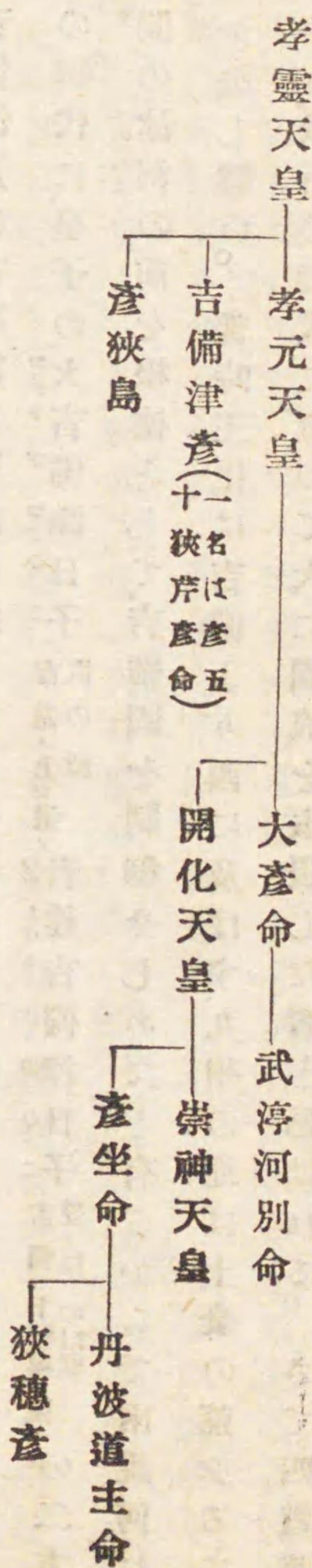
吉備津彦は古事記に西海に遣はされた事を闕いである。これは曩に孝靈天皇の御代に、皇子の大吉備津日子吉備上道、若建吉備津日子、吉備下道、臣の二方を針間の氷河の前を根據として、吉備國を制御せしめたと有るから、兩説何れが是か決し難い。當時王化は吉備より西に及ばず、九州の地は土豪の荒ぶるに任せあり、景行の御代に至つて大に國威を振張した者と思はれる。さて四道將軍は翌年になつて皆荒夷を平定して還つた。其後四十八年に皇子の豊城入彦を

四道將軍の系統

調貢の始

農業獎勵の爲め池を穿つ

ヤマト朝廷振興の世 崇神垂仁二帝の御世(遠征の征服)
して、東の十二國を治めしめた。此命は上毛野君、下毛野君の祖である。



民治 崇神天皇十二年九月、始めて人民を按し、更に調役を課す。之を男の弭ひの調女の手末たなすまの調みつぎと云ふ。弭は弓矢を以て鳥獸を獲、女は手工によりて布帛を作り之を貢するのである。此時天下大平であつたので、世稱して御肇國天皇と曰つた。神武天皇は既に「ハツクニシラス」の御名を得たが、是に至りて復、同じ御名あるのは蓋し荒俗綏服し、教化流行した故であらう。十七年諸國に命じて船舶を作らしめた。六十二年依網池今、攝津國東成郡依羅村大依羅神社の邊、荊坂池所在未考、反折池大和高市郡白檀村大字輕を作られた。垂仁天皇三十五年、河内國に高石池和泉國泉北郡高石村、茅渟池同國泉南郡野々村西、大和國に狹城池生駒郡平城京極、極俗に水上池、跡見池、所在未考を作る。又諸國をして池溝を穿つこと八百餘所、以て灌漑に便にし、農業を勧めた。

第三節 任那開府

馬韓 辰韓 弁韓 韓 新羅

天日槍及び其子孫

韓半島の形勢 垂仁天皇の位に即くや、是より先、韓半島の南部は馬韓、辰韓、弁韓の三韓鼎立し、北部には箕氏國を建て、居た。馬韓は半島の西部を占め、凡五十四國を有し、今の全羅、忠清、京畿の三道の地に當る。辰韓は其東に在つて、十二國を有し、今の慶尙道の地に當る。秦民の苦役を避けて、こゝに移つたものが多かつたので、秦韓とも云つた。弁韓はその南に在つて、亦十二國を有し、今の慶尙道の南部に當るのである。朝鮮は箕氏、終に衛滿に追はれて、南に奔り、馬韓に入り、金馬郡全道益山郡に據つて、自立して韓王と稱した。是等年代に就いては國史に對比すべきものが無いけれども、素戔嗚尊、稻飯命の新羅國の主となつたと云ひ、天忍穗耳尊の辛國から來たと云ひ、天日槍の新羅から歸化したと云ふのを考へると、新羅は辰韓で彼我の交通も頻繁であつたらうと思ふ。又、其大凡の時代も推考することが出来ないことも無いのである。

天日槍の播磨國宍粟邑に來た事について、書紀には垂仁三年の事として有る。

ヤマト朝廷振興の世 崇神垂仁二帝の御世(任那開府)

播磨風土記には大國主命の時としてある。恐くは垂仁以前とする方が正しいと思ふ。日槍ひさぎは新羅辰韓の斯盧新羅の王子で、日本に聖帝が有ると云ふのを聞いて、自國を弟の知古に譲つて歸化したので有る。我國では之を但馬に置いたが、其曾孫なる但馬日槍杵の子に田道間守たぢまもりが出たので有る。田道間守は垂仁天皇の九十二年に勅を蒙つて常世國に橘みかど(非時香菓ときよのかぐのこみ)を求めに往いた。然るに使命を果して歸朝した時は、既に天皇の崩後で有つた。

韓亡ぶ

漢の四郡

衛滿の箕氏を逐ふや、自立して王と爲り、都を王儉平に定め、相傳ふる八十七年にして、漢武帝の爲めに征せられ、衛氏終に亡んだ。武帝は其地に眞番、臨屯、樂浪平安、玄菟咸鏡道の四郡を立てた。此頃漢の威が我西陲にまで及んだものと見え、後漢書に「倭は凡百餘國、武帝朝鮮を滅してより、使譯して漢に通ずるもの三十餘國、國みな王と稱し、世々統を傳へ、其大倭王は邪馬臺國に居る。光武の中元二年、倭わ奴な國こ貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫と稱す、倭國の極南界なり。光武賜ふに印綬を以てす」とある。此印は「漢委奴國王印」と刻したもので、天明年中に筑前國粕屋郡志賀島から發掘した。文中の奴國なこは蓋し儺縣なげん、今筑前の粕屋筑紫、早良等の諸郡を含む。又有らう。又同

漢委奴國王印

女王卑彌呼

書に「安帝永初元年、倭國王帥竹等、生口百六十人を獻じ、見えんことを願ふ。桓帝靈帝の間、倭國大に亂れ、相攻伐し、年を経て主なし。一女子あり、名を卑彌呼ひみこと曰ふ、年長じて嫁せず、鬼神の道に仕へ、能く妖を以て衆を惑はす。是に於て共に立て、王と爲す」とある。此女王は我西邊の酋長であらう。魏志にも亦、我西邊の状況を記してある。惟ふに當時邊民の多くが僭かに彼と交通せしものであらう。

高句驪 新羅 百濟

さて半島にては北部は久しく支那の版圖に入つて居たことは明かであれど、諸種の部落の割據があつて、高句驪かうくりの如きも當時既に隆盛な一部落で有つたらしい。南部に於ては箕氏亡び、新羅、百濟の二國が興つた。新羅はもと辰韓の地で、我紀元六〇四年、朴赫居西なるものが國を建てた。其後四十年我紀元四三年、たつて温祚と云ふものが百濟國を建てた。之が馬韓の地である。高句驪は始祖を朱蒙しゅもうと云ひ、新羅の建國に後る、二十一年我紀元二四年、古朝鮮の地を占め、次第に強盛と爲つた。此時三國各、疆土の開拓を計り、互に攻伐して國力が渡弊した。我西邊と交通の頻繁に成つたのも、其救援を得んが爲めと思はれる。

魏志に見
彌呼

又、魏志によるに、明帝の景初二年、女王卑彌呼は大夫難升米等をして帶方郡に至

り、天子に詣りて朝献せんことを求めた。大守は吏を派して、之を京師に送らせた。其時帝は女王へ詔書を與へ、其忠を嘉みし、親魏倭王と爲し、金印紫綬を賜ふた。これは正始元年に使者が筑紫に來て贈つたのだ。女王は使者によりて上表し、恩詔に答謝した。同四年に女王使を遣はして貢獻し、同八年には使を帶方郡に遣して、本國が其南隣の狗奴國と戦端を開けるを訴へたが、其間に女王は死んだ。書紀の年立によれば、魏の明帝の時は神功皇后攝政の頃だけれど、我年紀は引延ばされて居るので有るから、恐くは開化崇神の間を降らないころで有らう。

加羅國

加羅國 新羅の南に加羅國駕洛又は伽伽と云ふ國があつて、古の弁韓の地で、今の慶尙道西南部で有る。其地數多の小國に分れ、其中でも大伽羅慶尙道高靈縣が最も著

任那

はれて居た。此國が即ち任那である。東國輿地勝覽によると、伊珍阿跋、一名惱室朱日なる者が國を卞韓の一部なる大伽伽に立て、其弟の首露、一名惱室青裔が國を駕洛伽に立てたとある。之は恰も垂仁天皇の七十一年に當るのである。然し書紀によると、崇神天皇六十五年、任那國が蘇那曷叱知をして朝貢せしむとあれば、建國が後になつて居る様だが、それは我國の紀年が引延ばされた結果で、彼の建國は今

蘇那曷叱知の朝貢

鹽乘津彦を派す 郡怒我阿羅斯等

少しく古い時代で有らう。姓氏錄によると、此時任那國の東北部に三巴紋上巴紋中巴紋と云ふ地方が有つて、地方三百里、土地皆富饒であつたが、新羅と相争ふて居た。それであるから蘇那曷叱知の朝貢した目的は、我鎮將の派遣を望んだので有る。そこで垂仁天皇二年に、我國から鹽乘津彦孫國を遣はして之を治めしめた。書紀の一説に、崇神天皇の時、郡怒我阿羅斯等と云ふもの、日本國に聖皇ありと聞いて、歸化せんと穴門に來た。時に其地に伊都々比古と云ふものが居て、吾は是國王なりと云つたが、信じ無くつて、浦傳ひ北海より出雲に出で、越たの國の筭飯浦けに來た。然るに此時天皇崩御あつて、垂仁天皇に仕へ三年に及んだ。天皇は彼が道に迷はずして速く詣らば、先帝に遇ふて仕ふ可かりしをと詔して、國名を改めて、御間城天皇の御名を取つて任那と呼はしめた。且つ赤織の絹を賜ひ、本國に歸らしめた。其後阿羅斯等は彼の赤絹を國庫に納めたが、新羅が之を聞いて、兵を起して之を奪ふた。是れが二國相怨むの始である云々と擧げてある。

狹穗彦の叛

狹穗彦の叛 垂仁天皇四年、皇后狹穗姬彦坐王の兄狹穗彦彦坐王に不軌を謀り、七首を皇后に授け、天皇の寢るを窺ふて、之を刺さしめんとした。翌年十月、天皇、來

目の高宮大和國高市郡白に幸し、皇后の膝を枕にして睡つた。后兄の言を思ひ、悲嘆の涙下つて、天皇の面に注いだ。天皇驚き寤めて曰ふ、朕今夢に錦色の小蛇、朕が頭に纏ひ、大雨狹穗大和國添上より來つて、朕が面に濺ぐ、是れ何の兆だらう。皇后泣いて其實を告げた。天皇曰ふ、是汝が罪に非ずと。乃ち八綱田上毛野をして兵を率ゐて之を討たしめた。狹穗彦は稻城稻を以て周圍に連れた古代の城を作つて之を防いだ。皇后は視るに忍ひず、皇子譽津別命譽津別命を抱いて、走つて城に入つた。天皇狹穗彦に諭さしめ、皇后皇子を出さしめた。狹穗は詔を奉せず、八綱田は遂に火を縱つて城を火いた。是に於て皇后は皇子を送り出して曰ふ、妾が皇子を奉じて來たのは、兄の誅を宥されるを欲したからだ。遂に狹穗彦と共に城中に焚死した。

角力

天皇日葉酸丹波道主命姫命を立て、皇后とした。角力此頃大和國當麻邑に蹶速と云ふ強力があつたと云ふ強力があつた。天皇群臣に詔して、之と力比べせんものを求めた。出雲に野見宿禰と云ふものを得、共に召して力を角べしめた。蹶速は脇脇と脇との骨を踏み折られて、立どころに死んだと云ふものを得、共に召して力を角べしめた。蹶速は脇と脇との骨を踏み折られて、立どころに死んだ。之を朝廷相撲の儀ある始とする。

殉死の禁

殉死の禁 垂仁天皇二十八年、皇弟倭彦命命薨じた。之を身狹の衝坂に葬り、墓に人垣を立てた。その生ながら立てられたものども、晝夜悲鳴し、死者は犬鴉來り啗うた。天皇之を聞き、殉死を停めた。皇后の薨じた時、帝勅して殉死を禁じ、野見宿禰の奏によつて、土物即ち埴輪を立てた。天皇野見氏を賞して、之に姓土部臣を賜ふた。これが土部連等が天皇の喪葬に預るの始である。此時建眞利根命、石棺を造つたにより、石作大連君の姓を賜はつた。

土部中の中でも、葬儀に預らず、朝廷の御膳に用ふる清器を造るものもあつて、之を贊土師職と云つた。光仁天皇天應元年に土師姓のもの十五人上書して、住地によつて菅原姓に改めんことを請ふた。蓋し此時凶儀にのみ預つて居たので、世人から忌み嫌はれたものと見える。是から後は土師氏以外の諸氏で凶儀を扱つたものらしい。

第四章 國郡の制定

第一節 景行天皇の西征

景行天皇

景行天皇は垂仁天皇の第三子、母は日葉酢媛である。即位の元年に播磨の稻日大郎姫を立て、皇后とした。后二男を生み、第一を大碓皇子、第二を小碓皇子武尊と云つた。其後美濃に行幸の際、八坂入彦皇子の女八坂入媛を召して妃となし、七男六女を擧げた。妃は後に皇后と爲つた。天皇即位の三年、紀伊に幸して群神を祀らんとしたが吉らず、乃ち行幸を止め、屋主忍男武雄心命の皇孫にして神祇を祀らしめた。命は阿備の柏原に詣り、神祇を祀り、仍つて住むこと九年、紀直が遠祖菟道彦の女影媛を娶つて、武内宿禰を生んだ。四年に天皇美濃に行幸ありて泳宮くいのみやに居る。還つて更に纏向まきむきに都し、是を日代宮と云つた。在位六十年にして、高穴穗宮近江國滋賀郡坂本村穴太に崩じた時に年百六。

泳宮

熊襲

(一) 可兒郡久々利村口で、其址は詳らかでない、千村仲雄の『泳宮考』がある。

熊襲征伐 熊襲は日向・大隅・薩摩・肥後の一部に住んだ人種で、其根原に就いて

高屋の行宮

は明かでない。其名義に於ても種々の説があつて、或は國人の强悍なるより其名を得たとも、或は肥後の球磨と大隅の噲嗽とを併稱したものだとも云ひ、一定の説が無い。一體此種族は神代の火闌降命の子孫之を統べたものと思はれる。久米博士以後は次第に勢力を得て、火闌降命の子孫之を統べたものと思はれる。久米博士は『魏志』に見えたる狗奴國を之に當てはめた。狗奴國が女王國と争を生じた事は前に述べたが、此頃熊襲が叛いて朝貢せなかつたので、天皇筑紫行幸が仰出された。時に天皇の十二年であつた。天皇は先づ周芳の沙磨佐波に著いて、夫れから豊國とよくに長峽ながさ縣行宮郡に渡り、碩田おほきた國分大速見邑郡名に至り、土蜘蛛を平げ、日向に著せられて、行宮を高屋に起した。時に襲國そのくにに厚鹿文あつか・進鹿文すすかの二酋長があつて、是を熊襲くまそ八十梟帥そと云ひて、其銳鋒に當ることが出来なかつた。天皇梟帥の二女の中、姉の市いち乾鹿文かづかを召して之を寵し、其策を以て父を殺した。天皇乃ち市乾鹿文を誅し、妹の市鹿文いちかを火國造ひのくにつくりに賜ふた。是に於て熊襲は平定に歸した。天皇高屋に留ること六年、天皇の十八年、夷守ひなもり日向國日向國西諸西諸を経て、熊縣肥後縣磨球磨球に出で、熊津彦くまつひこを誅し、海路より葦北の小島あしきたのこしま水を経て、八代縣八代縣豐村豊村に著いた。六月高來縣肥後縣高來高來國より玉杵

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(景行天皇の西征)

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(日本武尊の東西征伐) 名色肥後國玉名郡に至り、土蜘蛛津つづを殺し、阿蘇國肥後國阿蘇郡に入つた。七月肥後國御木郡みきに至つて、高田行宮たかたのあんぐうに居た。尋いで八女縣やめ八女郡やめに入り、八月的邑いくは同國浮羽郡に至つた。十九年九月に至つて天皇日向より還幸になつた。

第二節 日本武尊の東西征伐

熊襲征伐

景行天皇二十七年八月、熊襲くまそまた叛した。十月皇子日本武尊やまとたける小碓こすをして之を討たしめた。尊時に年十六。十二月その國に至り、彼等が動靜を窺ふた。時に熊襲の魁帥かみに川上梟帥かみかみと云ふものが有つて、或日其一族を集めて宴飲した。尊乃ち髪を解いて童女の装を爲し、劔を衣中に匿し、潜かに賊營に入つて女中に雜まじつた。梟帥その姿貌を愛し、之を携へて席を同くし、痛飲した。深更人定まつて、梟帥大に酔ふた。尊劔を抽いて之を刺した。梟帥其勇武に服し、日本武尊の名を上つて死んだ。遂に弟彦等せむひこを遣はして其餘黨を撃ち、歸途吉備きびに至つて、穴海あなうみ後備後備國深安郡に惡神を殺し、難波なみのに至るころ、また柏かしは濟わたし難波難波堀堀に惡神を誅した。二十八年

二月に尊は凱旋し、天皇大に其功を賞し、異愛せられた。

東夷征伐

西方既に平定した時、東方に蝦夷えぞの叛があつた。是より先、二十五年武内宿禰たけしうのすくねを遣はし、北陸及び東方諸國の形勢を視察せしめた。二十七年歸り奏して曰ふ、東夷の中に日高見ひたかみと云ふ國がある、國人男女推髪おしげ身に文し、人と爲り勇悍にして、總て之を蝦夷と曰ふ。土地沃曠、撃つて取る可しと。この日高見は北上きたがみの轉化である。陸前桃生郡に日高見神社と云ふがある、北上川地方は蝦夷の根據地有つたらう。是に至つて邊境を鎮定せんが爲めに、四十年に日本武尊を遣はした。吉備武彦きびのたけひこ大伴武日おほともひが之に副となつた。尊は先づ伊勢いせに至り、倭姫やまとひめから叢雲劔むらぐもを得、尾張國に往いて、建稻種たけいなねの家に入つた。こゝで其妹宮簀姫みやすひめを納れ、やがて進軍した。尊は海道を取り、建稻種は山道より進んだ。尊は駿河國しほに至ると、土賊が伴つて降り、尊を狩獵に誘ふて、野火を放ち、之を包圍した。是に於て尊は叢雲劔を抜いて、草を薙ぎ、向火を放つた所が、賊は却つて其火の爲めに焚死した。是からして其劔を草薙劔くさなぎのつるぎと云ふ事になつた。尊はそれから相摸さむに至り、走水はしらみづ三浦郡三浦郡浦賀浦賀から上總かみづまに渡り、海上風波の難があつた。此時妃の弟橘姫たちばなひめは尊に代つて海に投じた。尊は上總から常陸つちがに入り、土蜘蛛つちぐ佐伯さへびの諸賊を平げ、海路蝦夷の地に航し、竹水門たけみづかど常陸郡常陸郡に

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(日本武尊の東西征伐)

於て蝦夷を服し、師を班して、陸路日高見國から常陸を經、碓日坂（七）今の足柄越を越え、甲斐に出で、酒折宮（八）西山梨郡里垣村に居つた。此時信濃越國（九）まだ王化に霑はないで、そこで大伴武日（十）を信濃、武彦を越國に遣はし、人情を視察せしめた。尊は信濃から美濃に出で、武彦と會し、尾張に往いて宮簀姫を娶り、淹留月を超えた。然るに近江國膽吹山（十一）に荒神（十二）が居たので、尊は之を征服せんと、彼地に向はれた。偶、山神雲を起し、雨を降らし、之を防いだ。尊は意を失ひ、醉へるが如く、漸くに山を出で、山下の清水を汲んで、始めて醒むるを得た。よつて此清水を居醒（十三）の泉と云つた。尊はより伊勢に入り、能褒野（十四）に至つて病篤くなつた。そこで武彦をして天皇に復命せしめ、遂に此地に崩じた時に年三十。劔は尾張に留つて、熱田神宮（十五）と祀られた。帝尊の計を聞かれて、悲泣し、詔して能褒野山陵（十六）を起した。所が白鳥が陵から出て、大和の琴彈原（十七）に至り、更に飛んで河内の古市（十八）に留つた。そこで二陵を起した。又尊の名を永遠に傳へんとて、武部（十九）を定めた。

五十二年日本武尊の遺業を忘るゝ能はず、先づ伊勢に幸し、轉じて東海に入り、海路から淡水門（二十）を渡り、十二月伊勢に還り、翌年京師に還幸あつた。五十五年彦

能褒野に
薨す

平定後の
處置

狹島王（二十一）を東海道十五國の都督に拜した所が、王は遂に薨された。明年其子御諸別王（二十二）をして其職を襲がしめた。時に蝦夷騒動したので、王は之を討ち平げ、東陲始めて安くなつた。

(一)日高見の事に關しては、雜誌『歴史地理』第九卷に喜田博士の『日高見國と日高見川』と題せる論文があるのを参照して貰ひたい。

(二)蝦夷は今日のアイヌの祖先ではあるが、其慥慥にして永く大和民族と同化しなかつたことは著しい。その永い間の反抗は正史の上に散見して居る、此事に就いては『歴史地理』第二十三卷喜田博士の『夷俘囚の考』と云ふ論文中に盡してある。

(三)宮簀姫は小豐命の女である。小豐命は天火明命の子なる天香語山命（二十四）第十一世の孫で、成務天皇の時に當國の國造に定められた。即ち尾張氏の祖先である。其居處は氷上邑（二十五）で、今の犬高町の西南、氷上山に當る。姫も此に住んで居て、日本武尊が其家に寓せられた時に寵幸を得たのだ。薨後は其地に祀られて、氷上姉子神社と云ひ、今は熱田神宮の攝社である。姫の兄建稻種は日本武尊凱旋の際、駿河の海で水鳥を射んさし、誤つて海中に落ちて歿した。今、東春日井郡坂下村大字内津の内津神社には命を祀つて在る。

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(日本武尊の東西征伐)

七〇

(四)日本武尊が向火を放つて蝦夷を焼いた地は焼津と云ひ、今の駿河國志太郡焼津町である。

(五)弟橋姫は穗積、忍山、宿禰の女で、尊に従ふて東征の軍中に在つたが、船の覆らんことをした時に、海神に身を捧げて尊の生命を助けた。

(六)佐伯は蝦夷と同種である、後世この部民は大伴と共に宮門警衛の職を分擔したのであるが、服屬しても大に強悍であつたから使用したものだらう。『歴史地理』第二十三卷第一號喜田博士の『夷俘俘囚の考』の中に蝦夷と佐伯部と云ふ一項があるから参照して貰ひたい。

(七)碓日坂は今の足柄越である。こゝで尊は走水を臨んで、縋に海中に投じた姫の事を偲べれ、「吾嬬はや」と嘆ぜられた。是より後は東國を吾嬬國(吾妻又は東)と云ふと傳へられて居る。

(八)居醒の泉は近江國坂田郡醒井村では無い、美濃國不破郡玉村の岩倉山の麓にある泉が其跡である。此清水は引津根泉とも云ひ、之が源と爲つて末は藤川に合し、南流して居る。

(九)宮簀姫は尊との約を守り、獨り御床に神劍を安置した所が、靈驗日に著しく感應益、響いた。是に於て親舊を會して曰く、我身既に老いた、昏曉事を期し難い、未だ暇せ

(一四)

(一五)

ざるの前に社を營んで、神劍を遷し奉らんことを衆議之に感じ、社を熱田に定めた。此事は成務天皇の世の末か又は仲哀天皇の初頃なるか、『尾張志』に書いてある。

(一〇)武部と云ふは御子代とか云ふものに當るのである。昔は天皇、皇后、皇子、皇等に御子のあらざる時、其功業を後世に傳へ遺さん爲め、或一部曲の民に其名を負はせ、以て永遠の記念としたものだ。後世諸國に建部と云ふ地名を生ずるに至つたのは此部民の住した所と思はれる。

第三節 國郡邑里の制

國造 神武天皇の國造を置かれたのは僅に大倭、葛城、凡河内、山代、伊勢、素賀、紀、伊宇佐、津島の九國であつたが、開化天皇の時、三野の一國、崇神天皇の時、智々夫、科野、久比岐、高志、深江、出雲、石見、吉備、中縣、波久岐、波多火、阿蘇の十一國、景行天皇の時、甲斐、上毛野、那須、吉備、穴穴門、阿武、葦分の七國を増して、凡て二十八國となつた。景行天皇は皇子が多かつたので、皆之を諸國の君、別國造、縣主、稻置などに任じた。史上には八十の皇子があつたと載せてある。其中成務天皇、大碓皇子、小碓皇子を除き、七十七子を分封せられた事となる。但し七十七子の中、二十一子は眞の皇子で、他は猶

景行帝の
廿八の
國

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(國郡邑里の制)

七一

子である。今左に廿八國の所在及び開封者を示さう。

(國名)	(所在)	(始)	(出自)
大倭	大和の内(城上郡)	椎根津彥命	彥火々出見尊の曾孫
葛城	同 (葛上郡、葛下郡)	劔根命	高皇產靈尊の裔
凡河内	河内	彥己保理命	天津彥根命の裔
山代	山城	阿多根命	天目一箇命の裔
伊勢	伊勢	天日別命	天牟久怒命孫
素賀	遠江(佐野郡、素賀村)	美志印命	(?)
紀伊	紀伊	天道根命	神皇產靈命五世の孫
宇佐	豐前(宇佐郡)	宇佐都彥命	高魂尊の孫
津島	對馬	建彌己巳命	高魂尊五世の孫
三野	美濃(本巢郡)	八爪命	彥訓服命の孫
知夫	武藏(秩父郡)	知々夫彥命	八意思金命十世の孫
科野	信濃	建五百建命	神八井耳命の裔

久比岐	越後(頸城郡)	御 戈 命	椎根津彥命の裔(大和直と同祖)
高志深江	越後(頸城郡、一説には西蒲原郡)	素都乃奈美留命	大彥命の裔(那須國造と同祖)
出雲	出雲	宇迦都久努命	天穗日命の裔伊弉根命の子
石見	石見	大屋古命	蔭佐奈朝命の子(紀伊國造同祖)
吉備中縣	備中(後月郡、縣主郷)	明 石 彥	神魂命の裔
波久岐	備後の北部	豐玉根命	金波佐彥の孫(阿岐國造と同祖)
波多	土佐(幡多郡)	天韓襲命	
火蘇	肥前	建緒組命	志貴多奈彥命の子(大分國造と同祖)
阿蘇	肥後(阿蘇郡)	速瓶玉命	神八井耳命の裔
甲斐	甲斐	鹽海足尼	狹穗彥王三世の孫臣知津彥公の子
上毛野	上野	御諸別王	豐城入彥命三世の孫
那須	下野(那須郡)	大 臣 命	武渟川別命の孫
吉備穴	備後(安那郡)	八千足尼	彥國尊命の孫
穴門	長門	速都鳥命	邇伎都美命四世の孫

ヤマト朝廷振興の世 國郡の制定(國郡邑里の制)

阿武長門(阿武郡) 味波々命 神魂命十世の孫
葦分肥後(葦北郡) 三井根子命 吉備津彥命の子

武内宿禰
なを大臣
なす

成務天皇の即位 景行天皇は近江の高穴穗宮たかあなほに崩じた。成務天皇位に即き、穴穗宮に居ました。武内宿禰を以て大臣とした。大臣は之が始まりである。天皇、武内と同日に生る、故に殊に寵あつた。前代東方に遣はされ、五十一年に棟梁の臣と爲つた武内宿禰は、此條の武内とは同名異人であるらしい。

國郡の制 成務天皇は先帝の西征東伐の後を承け、専ら内治に注意した。因つて四年に詔して曰ふ、先帝聰明神武、賊を攘ひ民を治めたので、其德至らざるなく天下安からざるない。今朕寶祚を踐み、朝夕に怠らねど、人民なほ野心を倭めない。これ國に長なく縣邑に王なき故だ。今より後國に長を立て、縣邑に首を置き、其國々の幹了なるものを擧げて其官に任じ、中國の藩屏とせよと。五年諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置いなぎを置き、並に楯矛を賜ふて表とした。此時定められた國造は左の六十三國である。

成務帝の
三時の六十

伊賀伊賀 武伊賀都別命 垂仁の皇子意知別命の裔

島津志摩	出雲笠夜命	天穗日命の裔
尾張尾張	小豊命	天忍穗耳尊の皇子天火明命の裔
參河三河	知波夜命	饒速日命の裔
遠淡海遠江	印岐美命	饒速日命六世の孫伊香色雄命の孫
珠流河	片堅石命	饒速日命七世の孫大新川命の子
廬原駿河(庵原郡)	意加部彥命	吉備武彥命の子
相武相摸	弟武彥命	大已貴命子伊勢都彥命の裔
師長相摸 <small>(餘綾郡師長郷)</small>	意富鷲意彌命	天津彥根命の裔(山代國造と同祖)
无邪志武藏	兄多毛比命	天穗日命の裔神狹命十世の孫
須惠上	意富布日意彌命	建許呂命の子(師長國造と同祖)
馬來田上	深河意彌命	建許呂命の子(石背國造と同祖)
上海上	忍立化多比命	天穗日命八世の孫(鳥津國造と同祖)
伊甚上總 <small>(夷濠郡)</small>	伊己侶止直	天穗日命の裔(伊甚國造と同祖)
武社上總 <small>(武射郡)</small>	彥忍人命	孝昭の皇子天足彥國押人命の裔

伊具	思陸	阿尺	斐陀	三野後	額田	近淡海安	高常	久自	仲常	筑波	新治	阿波	菊麻
陸	陸	岩	飛	美	美	近	常	常	常	常	常	安	上
前(伊具郡)	奥(志太郡志太郷?)	代(安積郡)	驛	濃	濃(池田郡額田郷)	江(野洲郡)	陸(多珂郡多珂郷)	陸(久慈郡)	陸(那珂郡那珂郷)	陸(筑波郡筑波郷)	陸(新治郡新治郷)	房	總(市原郡菊麻郷)
豐島命	志久麻直彦	比止禰命	大八椅命	臣賀養命	大直侶宇命	大陀牟夜別	彌佐比命	船瀬足尼	建借馬命	阿閃色命	比奈羅布命	大伴直大瀧	大鹿國直
天湯津彦命の裔(思國造と同祖)	天湯津彦命の裔(阿尺國造と同祖)	天湯彦命の裔	天火明命の裔(尾張國造と同祖)	出雲色大臣命の孫(三河國造と同祖)	彦國葺命の孫(吉備穴國造と同祖)	彦坐王三世の孫(三野國造と同祖)	天押日命の裔(美都呂伎の孫)	伊香色雄命三世の孫	神八井耳命の孫(阿蘇國造と同祖)	建許呂命の子	美都呂伎命子(阿波國造同祖)	天押日命の裔(菊麻國造と同祖)	兄多毛比命の子(伊甚國造と同祖)

染羽	浮田	信夫	白石	石背	石城	高志	三國	角鹿	能登	伊彌頭	佐渡	丹波	但遲麻
磐	磐	岩	磐	岩	磐	越	越	越	能	越	佐	丹	但
城(標葉郡)	城(宇多郡)	代(信夫郡)	城(白河郡日河郷)	代(磐瀨郡)	城(磐城郡磐城郷)	後(古志郡)	前(坂井郡三國)	前(敦賀郡)	登(能登郡)	中(射水郡)	渡	波	馬
足彦命	賀我別土	久麻直	鹽伊乃己直	建彌依米命	建許呂命	市入市	若長足尼	建功狹日命	大入來命	大河音足尼	大荒木直	大倉岐命	船穗足尼
天湯津彦命の裔(伊具國造と同祖)	豐城入彦命の裔(上毛野國造と同祖)	天湯津彦命の裔(染羽國造と同祖)	天湯津彦命の裔(信夫國造と同祖)	建許呂命の子(須惠國造と同祖)	(石背國造と同祖)	孝元の皇子大彦命の裔(高志深江國造と同祖)	武内宿禰の裔	孝靈の皇子若武彦命の孫	崇神の皇子	武内宿禰の孫	天湯津彦命の裔(白河國造と同祖)	火明命の裔(尾張國造と同祖)	彦坐王五世の孫

二方	但馬	美尼布命	天穗日命の裔
稻葉	因幡	彥多都彥命	彥坐王の子
伯岐	伯耆	大八木身尼	兄多毛比命子(牟邪志國造と同祖)
針間	播磨	伊許自別命	景行の皇子船背入彥命の孫
針間	磨(賀茂郡)	市入別命	御諸別命子
吉備	品治	後(品治郡品治郷)	大船足尼
阿岐	安藝	安藝郡安藝郷	飽速玉命
大島	周防	防(大島郡)	穴倭古命
熊野	紀伊	伊(牟婁郡熊野村)	大阿斗足尼
長	阿波	波(那賀郡)	韓背足尼
伊余	伊豫	伊	速後上命
都佐	土佐	土	小立足尼
筑志	筑前	筑	田道命
笠志	米多	肥前	都紀米命
			應神の皇子稚沼毛二俣命の孫

(10)

豊前豊後 宇那手足尼 天穗日命の裔(伊基國造と同祖)

國前 豊後(國東郡國前郷) 午佐自命 孝靈の皇子稚武吉備津命六世の孫

比多 豊後(日田郡) 止波足尼 天神立命の裔(葛城國造同祖)

末羅 肥前(松浦郡) 矢田稻吉 饒速日命四世の孫(熊野國造と同祖)

天草 肥後(天草郡天草郷) 建島松命 神魂命の裔(阿武國造同祖)

葛津 肥前(藤津郡) 若彥命 天道草根命の裔(石見國造同祖)

之を前代にありし國と合せて九十一國となる。又山河を隔て、國縣を分ち、阡陌に隨つて以て邑里を定め、東西を以て日、縦とし、南北を以て日、横とし、山陽を影面、山陰を背面とした。

(一)此後仲哀天皇の時に久努(遠江)・努麻(伊豫)の二國、應神天皇の時に伊豆・印波(下總)・下海上・茨城・道・奥菊多(磐城)・道・口岐(常陸)・意岐(隱岐)・明石・大伯(備前)・上道(同)・三野(同)・下道(備中)・加夜(備中)・笠臣(同)・周防・粟・讚岐・久味(伊豫)・小方(同)・風速(同)・日向の廿一國が出来た。なほ仁德天皇の時に下毛野・加宜・都怒(周防)・淡道・松津(肥前?)・薩摩・大隅の七國、反正天皇の時に江沼(加賀)の一國、允恭天皇の時に若狹の一國、雄略天皇の時に穗(三河)・賀我(加賀)・羽咋(能

登)の三國、繼體天皇の時に伊吉の一國が出来た。此外に設置時代の分らぬ關鷄(大和)、長狹(安房)、牟義郡(美濃)、大分、多敷、千葉、近淡海、遠江の入國がある。

第三期 韓土服屬の世

第一章 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

箭飯宮

熊襲征伐 仲哀天皇は日本武尊第二の皇子である。容姿麗はしく、身長一丈に及んだ。元年大伴武以を大連とした。二年氣長足姫神氣長宿禰王の女を立て、皇后とした。二月角鹿越前に幸し、行宮を興して居して、之を箭飯宮今の箭飯と云つた。三月に天皇は皇后、百官を留めて紀伊國に微行し、德勒津海草郡四箇郷に居た。時に熊襲が叛いて朝貢せなんだ。天皇之を討たんとし、德勒津を發して、海路穴門長門國美禰等の諸郡に至り、即日使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門に會せしめた。天皇は豊浦津に泊せられた。六月皇后角鹿を發し、淳田門越前若狹に港に至り、七月豊浦津に達した。是に於て天皇は宮を立て、之を豊浦宮長門國豊浦郡長府村忌宮神社二宮八幡の地と云つた。

豊浦宮に
徙る

筑紫行幸

八年筑紫に幸した時に崗縣主なかのあつたぬしの祖熊罥くまわらが來て、周芳すけはらうの沙磨浦さまほ佐波さなに迎へた。此時地を奉り、奏して曰ふ、穴門あなとから向津野の大濟おほわたり向津野おほわたりのは豊前國宇佐郡に其地名存す、海岸に非ず、吉田東伍博士は門司、

韓土服屬の世 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

檀日行宮

仲哀帝の崩御

大里などの地までを東門とし名籠屋の大濟筑前國遠賀郡を西門とし没利島長門國浦郡六阿閉島を限りて御宮とし柴島今の島を割きて御廟とし逆見海を鹽池とせんと。既にして海路を導き山鹿岬筑前遠賀郡山鹿村より崗水門遠賀郡蘆屋浦に至つた。皇后も亦別船に乗じて洞海水門の邊に至り終に崗津に著した。筑紫の伊觀筑前國の縣主の祖五十迹手穴門の引島に參り迎へた。帝之を賞して伊蘇國と云つた。是より儼縣を舍む儼津は今の博多なりに幸して檀日宮村香稚宮に居ました。九月天皇群臣と熊襲を討たんことを議した。時に神あつて后に憑つて曰く天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂ふる是れ奪の空國なり兵を擧げて討つに足らんや。別に寶國あり金銀彩色多く其地に生ずる之を新羅國と云ふ。若し吾を祭らば其國容易に服し又熊襲も自ら平定せんと。天皇之を疑ひ乃ち高岳に登つて遙かに海を望んだが曠遠に國を見なかつたによつて天皇は之を信じない。神また后に憑りて其國を得る能はざるを云つたが天皇終に聽かれなかつた。そして熊襲を討つて勝たずして還り翌年二月に忽ち痛めるあつて崩せられた。

古事記には天皇神託を信せず武内宿禰天皇に勸めて琴を弾かしめ幾もなく

(三)

三國史上の
仲哀帝の
壽

松峽宮

して琴の音が絶えた。乃ち火を點じて見たら天皇早既に崩じたとある。安積澹泊は嘗て之を仁德即位天智崩御と併せて國史の三大疑とした。
次に仲哀天皇の壽は書紀に五十二とある然る時は其生誕は成務の十八年であるから天皇を日本武尊の第二子とする場合に日本武尊の薨後三十八年に當る譯だから甚だ不條理である。又日本武尊薨去當時の誕生としても仲哀天皇の崩御までは八十八であるから崩御當時皇后の御腹に皇子の在すも如何ある可き。故に日本武尊の孫で有らうと云ふ説も先輩の中に有るのは當然であると思ふ。

新羅征伐 皇后及び武内宿禰は秘して喪を發しなかつた。皇后は諸臣に命じて宮中を守らしめ密に武内をして梓宮を奉じて穴門に至らしめ豊浦宮に殯した。三月皇后親ら齋宮に入りて神命を乞ひ其教の如く神を祭り尋いで鴨別を遣はし熊襲を討つた。幾ならずして熊襲服した。又荷持田村筑前國朝倉郡の羽白熊鷹と云ふ者強く人命に従はない。皇后之を討たんとして松峽宮筑前國朝倉郡に遷つた。それから層増野朝倉郡安野村に幸して賊を滅した。又山門筑後國山門郡に遷幸

田浦津姫
を誅す

皇后船師
を發す

新羅を馬
飼部とす

韓土服屬の世 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

八四

して、土蜘蛛なる田浦津姫を殺した。既にして皇后神教の驗あるのを知つて、更に神祇を祀り、躬ら西征せんと欲し、檀日浦に誓を立てた。九月國々に令して、船を集め、兵を調へ、海人名草なる者をして海上を偵察せしめ、數日にして西北に陸地があるると復命した。后親ら軍人に令し、出船の期を定めた。時に后適、産月に當つたので、石を取り腰に挟み、祝して曰く、願くは事竟つて還るの日に生れよと。十月終に和珂津北對馬國下島の北端なる鰐浦を發し、直に新羅に至つた。此時潮水漲溢して國中に及んだ。新羅王波沙寐錦韓史にて何王恐れて爲す所を知らず、既にして舟師海を蔽ふて進み、旌旗日に耀き、鼓聲天に振ふた。王望見して警伏した。即素組面縛し、圖籍を封し、官船の前に降つた。皇后之を許し、馬飼部と定め、其杖く所の矛を以て王門に樹て、以て後世の證とした。墨江の大神の荒魂を國の守神とした。王乃ち波珍干岐ハチカヒの微叱ミシヒ已知韓史の未斯欣を質とし、金銀綾羅等種々の寶を八十船多くの船に載せて軍に従はしめた。是より新羅の朝貢八十船を以て制とした。皇后乃ち大矢田宿禰を留めて鎮將と爲し、遂に師を班した。

(二)武内宿禰は孝元の皇子彦太忍信命から出て居る。景行帝九年頃の生れとする

(三六)

と仁徳帝の五十五年に薨じたのだから、二百八十餘歳の長壽であつて、甚信じられ無
い。思ふに數人の事蹟が集つて、一人のものゝ爲つたので有らう。然し武内の長壽
で有つたことは論の無い事だ。本講義に於ては仲哀天皇以後の武内は、前の人
として取扱ふ積りである。

(三五)

(二)新羅王が年毎に男女の調を上るべきを誓つた詞の中に、「阿利那禮河、返り以之逆流、
及河石昇爲星辰、云々」とあるアリナレ河は、世人は多く鴨綠江と解して居る。瓜生寅
氏の説によると、アリは鮮語にて前の義、ナレはナイ即ち河の義だから、前江に當るは
慶尙道の洛東江だと云ふて居る。如何にも鴨綠江とするは遠きに失して居るから、
洛東江とするのは面白いと思ふ。

(三)微叱已知は微叱許知伐早許早伐早、微叱早岐又は微叱智と書きたるも、皆同人で
ある。書紀によれば、神功皇后五年、新羅王使者朝貢した時、微叱已知を取返さんこ
の意があつたか、給いて使者と共に本國に歸ることになつた。皇后は葛城襲津彦を
副へて遣はしたが、對馬に泊した時、微叱智は船で逃げ出した。使者は捉へられて、遂
に焚き殺された。襲津彦は新羅に至り、鞆鞆津に次し、草羅城を抜いて還つた。ある
が、新羅には入られなかつたのが真らしい。タヤラは任那の一村で、多大浦か瓜生
氏の『國史の研究』に疑つてある。又草羅城は歌良で、今の梁山である。

韓土服屬の世 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

八五

(四)書紀に後の新羅の降服した末に書きつゞけて、高麗・百濟の二國王は新羅が國籍を收めて日本國に降つたを聞いて、密に其軍勢を伺はせた所が、勝つ能はざるのを知つて、自ら營外に来て、叩頭して歎いて曰ふ、今より以後永く西蕃を稱へ、朝貢を絶さない。故に因つて以て内宮家を定めた。之が所謂三韓ださある。之は全く書紀の誤文であつて、此二國は此時服従したのでは無い。當時高句麗は鴨綠江附近を中心とした大國で、中々以て戦はずして降る様な弱蟲で無い、又百濟も新羅の都城から百里も西北に當る大國であつて、共に其後約束の朝貢を納めた事の無いのを見ても知る譯だ。證據もまた種々あるが、繁を厭ふて此には擧げ無い。

麿坂押熊二王の擧兵 神功皇后は筑紫に凱旋して、皇子を生んだ、是れ應神

天皇である。明年百官を率ゐて豊浦宮に遷り、仲哀天皇の殯を收めて、海路より京に上つた。途に麿坂押熊の二王仲哀天皇の皇后の所生の擧兵があつた。麿坂王は菟餓野攝津國成郡に狩して、亦猪に啗殺され、押熊王は軍を引いて住吉に屯した。皇后は之を聞いて、武内に皇子を奉じて紀伊の水門に泊らしめ、親ら難波に上陸して王と戦ひ、之に勝利を得た。押熊王軍を引いて山背の菟道に退いた。皇后紀伊の日高にて皇子に會し、小竹宮に入つた。三月忍熊王を討ち、武内は精兵を出して山脊に出

麿坂押熊二王の擧兵

菟道の戦

で、菟道に至り、河南に屯した。忍熊王は敗れて退き、武内は之を追ふて、近江の逢坂に會した。又狹々浪の栗林に至りて敗れ、瀬田の濟に投じて死んだので亂は平いだ。

安積澹泊曰く麿坂、忍熊の二皇子を兵を擧げしを以て、嫡母に抗し、同氣を戕ひ、反者の名を免れずさなせり。臣竊に二皇子の爲めに悲む。其吾豈兄を以て弟に従はんやといへるは文なり。其心の如きは未知るべからざるなり。之をして發すべき時に發せしめば、則師出るも名あり。事或は成る事あらん。惜かな、事機を失ひて不義に陥りしなり。今史を修むるもの反さ書し、討さ書し、誅に伏すさ書せるは、乃冤なることなからんか。擧兵さ書し、擊さ書し、敗死さ書せば、其可なるに庶からんか、云々。要するに皇后の攝政に就いて大に問題たる可し。

神功の攝政 紀に仲哀天皇崩御の年を以て神功皇后攝政の元年とし、そして

天皇世嗣の中に數へてある。記には仲哀天皇に附記してある。又紀には攝政三年譽田別皇子を立て、皇太子となし、磐余に都す、之を若櫻宮大和國磯城郡安倍村池ノ内と云ふとある。そこで先輩の間に議論があつて、水戸では大日本史の中に、天皇本紀から除いて、皇后傳の中に入れた。さて神功皇后は攝政六十九年にして崩じ、翌年皇

韓土服屬の世 仲哀天皇の西征及び神功皇后の征韓

磐余の若櫻宮

太子位に即かれた、之が應神天皇である。

安積瀆泊に應神孕にあること十三月、此れ怪むに足らず。而れども皇后産月に當りて、祝して其期を延べし、こまは則怪む可きなり。應神既に生れば、何ぞ速に位を宸極に正して、皇統を丕承せしめざるか。遺腹を植て委裘に朝してさへ天下亂れず。況んや母后朝に臨み、大臣輔佐するものをや。立て、皇太子と爲し、は、則益、謬れり。之をして大行天皇の柩前に册立せしめば、實に仲哀の儲貳なり。仲哀は既に葬れり、陵土は既に乾けり、四歳にして册立す、是れ誰が儲貳か。……皇后の儲位亦明ならずや。幸に應神壽を保ち、六十餘年を待ち、皇后昇遐の日、始めて統を承くることを得。もし不幸にして皇后に先ちて崩殂せしめば、赫々たる大業、何所に望を屬せん。此時に當りては、統あるに似て實に統なし。岌々として其殆い哉、云々」と論じて居るのは、大に傾聽すべき論と思はれる。

百濟の朝貢と任那の復興

皇后四十六年、斯摩宿禰を任那の卓淳國に遣はした所が、國王錦早岐は之に告げて曰ふ、今より二年前、百濟王東方に日本國あるを聞き、之に朝せしめんと欲して、其使臣が來て、路を我に問ふた。我も亦東方に日本國あるを聞いたけれども、未だ曾て通じた事がない。其道を知らざる故である

(三)

百濟國王
我國に朝
せん

百濟使臣
始めて朝
貢す

任那の七
國を復興
す
百濟に南
蠻を興ふ

ことを答へた。斯摩乃ち隨行者の爾波移と卓淳人の過去とを遣して、百濟國王を犒ふた。時に百濟國王背古王深く歡び、厚く遇した。且つ寶藏を開いて珍異を示して曰く、吾國此の珍寶あり。貴國に貢せんと欲すれど、道路を知らぬ爲め、志有つて目的を達し得ない。今使者に附けて序に貢獻せんと。是に於て爾波移事を奉つて、還つて斯摩に告げた。斯摩は歸朝して百濟朝貢の事を奏したものと思へる。皇后四十七年、百濟の使臣久氏、新羅の使臣と共に來朝した。此時新羅は百濟の貢物を奪ひ、己れの賤物と換へて出した。因つて千熊長彦を新羅に遣はし、之を責めた。四十九年に荒田別鹿我別を將軍と爲し、卓淳國に至り、木羅斤資沙々奴跪をして精兵を領し、卓淳に集まり、新羅を討たしめた。そして比自煇南伽羅、國安羅、多羅、卓淳、伽羅の七國は平定に歸した。無論此七國は任那府に附けたものである。此時なほ南蠻の枕彌多禮の二州は之を百濟に賜ふた。比利辟中布彌支半古の四邑も同時に歸降した。任那は嚮に垂仁帝の時、官家と爲して宰を置かれてから百年も立つて、筑紫の大亂があつたが、我鎮將鹽乘澤彦の子孫彼地に在つて家を繼ぎ、吉と稱して居た。神功皇后親征後は、任那復興し、百濟も來り投せしこと上記の如

百濟に多
沙を興ふ

し。かくて荒田別は皇后五十年に歸朝し、千熊長彦久氏等も百濟から我國に來た。皇后大に歡んで、久氏に多沙^{たさ}城を興へて往還路の驛と爲さしめ、遂に百濟を渡^{わた}り内官家と定めた。翌五十一年には百濟も亦久氏をして朝貢せしめた。是から後は百濟の朝貢は絶えなかつた。

百濟を興ふ
沙を比跪

皇后六十二年、新羅朝貢せず、襲津彦^{そつひこ}を遣はして之を討つた。百濟記によると、此時沙至比跪^{さしひく}の轉訛^{てんし}が向つたが、新羅は美女二人を送つたので、彼は之を受け、返つて加羅を討つた。そこで加羅國王は人民を率ゐて百濟に奔り、國王の妹之を天皇に啓した所が、天皇は怒つて、木羅斤資^{もろしんし}を遣はして、兵を領し、加羅に來て其社稷を復した。後比跪は免かれざるを知り、石窟に入つて死んだとある。然るに仁徳の四十一年に、百濟王襲津彦に附けて酒君を獻すとあれば、其百濟に在つて未だ死せざることは明かである。

(一)比自焠は三國史記に比斯伐に作る、今の昌寧である。南加羅は古の辰韓の地である。倭國は韓史の押督國とすれば、今の慶山である。安羅は今の咸安である。多羅は今の陝川である。卓淳は其位置詳ならず、瓜生氏は靈山、密陽何れか其一なるべしと云つて居る。加羅は駕洛、伽耶などと別稱がある、今の金海に當る。

(三)

(二)多沙城は加羅の多沙津とあるものと同地であるが、今の全羅道河東の地である。繼體天皇二十三年の條にも加羅多沙津を百濟に賜ひ、加羅が之を怨んで新羅に附いた事が出て居る。同一事實が紛れて二所に混入したもので、其何れかが誤りである、今之を判ずることは出來ぬ。

第貳章 文教の傳來

胎中天皇 應神天皇は神功皇后が産月に當りて、石を臍に挿み、祝して其期を延べ、征韓から歸つて生れた方である。之を推すに帝の胎中に在^あした事は十四箇月の久しきに度る、故に之を胎中天皇と申す。

新井白石は應神帝の胎に在ること十四月の久しきを歴るに非ず、仲哀帝は壬戌六月に崩じ、應神帝は癸亥四月に生れたと主張す。落合直文も古事記によつて十一月箇月目の誕生と斷じ、其論詳細を極む。此十一月說從ふ可きもので有らう。

來朝歸化 應神天皇八年、阿莘王百濟の阿花王、其子直支^{ちき}韓史に諱をして來朝せしめた。十四年百濟王縫衣の工女を奉つた。秦始皇帝の裔なる弓月君王^{ゆづきみ}百

二十縣の民を領して、百濟を経て歸化し、金銀玉帛等を獻じた。十五年百濟王は阿直岐を遣はして、良馬二匹を貢した。即ち輕坂の上に置き、阿直岐に之を飼養せしめた。故に其養馬の地を厩坂大和國高市郡白檜村大字輕と云つた。二十年後漢の靈帝の後なる阿知使主、其子都加使主、十七縣の民を率ゐて來り歸した。此の如く秦漢百濟内附の民多く、各萬を以て計ると云はれた。吳國交通、其他歸化人に關しては更に後章に述べやう。

上世文字なし

神代文字は神道家

上古文字の有無論 大同三年に齋部廣成が奏上せる古語拾遺の序に「上古の世、未だ文字あらず、貴賤老少口々に傳へ、前言往行して忘れず、書契あつて以來、古を談ずるを好まず、浮華競ひ起る」とある。それより五百年も後の文永年中、卜部兼方の著せる釋日本紀には「和字の起りは神代にある可し。龜卜の術は神代より起る、文字なくば豈に卜を成す可けんや」とある。平田篤胤は之を基として、日文四十七字を以て神代文字を確定し、神字日文傳を著した。日文の外にもアナイチ・ホツマ・上記など一種の古文字があつたのを、好事の人が神代文字として尊重したので、小中村博士は是等を以て、中古以來神道家の偽作で有らうと云つて居る。伴信

(三)

の偽作なり

友は全く朝鮮の吏道諺文だと云つて居る。木村小杉の兩博士は、文字と云ふ程のものには無かつたらうが、符號目標の様なものには有つたらうと云つて居るのは、或は當つて居るので有らう。要するに上代に弘く行はれた文字は無かつたに相違ない。それだから漢字が渡來して、忽ちに之を學ぶものが出來、次第に普く行はるゝに至つたこと、思はれる。

落合直澄氏の『日本古代文字考』二冊は神代文學研究に就いては参考す可き書だ。

日文の字體なども精しく此書に出て居る。

漢字の傳來 國史に漢字の傳來を應神天皇の時としてある、けれども其以前に既に行はれて居た事は、殆んど疑はない。天日槍の來朝は既に神代であり、崇神天皇には任那の來朝があり、又鹽乘津彥を任那に置いた。斯くの如く屢彼地と往復があつたので見れば、必ず文書の往復があつたに相違ない。日槍も文字を知つて居たに違ひない、任那の鎮將などは無論知つて居たらう。以上粟田博士の說。實際漢字の傳はつて居た證據に『漢委奴國王』の印があるので、知れる。此印は漢光武帝の時に儼縣主が彼地に航して受け得たもので、其時代は我國では崇神以前である。韓

漢字は應神天皇以前に渡來す

韓土服屬の世 文教の傳來

三

土でも、新羅しらぎに文學の流行したのは、既に我垂仁以前である。崇神紀にも異俗譯を重ねて來るとあるから、文字の應神前に行はれて居たのは論は無い事だ。

應神天皇の興學 百濟の阿直岐あぢき能く經典を讀む。太子菟道稚郎子うさのみちわかいらうこ之を師とした。天皇嘗て阿直岐に問ふて曰く、汝に勝れる博士あるかと。對へて曰く、王仁わになる者あり、是れ秀づと。故に荒田別あらのたべつ巫別みかんなわりをして百濟に遣はし、王仁を徵した。十六年王仁わに古事記には王論語十卷及び千字文一卷を貢進した。稚郎子は王仁に就いて學んだ。王仁の子孫は西の史部ふひと河内かみと云ひて、阿知使主あちのみの子孫と共に朝廷の文事に仕へた。

王仁來朝
して論語
及千字文
を上る

應神天皇
の民治

應神天皇の崩御 天皇は在位四十一年にして崩御した。天皇は心を民治に用ゐ、三年に東蝦夷朝貢したので、其蝦夷を使うて厩坂の道を作らせ、所在の海人が擾動して皇命に従はなかつたのを、大濱宿禰を海人、宰として之を安輯せしめ、やがて諸國をして海人部あまべ山守部やまもりべを定めしめた。此年伊豆をして船を作らしめ、長十丈、之を海で試みしめた所が、輕疾なること馳する様であつたので、之を枯野かしのこと名づけた。七年武内宿禰をして諸韓人を領し、池を作らせ、之を韓人池かんのいけと號けた。其後

(三六)

八幡神

劔池・輕池・鹿垣池・厩坂池を作らせた。九年武内をして筑紫を監察せしめた。天皇は元明の和銅五年豐前國宇佐郡に祀られて、八幡大神宮やまゆかりと號した。清和天皇は山城の男山に石清水社を創め、歲時に奉齋した。

(三七)

(一) 枯野は天皇の三十一年に朽ちて用に堪へなくなつた。そこで其功名を後世に傳へんとして、有司に命じて船を毀ち、以て鹽五百籠を煮て、諸國に頒ち賜はらしめ、因つて船を作らしめた。諸國船五百艘を獻じ、武庫水門に湊まつた。然るに會新羅の調使が武庫に泊して、火を失したので、湊つてゐた船は延焼した。そこで其使者を責めた所が、新羅王が懼れて、良匠を貢した。

(二) 宇佐神宮の祭神に就いては栗田博士の論が『栗里先生雜著』に出ておる。即ち應神天皇を祀るに云ふの證據は無い、尤も宇佐託宣集には出ておるが、之は社家の大神氏が妄誕で、次には僧行教が宇佐に參籠して世を欺いたに基くのだらうと論じ、祭神を彦火々出見尊ださ唱へて居る。此は面白い説で有るけれど、今は矢張り應神・比賣神・大帶姫の三柱を定まつて居る。

第三章 難波朝

大中彦皇子

菟道稚郎子の薨去 應神天皇の崩するや、大山守城母は高に命じて、山海の政を爲さしめ、大鷦鷯尊おほささぎ尊母おほはをして皇太子を助けて、食國をくの政を爲さしめ、稚郎子をして天位に即かしめた。然るに皇太子位を大鷦鷯尊に譲り、尊も亦受けなかつた。時に太子の兄、額田、大中彦皇子おほなかつひこと、同腹、倭の屯田、屯倉を領せんとした。屯田司之を太子に訴へた。太子受けず、尊に稟けしめた。尊も亦自ら決せず、倭の吾子わがこ籠を召して之を問ふた所が、此屯田は帝皇の御領なれば、他の掌るを許さざるものだと。そこで狀を以て大中彦に告げたので、彼は其言に服して仕舞ふた。此時大山守もとより皇嗣たるを得なかつたのを憤つて居たが、倭の屯田の事でまた怨を含むこと益、深くなつた。時に太子は大鷦鷯尊と相譲り、菟道うづみちに遷居してゐた。大山守は隱に不軌を圖り、太子を襲はんとした。大鷦鷯尊は豫め其謀を聞き、密に之を太子に告げた。太子大に驚き、乃ち兵を備へて待つた。大山守兵を領して菟道に至り、舟に棹して河中に至らんとした。太子自ら布衣をつけ、揖を操り、舟子の中に難は

大山守不軌を謀る

稚郎子の自殺

り、中流に至つて舟を傾け、大山守をして水に墮し、遂に之を殺した。太子は宇治うぢに造つて退引したので、皇位の空しきもの三年であつた。太子は兄の志の奪ふ可らざるを知り、終に自殺した。大鷦鷯尊之を聞いて大に驚き、馳せて菟道、宮に至つた時既に三日であつた。太子蘇生して語り、八田皇女を掖庭に進めて遂に薨じた。遂に菟道の山上に葬つた。

伴信友の説に、稚郎子は兼てより大鷦鷯尊の心衷を察し、御身の安かるまじきを思つて、之を辭したのでらう。尊の性は古事記に攝津國日女島に幸し給ふた時、武内宿禰の唱和した歌によつて知れる。

高光る日の皇子みこ、宜しこそ問ひ給へ、吾こそは世の壽人、そら見つ、倭の國に、雁子産むままだ聞かず。

仁徳天皇も此世をと思はれた陰心はあつたによつて起つたものと知れる。又倭の屯田司が事を稚郎子に啓したのを、仁徳に譲つた所が仁徳は乃ち之を斷じたのを見ると、後の位を譲り合つたのに比し難いことである。けれど仁徳は容易く譲を受けなかつた。尙さし迫つた憂慮の事があつて、終に太子は自害し給

ふたので有らう。

聖帝の稱

仁徳天皇の即位 大鷦鷯尊位に即いて、仁徳天皇と申した。都を難波に定

め、之を高津宮と云つた。天皇高臺に上つて、炊煙を望み、民の貧しきを知り、百姓の課役を免じた。よつて聖帝の稱がある。

高津宮の舊址

高津宮の舊址は先年大阪市にて之を城南空濠以南の地に當て、其地に宏大な建設物をもした様だが、之は明に誤りである。吉田東伍博士の説には、八軒屋の地がそれだと云ふ。此事に關しては雜誌『歴史地理』第二卷二號に説がある。尙同誌第二卷第七號喜田博士の『難波沿革圖の偽作』なる文をも参照されたい。

免役に就いての論

伴信友の説に、此天皇は右の免役の外には、一も聖人ぶつた事は聞かない。父帝の徴しおいた髪長姫を戀ひたによつて、賜はつたのを始りにて、后妃たちの事につけては、御真心のまゝなる其行ども多く、聖人の教示を以て論ずれば、姪奔の御所爲させ給ふので有る。之を考へ合せばかの高臺の御行は御本性でない。假りに聖人の風を學び、殊さらに民を歡ばせんとしたのだらう、云々。高臺に就いての論は『歴史地理』第三卷第二號に岡部文學士の説が載せてある。

皇后磐之媛の嫉妬

磐之媛

仁徳天皇の皇后を磐之媛と云ふ、葛城襲津彦武内宿の子の女である。后

八田皇女

性頗る妬悍、天皇は内寵が多かつたけれど、後の嫉妬を恐れて、皆宮中に容ることが出来なかつた。天皇嘗て宮人桑田玖賀媛を納れんとして、徒に年を過してゐたが、歌を作つて曰く『水底ふ網の處女を誰養はん。』播磨の國造の祖なる速待獨り進んで歌ふ。天皇即日、玖賀媛を賜ひ、速待に副へて、桑田に送り遣はした。媛は發病して途に死んだ。天皇また八田皇女稚母子を妃と爲さんとしたが、后は聽かなかつた。天皇固く請ふたけれど、后は終に黙して答へず、其中に紀州の熊野に幸した。天皇後の不在を伺ひ、終に皇女を納れた。時に后難波濟難波濟に至つて之を聞き、大に恨んで、船を岸に着けず、江を溯つて、山背から倭に向ふた。天皇舍人をして后を迎へしめたが、后還らず、山背河に至つて歌を作り、即て那羅山を越えて、葛城山を望み、又歌を作り、更に山背河に還り、宮室を筒城、岡の南山城國喜郡普に興し、之に居た。天皇口持臣的臣をして后を喚ばしめた。口持臣筒城に至り、后に謁したけれど、黙して答へず、口持臣雪雨の中に立つこと日夜を経るも避けず、其妹國依媛は後の側に侍して、我兄に謁見を許されんことを述べたけれど、后は終に返らざるを奏せし

雌鳥皇女
準別皇子

めた。天皇之を聞き、江に浮んで山背に幸し、皇后を喚んだ。后は參見せず、天皇終に宮に還つた。后宮にある六年にして薨じた。三十八年天皇八田皇女を納れて皇后とした。尋いで雌鳥皇女仁徳の異母妹を納れて妃と爲さんとした。準別皇子仁徳の弟密に之と婚した。天皇は別に之を恨みず、既にして皇子の舎子とねり之を矜り歌ふた。天皇之を聞き、終に二人を殺した。

仁徳天皇の世の主なる事業 攝津の地は郊澤曠遠にして、田圃少く、且つ

難波堀江
茨田堤
茨田屯倉
小橋

河水横流し、河口の水が駛く流れない、聊かの霖雨でも海潮が逆上して、巷里を舟で乗り廻はし、道路が泥濘であつた。群臣之を見て、横流を決潰して海に通じ、逆流を防がんとして、十一年宮北の郊野を開鑿して南水を引き、以て西海に導き、因つて其水を名けて難波の堀江と云つた。又北の河の傍を防がんとして、茨田堤茨田池の北河内郡九箇庄村池田、友呂岐村平池石津の間の低地だ云ふ、其を築いた。此時強國北河内郡九箇庄村池田、友呂岐村平池石津の間の低地だ云ふ、其を築いた。此時強趾は枚方から東成郡野田村に至る約七里、徳川時代に京街道とした。は築いた。十二年に頸守口町と東成郡、衫子、友呂岐村の二所の絶間があつたのを修築した。は茨田の屯倉を立て、因つて春米部を定めた。又和珥池所在を未改を作り、横野堤、河内國郡巽村横野を築いた。を築いた。十四年橋を猪甘津猪甘津に架し、其處を小橋、攝津國東成郡鶴橋とに架し、其處を小橋郡巽村横野を築いた。と

田道蝦夷
を討つ

百舌鳥の
壽陵

履仲天皇
即位前の
亂

云ふ。京中に大道を作りて、南門から直ちに丹比邑河内國丹比郡今に至つた。又大溝を感玖南河内郡中村に掘り、石河、南河内郡のの水を引いて、上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊浦の四郊原に漑ぎ、四萬餘頃の水田を墾いた。

五十五年に蝦夷叛し、田道を遣はして之れを撃たしめた。田道敗れて伊寺水門石卷郡陸の伊師濱、磐城國亘野郡上郡下にに戦死した。此後蝦夷また襲ふて人民を略し、田道が墓を發掘した。

六十七年天皇河内今泉の石津原泉北郡の東にに幸して、壽陵を定めた。是れ即ち百舌鳥耳原中陵である。實に空前絶後の大山陵で、此丘陵の悉く盛土なるを思ふと何人も其大工役であつたに驚くで有らう。

第四章 皇室漸く亂れんこす

住吉仲皇子の亂 仁徳天皇崩御の後、皇太子去來穗別皇子が即位されたのが履仲天皇で有る。母は磐余の稚櫻宮に都した。天皇の諒闇にあつて未だ位に即か無かつた時に、羽田矢代宿禰武内宿の子の女黒媛を以て妃と爲さんとした。

韓土服屬の世 皇室漸く亂れんこす

住吉仲皇子を遣はして吉日を告げた。所が仲皇子詐つて太子と稱して媛を姦した。そして其誅を恐れて、遂に叛し兵を擧げて太子の宮を圍んだ。太子被酒して臥した。平群木菟物部大前阿知使主等入つて太子に告げ、馬に上せて馳せ走つた。皇弟瑞齒別皇子命を太子に告げ、難波に赴いて、潜に仲皇子の近臣刺領巾を誘ふた。刺領巾乃ち仲皇子を刺殺した。皇子刺領巾を誅し、還つて太子に報じた。太子は終に即位せられた。

國に史を置く

齋藏の内

天皇兄弟相承の開

諸國に史官を置く。履仲天皇四年、始めて諸國に國史を置き、言事を記し、四方の志を達せしめた。中央の史官は從來設置して在つたのだが、是に至つて更に四方に及んだので従つて時代の進運も知れるのである。此頃三韓の貢獻物多くなつて來て、齋藏のみでは不足な所から、新に内藏を建て、官物を分收し、阿知使主と博士王仁とをして其出納を記さしめ、始めて更に藏部を定めた。

反正允恭の即位

履仲天皇在位僅に六年で崩じ、皇弟反正天皇位に即き、丹比の柴籬宮河内國中河内郡松原村上田に都し、在位六年で崩じた。群臣議して皇弟允恭天皇を迎へ立て、都を遠飛鳥宮大和國高市郡飛鳥村に定めた。從來皇位は父子相及ばすを例とし

てゐたが、是に至つて始めて兄弟相承の例を開いた。

姓氏の混亂を正す

允恭四年詔して曰ふ、上古の治、人民所を得て姓氏錯せず、今朕踐祚茲に四年、上下相争うて百姓安からず、或は誤つて己が姓を失ひ、或は殊更に高氏を認む、其治に至らざるは蓋し此に由ていある。朕豈に其錯を正さやらんやと。則ち味檀丘に諸氏を會し探湯瓮を据えて、手を以て湯を探らしめた。所が實を得たものは全く、實を得なんだ者は皆傷いた。是を以て故らに僞る者は愕いて豫め退き進まなかつた。是に於て氏姓自から定まり、更に詐る人が無くなつた。

味檀丘の探湯

姓氏の起源

姓氏は尊卑を分たんが爲めに作つたもので、其起因する所は甚遠い。姓は之をカバネと訓み、株根または骨の義で、氏族中の主幹を云ふのである。氏は産筋の義で、歴代掌り來つた類族を區分する爲めの名稱である。中臣・忌部・膳・水取・服部・土師等の如きは皆其職掌を以て氏名としたものである。又大伴・久米・物部・秦部・土師等の如きは皆其職掌を以て氏名としたものである。此外地名を氏に負うたものも多い。初め神武天皇の中洲を平定するや、功臣各地に封せられたもの、

皆其地名を氏とし、國造・縣主の姓が出来た。垂仁天皇の時、連・臣・造の姓を加へ、それから氏姓の法が定まつたのである。景行天皇の時、皇子七十餘人封を受けて、別君・稻置の姓を生じ、成務天皇の時、更に其數を増し、品部の如きは、歷朝の建設多くなつて、百八十部と稱せられ、諸部の長には造姓を命じ、之を伴造と云つた。故に當時の内外臣僚を擧げて之を臣・連・伴造・國造等に分つたのである。もとより其姓は尊卑の別があつて、臣姓は皇族、連姓は神裔としたものである。且つ外國の歸化多きを加へ、允恭天皇の時には、姓氏漸く蕃くなつて來て、諸氏中に詐冒者が出るに至つたものである。

衣通郎姫

允恭天皇は即位に功勞があつた忍坂大中姫を皇后となし、其腹に五男四女が生れた。後は仁徳天皇の皇弟二派皇子の女である。後の妹に衣通郎姫ひめと云ふ方があつて、容姿絶妙比なかつた。天皇之を寵し、藤原宮大和高市郡、鴨公村高市郡に居らしめたが、後に皇后の嫉妬を恐れて、河内の茅渟宮和泉國泉南郡に移つた。帝屢、茅渟宮に行幸せられた。

輕皇女の配流

二十四年輕大娘皇女を伊豫に流した。初め御膳の羹汁あつもの疑

衣通郎の
龍幸

木梨輕太
子

つて氷と爲つたので、天皇は其所由をトせしめた。ト者曰ふ、内亂がある、蓋し親々相殺するので有らうと。時に人あつて曰ふ、木梨輕太子は同母妹に殺すと。因つて推問した所が實を得た。太子は儲君であるから罪する譯にはゆかぬとて、皇女だけを流刑にしたのである。

安康天皇の即位

允恭天皇の崩するに及んで太子慕虐を行ひ、婦女に淫した。國人之を謗り、群臣從はずして、穴穗皇子に隸いた。太子皇子を襲はんとし、密に兵を設けた。皇子亦兵を起して、之を物部大前の家に圍んだ。太子終に自殺し、記には伊豫に穴穗皇子位に即いた、是が安康天皇である。都を石上石上郡の穴穗宮大和國山邊郡丹波に定めた。

眉輪王の變

安康天皇は大泊瀬皇子雄略の爲めに大草香皇子、九弟の妹幡梭皇女を聘せんとし、根使主をして其旨を諭さしめた所が、大草香皇子は大に悦んで、其信契に珠纒たまがづらを獻じた。根使主その美なるを愛し、私かに之を匿して奉らず、且つ皇子は命を奉せずと奏した。天皇怒つて兵を遣はし、皇子の第を圍み、之を殺した。天皇大草香皇子の妃中蒂姫履仲を納れて妃とし、遂に大泊瀬皇子の爲めに幡梭皇

穴穗皇太子
木梨輕太子
子を討

韓土服屬の世 皇室漸く亂れんとす

女を娶つた。初め中蒂姫、大草香皇子にあひて眉輪王を生んだが、皇后と爲るに及んで、眉輪王は宮中に養はれた。天皇嘗て山宮に幸し、樓に上つて酒を命じ、皇后に謂つて曰ふ、朕汝を愛すと雖も、眉輪を恐ると。眉輪王樓下に遊び、其談る所を聞き、天皇の酔ふて後の膝を枕として熟醉してゐたのを伺ひ、之を刺弑した。大舍人馳せて大泊瀬皇子略雄に報じた。皇子は諸兄を疑ひ、甲を被り兵を率ゐて自ら將と爲り、八釣白彦皇子略雄に向ふた。皇子答へなかつたによつて、怒つて之を斬つた。更に坂合黒彦皇子略雄に向ふたが、亦答へなかつたので、皇子は愈々怒つて眉輪を殺さんとするの所由を考へて居た。眉輪は天位に望なし、唯父の仇を報ゆと稱して、坂合黒彦皇子と共に大臣葛城圓略雄の家に匿れた。大泊瀬皇子その第を圍み、火を縦つて之を焼き殺したが、大臣も共に死んだ。又市邊押盤皇子略雄は安康天皇が嘗て國を傳へんと云はれた方なればとて、大泊瀬は之を獵に誘ひ、近江の來田綿蚊屋野略雄に射殺した。其弟御馬皇子略雄も亦罪なくして誅せられた。かくて皇子は位に即いた、是れ即ち雄略天皇である。

第五章 泊瀬朝倉の朝

雄略天皇の威勢 雄略天皇は泊瀬朝倉宮大和國磯城郡朝倉村大字黑崎にあつて天下を治めた。天皇心を以て師と爲し、誤つて人を殺すこと多く、天下誹つて大惡天皇と云つた。唯愛したのは史部ふひとの身狭村主青檜隈民使博德等むさのすなりあをひくまのたみつかさであつた。五年葛城山に獵したところが、嗔れる猪が草中から暴出し、人を逐ひ、舍人皆色を失ふたが、帝は弓矢を以て刺止め、脚を擧げて踏殺した。その勇武であつた事は之れだけでも知れる。又時に采女うねめに對して罪を得たものも多かつたが、何れも死罪に問はれた。齒田根命のみは資財領地むねのねのみはすけざいりやうちを没收せられて許された。皇后は性温順で常に帝を慰藉したので、帝の激烈な性質を融和することが出来た。天皇晩年心を民政に用ひ、十六年詔して國縣に桑を植ゑしめ、二十二年には衣食の神なる豊受大神を丹波より奉迎して、之を山田に祀つた、之が伊勢の外宮である。

吳との交通 吳は支那の江南地方である、吳は三國の一であるが、其故地に據つて興起した東晋・宋・齊・梁・陳も亦我國では等しく吳を以て稱してゐる。彼我の交

韓土服屬の世 泊瀬朝倉の朝

縫工

漢織吳織

通は古く、垂仁天皇の田道間守を遣はして、橘を求めしめた常世國も亦吳で有らうと思ふ。仁徳天皇の五十八年始めて朝貢し、應神天皇の三十七年に阿知使主及び都賀使主をして縫工女を求めしめた。二人路を高麗に取り、吳に達し、四十一年に四人の工女を伴うて歸朝した。雄略天皇の六年、吳國朝貢し、八年及び十二年には我より吳國に使を遣はし、其の使の歸るや、漢織・吳織・衣縫の工女を獻し、之を檜隈野ひくまの大和國高市郡坂さかに置いて、因つて其地を吳原と云つた。

應神・仁徳の頃は彼地では東晋の代、雄略の時は彼の宋の代で有う。履仲より雄略に至るまで、我帝王の名義を以て宋に使したことが彼の史に見えて居る。之れ恐くは在韓の我鎮將が大國の美名を受けて、諸韓を鎮撫するの具にしたもので有らう。

歸化人の沿革

歸化人 應神十四年に秦始皇帝十二世孫なる弓月君が百二十七縣の部民を率ゐて歸化したことは前に述べた所である。仁徳の世に至り、此秦民を諸郡に分つて蠶を養ひ、絹を織つて之を貢せしめた。天皇秦王の獻じた絲綿・絹布を服用した所か、柔軟で肌膚に温暖であつたので、よつて之を賞して姓を波多公と賜ふた。雄

融通王

眞徳王

普洞王

秦酒公

雲師王

武良王

三藏

大和の漢人

略天皇の時、秦公酒奏して曰ふ、普洞王の時、秦民は總て劫略せられ、十分の一だも存せない、請ふ勅使を遣はして、檢括總集しやうと。十五年天皇使を遣はして、秦民九十二部一萬八千六百七十人を集め得て、之を酒に賜うた。酒は秦民を率ゐて蠶を養ひ、絹を織りて貢進すること丘の如く山の如く朝廷に堆積した。天皇之を嘉みし、特に寵命を降して、號を太秦と云つた。是は盈積して利益があるの義である。飲明紀には秦民の戸數七千五百三十三、大藏椽を以て秦件造と爲すこと見えて居る、其次第に増殖した事が知れるのである。是より諸國の朝貢盈溢して、更に大藏を立て、蘇我麻智をして、三藏齋藏・大藏を檢校せしめた。秦民之が出納を掌り、東西の文氏その簿帳を勸録した。是れ秦漢の二氏をして、内藏・大藏の主鑰藏部となすの因由である。惟宗氏朝原氏は秦氏より出た家である。雄略天皇十六年、漢部を集めて其伴の造なるものを定め、姓を賜ひて、直と云つた。此直の姓を得たものは阿知使主の子孫である。此裔の居る處は皇城の東であるから、東漢直と稱した。其子孫には坂上さかのうえが最も著はれて居る。

靈帝—獻帝—延王—石秋主—阿知王—都賀使王

山木
志努……坂上氏
爾波伎

河内の漢人

百濟人

韓土服屬の世 泊瀨朝倉の朝

漢高祖の子孫なる王仁は河内文首の祖である。即ち西文氏の祖である。此族は首を賜はつたことが尙しいが、天武天皇の時には忌寸姓を賜はつて居る。此外にも秦漢人の子孫は甚だ多い。姓氏錄及び大日本史氏族志を参照せられたい。阿直岐の後には阿直史が著はれて居る。又百濟の滅亡後、遺類餘孽の海を渡つて歸化し、苗裔の後に存するものが多い。即ち左の通りである。

(一) 都慕王(温祚王)……(二) 貴須王(仇首王)——辰孫王(智宗)——太阿郎王——

午定君(鹽君)——味沙(味散)——膽津………白猪史葛井

亥陽君——辰爾知仁——那沛故——王後………船史宮原氏

麻呂(番侶)——宇志(牛)………津史………菅野、中科

(一) 速古大王(近肖古?)………三善氏、錦部氏

(二) 近速古王——億頼福留(天智時歸化人)………石野氏

(三) 季明(惠王)………百濟朝臣

(四) 都慕王………餘隆………和氏、岡氏

(五) 文周王

新羅人

高麗人

任那人

漢韓歸化人の功績

混伎(支良)

飛鳥戸御卷

天日槍は歸化して但馬に居り、其尊孫に田道間守がある。其裔に三宅氏が出た。伊觀縣主は日槍の裔なる五十迹手から出たのである。

以上記したもの、外、高麗の滅亡後、其人民の歸化したものが武藏國高麗郡に居り、高麗氏の祖となつた。又伎人、繪師と爲つたのも多かつた。任那人は欽明の朝に爾利久牟王の子孫が歸化した。姓多々良公を賜はつた。又都努賀阿羅斯止の子孫に大市氏がある。之を要するに韓漢の歸化人は頗る多く、我文明を開發した功は著しく文教の興起以後、記録の事、外交の事吉士云ふもの之を掌る、彼俗等を稱云ふ倉庫出納の事を管し、又一面には技術を傳へて、養蠶織法を知るに至り、攝津の猪名川の流域には猪名部工なる船匠があつて、雄略天皇の時著はれて居る。其他陶工、金工の行はれたのも皆韓漢二族の力である。歸化人の分布の事は『歴史地理』第五卷第四號第六號に松本博士の文が出で居る。

第六章 皇統の衰微

星川王大藏に據つて叛す

星川王の亂 雄略天皇崩じて、皇子星川王の亂があつた。初め天皇病革まるや、大伴室屋東漢掬に遺詔して、星川王の心悖惡なれば、之を容隠せずして、皇子を奉じて天下を治む可きを傳へた。星川王終に大藏に據つて、外門を閉鎖し、官物を擅用した。是に於て室屋漢掬の二人は先帝の遺詔今こそ到來したとて、太子を奉じて兵を發し、大藏を圍んで、火を縱ち、稚姫王母星川磐城皇子星川星川王等を燔殺した。稚姫の父吉備上道臣等亂を聞き、星川王を救はんとして、船艦四十艘を率ゐて海を航して來たが、星川王燔殺された後であつたので、引返して國に就いた。太子使を遣はして之を譴責し、其領して居た山部を奪ふた。

市邊皇子の二王子

清寧天皇嗣無し 皇太子位に即く、之れが清寧天皇である。磐余の鸚栗宮いほれのみかり大和國磯城郡あまのくにいそぢのほに都した。天皇嗣無し、よつて使を諸國に遣はして、王孫を求めしめた。初め市邊皇子は雄略天皇に害せられ、其二王子憶計おぼけ、弘計ひろけは難を丹波に避け、次いで播磨赤石郡あかしに來り、俱に名を改めて、縮見宿禰首しむみのすくねのおもとに仕へた。時に播磨の國司伊

(一七)

飯豊天皇

與來目部よらみべの小楯こたて新嘗の供物を集めんとして赤石郡に來り、適屯倉等の家に宿した。二王子宴に侍して、歌舞に托して其皇胤たるを告げた。小楯大に驚き、京に詣つて二王子を迎へんことを求めた。天皇大に喜び、兄王を立て、皇太子と爲し、弟を皇子と爲した。

飯豊天皇 五年正月清寧天皇崩御した。億計王は位を弟に讓つて決せなかつた。是に於て弟王の姉あね紀のりには飯豊青皇女いひとよあを朝に臨みて政を乗り、自ら忍海をしみの飯豊青尊と云つた。都は忍海、角刺宮かくさきのみや大和國葛城郡あまのくにかつらぎのほである。十月尊崩じたので、葛城の埴日丘の陵に葬つた。

古書或は即位と書き、或は攝政と記してあるが、紀記共に皇代には數へない。弘文天皇は在位七月、仲恭天皇は在位僅に七十餘日なるに何れも諡號がある點から推號すれば、飯豊帝も一世に計へらる可きである。

天皇は神聖にして犯す可らず 弘計天位に即いて、之を顯宗天皇と申した。宮を飛鳥の八釣宮やぶつのみや高市郡飛鳥たかちのほと云つた。天皇は父市邊皇子の御骨を求むるに勉めたが、能く其の所在を知るものが無かつた。天皇親ら歴問して、一老嫗に

市邊皇子の骨を求む

韓土服屬の世 皇統の衰微

三

聞き、近江の來田綿蚊屋野くたわたのかやのに幸して、二尸を掘出した。一は市邊皇子、他は仲子なからこであつたが、四肢の諸骨を別つことが出来なかつたので、蚊屋野の中に雙陵を造つた。二年天皇雄略の陵を壞つて骨を摧き父の讐を報せんとした。億計王諫めて曰ふ雄略帝は天皇なり、吾父は天子の子と雖も、天位を履まず。此を以て是を觀れば尊卑惟れ別なり。而るを忍んで陵墓を壞つならば、誰を人主として以て天の靈に奉らう、其壞つ可らざるの一である。天皇之を聞いて終に止めた。

此時天下泰平、歲比りに稔り、百姓富み、稻斛銀錢一文であつた。顯宗天皇崩じて億計王立つた、之が仁賢天皇である。石上いそのかみの廣高宮山邊郡二階堂村嘉幡を都とせられた。

稻斛銀錢一文

天皇の神聖

第七章 大臣大連漸く政權を握る

平群眞鳥の叛 おほおみ大臣とは臣姓の統領で、大連と共にその朝政を執ること、後の左右大臣の様なものだ。而して其名の古く見えてゐるは成務天皇の三年で、武内宿禰の之に任せられたのが始めである。けれど、其時は未だ臣姓おみが無い上に、之まホマヘツギミと訓んであるを以て、後の大臣と同じく無いことが知れる。安

大臣大連の起源 平群眞鳥の勢力

康天皇の三年、平群へぐりのまこと眞鳥を大臣とし、大伴連室屋物部連目おほりむろやものべのむらじめを大連としたのが確かな初任の事實である。清寧天皇崩するや、其頃大臣眞鳥専ら國政を擅にして、日本に王たらんと欲し、陽に太子顯宗の爲めに宮を營み、了つて即ち自ら居た。事々に驕慢で、都て臣節なかつた。時三に太子物部ものべ麁鹿火あらかひの女影媛かげひめを聘せんとした所が、眞鳥の子しび鮪曾しほて之に通じて居たによつて、太子の媛と會する所を妨げた。太子は鮪が既に媛を得たのを知つて大に怒り、其夜大伴金村かねむらの宅に向ひ、兵を會して計を廻らし、金村は途に鮪を邀へ撃ち、之を乃樂山ならやまに戮した。次いで金村兵に將として大臣の宅を圍み、火を放つて之を燿いた。眞鳥終に誅に伏した。

(一)眞鳥は武内宿禰の子木兎きうの子で、木兎は住吉仲皇子の亂を平げて功があつたから、その遺勳で重く朝に用ゐられ、清寧以下三代に歴仕して威服を張つたのである。眞鳥の誅せられてからは平群氏は大に衰微してしまつた。

(二)太子鮪と美人を争ふの一條は、書紀に武烈天皇の事となつて居る、而して古事記には女の名も菟田首うすだのかみの女大魚おほいそとなつて居る。

武烈天皇

小泊瀬稚鷦鷯こはつせのわかき、さび尊位に即き、武烈天皇と申した。大伴金村大連おほむらじとな

韓土服屬の世 大臣大連漸く政權を握る

つた。大連は連姓の統領で、神別の人々が之に任せられ、大臣と共に朝政を執るのであるが、此時金村は大伴室屋と共に此職にあるので、大伴氏は非常に勢を得たのである。天皇常に刑理を好み、親しく獄を断じ、酷刑を見るを喜び、孕婦の腹を刳き、人の爪を抜くに至つたと云ふ事が書紀に記されて有る。けれど古事記には此事は載せて無い。

武烈天皇の行爲に就いては諸家既に論がある。之は武烈天皇と同時代の百濟の末多王、南齊の明帝の第二子東昏侯の惡虐の所行が混入したものと思はれる。記紀の二書共に帝の年齢を記して無い。大日本史の註に「水鏡神皇正統記並に年十八と曰ふ。歴代皇紀皇年代略記帝王編年記並に五十七とす。今前説を案するに、帝未だ位に即かず、影姫を挑みし時方に十歳、豈に此事あらんや。後説を主とすれば、帝の在位八年、應に四十九歳を以て即位す可し。仁賢壽五十、或は五十一、是れ二三歳にして帝を生むなり。豈に此理あらんや、二説共に信す可らず」とある。然し太子の影姫を挑んだのを古事記に従つて顯宗の事とすれば、十八歳説の方は信じて宜いと思ふ。

武烈天皇の行爲に就いての説

繼體天皇の迎立

大伴氏權を得

繼體天皇 武烈天皇は嗣なくして崩せられた。そこで應神天皇五世の孫彦主人王の子男大迹王を越前の三國の坂中井から迎へて、之を位に即け奉つた。之が繼體天皇である。此迎立は金村の建議に依つて定つたので、大臣に巨勢男、大連に金村の外に物部麁鹿火を任じたけれど、金村の勢力は此兩人を壓した事、思はれる。要するに一層大伴氏が權を得た譯である。天皇は初め山背の筒城宮に在り、後に弟國宮乙訓郡大原野村に移り、又磐余の玉穗宮大和國磯城郡安倍村池ノ内の邊に遷つた。天皇の御代に筑紫の磐井の叛が有つたが、大伴連麁鹿火の征伐によつて、大伴氏の權がまた大に高まつた。天皇在位四年にして病が重かつた。そこで大兄皇子を天皇に迎へ、即日崩御と爲つた。先帝崩御前に太子の即位されたのは之が始まりである。

第八章 朝鮮半島の形勢

百濟 百濟の近仇首王の時、我邦に文學を傳へた事に就いては、前に述べた所であるが、此王の子枕流の時、佛教が始めて晋から百濟に傳はつて來た。枕流の死後、其

韓土服屬の世 朝鮮半島の形勢

紀角等の
出征

直支

木滿致

子阿花が年少であるので、其叔父の辰斯が篡立した。應神帝八十九年、辰斯本朝に禮を失したので、天皇は紀角、羽田、矢代、蘇我、石川、平群、木菟を遣はして、之を責めた所が、國人は辰斯を殺して罪を謝した。諸將は阿花を立て、王と爲し、歸朝した。既にして阿花また禮を本朝に失したので、其地を削つた所が、王其子直支直支を遣はして質とし、罪を謝した。阿花の死後、次子訓解政を攝し、太子直支の歸るを待つた。季弟磔禮は訓解を殺して自立した。應神天皇は直支を國に歸らしめ、東韓の地を賜ひ、王位を繼がしめた。仁德帝二十年、直支死して、其子久爾莘立つた。年尙幼なので、木滿致が國政を執り、横暴で有つた。木滿致は木羅斤資八九頁が新羅の婦人と婚して生んだ子で有るから、父の功を以て任那の日本府を主宰し、百濟を監して居たのである。天皇は木滿致を召還した。久爾莘死して、其子昆有立つた。王は其妹新齊都媛を本邦に納れた。安康帝元年、昆有死し、子蓋鹵立つ。雄略帝の時、其弟軍君君支を本邦に遣はして、朝に侍せしめた。

新羅 新羅は仁德帝の時、紀角等之を征し、新羅は竊に高句麗に通じて、之を防いだ。然し仁德帝八年、其王奈勿が死んで、從弟實聖が王と爲り、本邦に降附し、其の子

平群木菟
等の出征

微叱許智欣未斯を本邦に送つて質とした。同十一年、平群、木菟、的戸田は官軍を率ゐて、新羅の境に臨んだ。弓月君が本邦に歸化せんとしてゐたのを、彼が拒んだので、襲津彦が征伐に出た所、三年立ちても歸らなかつたので、彼を應援に遣はしたのである。新羅は大に懼れて罪を謝した。同二十三年、奈勿の子訥祇は高句麗の後援に依つて篡立した。安康帝四年、訥祇死して、長子慈悲立ち、調貢はなほ進めなかつた。

任那國司
吉備田狹

吉備田狹の叛 安康天皇の時書紀雄略の時代吉備上道臣田狹を任那の國司と爲した。赴任の後、大泊瀬皇子雄略其妻の稚媛を奪うて寵幸せられた。田狹は皇子を怨み、援を新羅に求め、任那に據つて叛いた。時に天皇田狹の子弟君と吉備の海人直赤尾をして、往いて之を問はしめ、漢の才技、歡因知利をして、之に隨ひ、百濟に往いて、技工を召さしめた。弟君は百濟に至り、新羅を問はずして還り、技工を召集して、淹留數月であつた。田狹密に人をして、弟君に告げ、百濟に據り、本朝に通ずること勿らしめた。弟君の姉樟媛之を惡み、竊に其夫を殺し、赤尾等と技工を率ゐて歸朝した。

此時率ゐ歸つた技工は漢人で、陶工・鞆工・番工・錦工・譯語を業とした者だ。

紀小弓等
四將の出

新羅征伐 雄略天皇は新羅の久しく朝貢せざるを怒り、之を親征せんとした
が、神誨によつて、終に之を中止し、紀小弓、蘇我、韓子、大伴、談角、小鹿火等をして之を征
せしめた。小弓等やがて新羅に入り、行く／＼傍郡を屠り、終に新羅王を走らせ、喙
の地を定めた。然れども餘衆の未だ降らざるものがあつたので、小弓は談等と共に
之を追撃したが、談等は戦死し、小弓は病死した。小弓の子大磐は父の薨を聞いて、
新羅に入り、小鹿火の掌握しゐた兵馬兵船の權を奪ひ、専ら威命を用ひた。小鹿
火之を怨み、韓子に詐り告げて、大磐はまた當に汝の諸官を執らんとすと云つた。
そこで諸將みな大磐と隙を生じた。百濟王之を聞いて、諸將に謂ひて、國界を觀せ
しめた。諸將乃ち百濟に赴いた、其途中に大磐は韓子を射殺した。諸將遂に百濟
に至らずして還り、小鹿火は軍を棄て、東歸したので、大磐のみ韓地に留任して、事
を用ひて居た。

大磐

百濟一た
び亡ぶ

百濟の覆亡 征新羅軍の効を奏せざる時に當り、百濟また事あつた。雄略天
皇六年書紀十九高麗王璉大軍を率ゐて、百濟を襲ひ、漢城を圍むこと七日、遂に之を

(三)

百濟の再
興

陥れ、蓋鹵王を殺し、男女八千を捕虜にした。王弟汝洲汝周も救を新羅に求め、兵一
萬をかりて還つたが、此時漢城は既に敗れ、王は死んだ後であつた。雄略天皇之を
聞き、熊津任那の地を與へた。

汝洲は其臣解仇に弑せられ、子三斤立ち、解仇を執へて之を誅した。幾もなく三斤
が死んで、子が無かつたので、天皇は軍君蓋鹵王の弟の次子末多牟太を本邦に來て居
たのを國に歸へらせて王とした。其際筑紫の兵五百を發して之を護送せしめた、此
王が百濟の東城王である。

長壽王璉

高麗王璉 璉は談德の子で、長壽王と稱し、國富み兵強く、四隣を攻伐し、支那の
南朝又は北朝諸主に通じた。王百濟を陥るゝの後、又新羅を襲うたが、我國から援
兵が出たので引返した。然し王の攻伐は連争止まず、新羅は屢、彼に破られた。王
は終に都を平壤に移し、百濟の舊都漢城を別都とした。王の世は高麗の最盛時で、
恰も我國の雄略天皇の世に當るので有るが、天皇の威勢を以てしても充分に之を
壓伏することが出来なかつたのを見ると、其強盛も想像し得らるゝ譯である。

大磐の叛

紀大磐の叛 さて大磐は任那の宰と爲り韓地に留つて居たが、顯宗天皇の朝

に至り終に僭偽して神聖と稱し、高麗に通じ百濟が任那に通ずるの途を斷つた。百濟王は大に怒り、兵を率ゐて帶山城全羅道に大磐を攻め、克たなかつたが、大磐は終に事の成らないのを察して、逃れて本國に歸つた。そこで王は大磐の餘黨三百人を殺した。任那府の威信が大に失墜したのは是れから有る。

百濟の末多王は暴虐なので、國人に弑せられ、蓋鹵王の子島君斯摩立つた、之が武寧王で有る。大磐の叛した時の王は此武寧王の時に當るらしい。王は摩那を遣はして、本朝に貢物を上らしめ、次いで王族斯我を遣はして朝に侍せしめた。繼體天皇三年、使を遣はして任那府の管下に浮浪せる百濟の民を括出し、之を奮貫に還さしめた。同六年、任那たりの國守穗積押山を百濟に遣はして、筑紫の馬四十疋を賜うた。

武寧王

穗積押山

百濟の復興、百濟は嚮に熊津を獲て、漸く其復舊を計つて居たが、押山が來たのを機會として、任那の上おとし哆喇りあらし下あらし哆喇りあらし娑陀牟婁さたむろの四縣を賜はらんことを請うた。押山は奏して、此四縣は百濟に近く、今之を百濟に賜はらば、安固の策之に過ぐるものなからう。然し邊疆の事だから百濟に併せても固より危急無いにも限らぬ。

任那の四縣を百濟に與ふ

龜鹿火の妻

但、今日の如く之を離立して置けば能く幾年か守り得んと曰つた。大連大伴金村は輕卒に之を上聞し、遂に聽された。此時物部龜鹿火命を受けて宣勅使と爲り、將に難波に向はんとした所が、其妻之を諫めて、昔住吉の神、高麗百濟新羅任那を胎中天皇に授けた故、神功皇后は國毎に官家を設けて海外の藩屏とした。今若し割いて他國に賜はらば、後世の譏を招くに至らんと云つた。そこで龜鹿火は其言に従ひ、病と稱して其任を辭した。朝廷別に使者を命じ、之を百濟に宣せしめた。勾大兄皇子後に之を聞き、驚いて之を止め、改諭の使を出したが、百濟の使者が命を奉せず、四縣は終に百濟の有となつた。此時の流言に押山と金村とは百濟の略を受けたのだと云ふことで有つた。繼體天皇七年、百濟は其使をして押山と共に來朝し、伴跛國が百濟の已汝いもんの地を奪ふたのを、取還さんことを奏上した。朝廷、高麗、百濟、新羅三國の使者を召し、勅を傳へて、已汝帶沙の地を百濟に賜うた。伴跛國は又使を以て已汝の地を賜はらんと乞ふたが、終に許されなかつた。そこで伴跛國は怒つて、翌年城を子吞帶沙こどんに築き、烽候を置いて、任那の日本府に備へ、又爾列比麻須比にれひますひより麻且奚ましき推封すいふうに連ねて築城して新羅に逼り、又百濟を犯した。九年、朝廷物部連至

伴跛國の叛

々をして兵五百を率ゐて、百濟の使者を送らしめたが、伴跋は兵を出して之を伐ち、我兵は之に敵せず、至々は退軍して汝慕羅島に匿れた。十年百濟は使を彼島に遣はし、至々を迎へ、之を本朝に歸へし、且つ已紋を賜つた恩を謝せしめた。繼體天皇六年武寧王薨じて、太子明立つた、之が聖明王である。

磐井の叛 繼體天皇の入嗣は大連大伴金村の建議に基いたので有るから、従つて金村の勢力は非常なもので有つた。新羅百濟は頻りに地を請うて已まない、終に朝廷近江臣毛野武内宿禰の裔を六萬の兵に將たらしめ、新羅を討ち、其併呑して居た南加羅己吞、已吞、喙の地を復興して、任那に戻さしめた。然るに此時筑紫の國造磐井なるものが叛を謀つたので、新羅は磐井に貽を贈り、毛野の軍を禦がしめた。磐井は火豊の二國に據り、高麗百濟の貢船を掠奪し、内は毛野の軍を遮り、揚言して曰ふ、毛野はもと我と同伴である、奚ぞ彼の前に拜伏せんと。毛野は進むことが出来なかつた。そこで天皇は群臣と議し、物部麁鹿火を大將軍と爲し、之を討たしめた。鹿火進んで磐井と筑紫の御井筑後國三井郡に戦ひ、磐井を破つて之を斬つた。磐井の子筑紫君葛子父くすこに坐して誅せられんを恐れ、糟屋なすの屯倉を獻じて、死罪を贖はんことを求めた。

磐井新羅に通じて毛野の軍を退む

磐井壽藏墓

を求めた。

磐井の勢力の大きかつた事は、生前其壽藏の墳墓を作つた其宏大なこゝでも知れる。筑後風土記によると、上妻縣の南二里に筑紫君磐井の墳墓がある。高七尺、周六丈、〔實査するに百六丈とある。〕墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石人石盾各六十枚、交陳行をなし、四面を周匝して、東北隅に一別區がある、號して衛頭と曰ふ。其中に一石人あり、從容として地に立つ、號して解部と云ふ。前に一人あり、裸形地に伏す、號して偷人と云ふ。側に石猪四頭あり、臙物と號す。彼處にも亦石馬三匹、石殿三間、石藏二間ある。古老の云ふ、雄大迹ほと天皇繼體の世に當り、筑紫君磐井豪強暴虐で皇風に偃んせず、平生の時豫め此墓を造つたのだ。然るに官軍俄に發動して之を襲はんとしたので、磐井は勢勝たないのを知つて、獨り自ら豊前國上膳縣かみろに遁れて、南山峻嶺の曲まがに終つた。是に於て官軍追尋蹤を失ひ、士怒未だ泄れず、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打墮した。古老傳へ云ふ、上妻縣多く篤疾あるのは此に基づく歟。

今筑後八女郡長峯村大字吉田より西北下廣川村大字一條に至る凡方一里の原野を人形原と稱へて居る。今石人石馬等の存して居る地は二箇所ある、即ち吉田村字岩戸山と一條村南岡とである。一條村のが磐井の墓だと云ふ事は玉勝問・好古日録などに出てゐるが、現今は岩戸山の方が其墓だと云ふ説が行はれてゐる様である。

韓土服屬の世 朝鮮半島の形勢

新羅と任那 磐井誅に伏した翌年、百濟は下哆唎の國守穂積押山（そつみのおみ）に謂つて、加羅國の多沙津を以て朝貢の津路と爲さんと請ふた。押山奏請して之を與へた。是によつて加羅は日本を怨み、新羅に結んだ。此年毛野（けの）は終に安羅に往き、新羅に勸めて南加羅喙（けい）已吞（い）を建てしめ、而して熊川に次して、諸國を和解せしめんとした。新羅王も百濟王も召集に應せず、使を遣はした。此時毛野仁心なく、凡て處置宜しきを得なだったので、和解の目的を達せなだのみならず、却つて加羅を擾亂した。是に於て朝廷毛野を召還したが、毛野は對馬まで來て疾に逢ふて死んだ。

翌年新羅終に加羅を亡した。宣化天皇の時に至り、新羅は益、任那に追つて來たので、朝廷は大伴金村に詔し、其子磐手（いわた）と狹手（さて）を遣はして任那を助けしめた。磐は筑紫に留り、狹手彦往いて任那を鎮し、百濟を助けた。

欽明天皇二年、百濟に詔して、任那救援の事を計らしめた。時に百濟聖明王詔を奉じ、日本府の宰吉備臣（きびのおみ）及び加羅安羅斯二岐散半奚等の上臣を會し、計劃する所が有つたが、終に實行が出来なかつた。此時加羅卓淳喙（たくしんけい）已吞の諸國は既に亡びて、新羅の地と爲つて居た。既にして安羅の日本府も終に新羅と計を通じた。百濟王

は之を聞いて使を安羅に遣はし、新羅任那の執事を召還し、安羅の日本府の宰河内直（かほちの）を責めた。又任那の日本府に謂つて、共に任那を建つる事を説いた。四年になり我國から使を百濟に遣はして、早く國を建つべきことを宣べたけれど、河内直等が新羅に通じて居るので、百濟王の周旋も其効ないとて、彼等が罷免を奏請したけれど、朝廷では省みなかつた。六年朝廷では膳臣巴提使（かしのおみ）を百濟に使せしめた。此頃彼我の交通の頻繁を極めたのは、彼地の事情の宜しからなかつたのを想像する事が出来る。此巴提使なるものは彼地にてに其子を虎に噬はれ、雪中その蹤を追ひ、之を覓め獲て、終に刺殺した勇者である。

百濟と高麗 欽明天皇九年、高麗の兵、百濟の馬津城（まつの）を圍んだ。朝廷兵三百七十を發して百濟に赴き、助けて得爾辛（とにんしん）に築城せしめた。高麗は穢人（さいじん）を率ゐて獨山城を攻めたので、新羅は兵を出して、百濟を援うた。そこで高麗は克たずして退却した。朝廷は兵具、麥種を百濟に賜ひ、北敵を防がしめた。十一年百濟王大伴狹手（さて）彦と會し、我國及び新羅任那の兵數萬を合せて、高麗を討ち、進んで平壤を攻め、六郡の故地を復した。既にして新羅離れ、高麗また興り、百濟の軍を撃退し、金峴城を攻

韓土服屬の世 朝鮮半島の形勢

百濟王の戦死

めた。十三年高麗は新羅と結び、百濟及び任那に迫つた。百濟は遂に漢城と平壤とを捨てた。百濟は頻りに我援兵を請ふたので、我國は内臣をして舟師を率ゐて百濟に至らしめた。此年百濟聖明王虜にせられて殺され、其子昌位に即いた。之が威徳王で有る。翌年王は其弟惠を遣はして變を報じ、更に援兵を請ふた。十七年王子惠、兵仗良馬を賜はり、阿倍臣・佐伯連等兵を率ゐて之を護送した。此時筑紫の大君兵一千を率ゐて之を衛り、彌氏に至り、其津要を守つた、而して百濟は終に振興しなかつた。

任那の日本府亡ぶ

任那の日本府の滅亡 嚮に欽明天皇廿一年、新羅は使を遣して入貢したが、此時朝廷の待遇常に過ぎたので使節は喜んで歸國した。翌年新羅また入貢したが、此時の待遇は常よりも減じたので、使者は怨みて歸國した。然るに翌二十三年新羅は兵を擧げて大伽耶を滅した。是に於て任那の諸國みな新羅に入り、任那の官家遂に滅亡した。天皇大將軍紀男麻呂、副將軍河邊瓊岳をして新羅問罪の軍を起した。男麻呂は新羅の大軍を逆へ撃つて之を破つたが、瓊岳等は軍令を守らず、勝に乗つて獨り進み、隨婦と共に虜となつた。其吉士調伊企儼も捕へられたが、終

調伊企儼

大葉子

に降らず、新羅王我が臂を翳へと呼んで、屈せずして殺された。其子舅子も父の屍を抱いて死んだ。其妻大葉子も亦禽にせられたが、愴然として歌つて曰ふ「韓國の城邊に立ちて大葉子は領巾振らすも日本へ向きて」。或人之に和して曰ふ「韓國の城邊に立し大葉子は領巾振らす見ゆ難波に向きて」。而して官軍遂に利あらず、任那全く陥つてしまつた。

第九章 佛教の傳來

佛教の傳播 我邦に傳來した佛教は如何なるもので有つたかを明かにせねばならぬ必要がある。佛教は其變遷が多いので、現今の夫れと大に面目を異にして居る。初め佛教は中印度に起り、其後北印度全部を統一した掘多朝の阿輸迦王出づるに及んで、非常の隆盛を來し、四方に弘布されたのである。此時第三回の結集があつた。凡西紀前二四四年の頃である。其子摩訶因陀羅は南方の錫蘭に布教した。其後月氏國に迦膩色迦王出で、凡西紀一〇年頃熱心なる佛教徒となつた。此時に第四回の結集があつた。けれども錫蘭の佛教徒は此結集には加はらな

阿輸迦王

迦膩色迦王

つたので、之を承認せなかつた。是より佛教は南北兩派に別れ、南方の小乗教は錫蘭を中心とし、北方の大乗教は月氏を中心として、四方に弘通された。そして北方は西藏支那、日本に、南方は錫蘭より暹羅、緬甸と傳播したのである。

朝鮮に佛教の入りしは高麗を始とする。即ち高麗王小獸林王の時、前秦の符堅が僧順道を送つて之を傳へたのである。其後四十年、新羅の訥祇王の時、沙門墨胡は高麗より新羅に入り、法興王の時、初めて世に公行する様になつた。百濟は高麗より後るゝこと十數年、枕流王の甲申歲書紀々元一〇四四に、胡僧摩羅難陀が晋から傳へたのである。

百濟の猷佛 繼體天皇十六年、南梁の人司馬達等來朝した。時に我國未だ佛教あらず、達等は、大和國高市郡坂田原に於て草庵を結び、佛を奉じた。世未だ佛を知らず、皆之を異域の神と號した。それから三十年を経て、欽明天皇の十三年、百濟の聖明王使を遣はして、釋迦佛金銅像一軀、幡蓋、經論等を猷じた。其時佛の功德を頌した表文に、

是法は諸の法中に於て最も殊勝たり。解し難し入り難し。周公孔子も尙知

(10)

佛教朝鮮に入る

司馬達等

百濟佛を猷す

(11)

ること能はず。此法能く無量無邊の福德果報を生じて、乃ち無上の菩提を成し辨ふるに至る。譬へば人の意に隨ふて寶を懷いて用ふ可き所に從ひて盡く心のまゝなるが如し。此妙法の寶も亦然り。訴願に依り、乏しき所なし。且つ夫れ遠き天竺より三韓に至るまで、教に依りて奉轉し尊敬せざるなし、云々。

さて我邦は上古から神祇を敬し、祖先を祀るの風習があつて、朝廷に在つては神事を政治よりも先にしたのであつた。故に下庶民に至るまでも吉凶禍福みな神祇に依頼し、祈禱を事とした。然し是等に用ゆる祝詞中に子孫の服膺履行すべき事はあるも、未來の思想は含まつて居ないのである。謂はゞ唯過去思想を含むに過ぎないのであつた。然るに佛教は遙に之と趣を異にし、其説く所は未來を包括し、現世の行爲は來世に於て應報を受くるものとなつて居る。そして無罪者が現世に苦むは前世に於ける行爲の結果だから、悲む譯にはゆかぬなど、從來云は無かつた事を云つたので、未來を思ふの自然なる趨勢が、次第に佛教歸依者を迎ふるに至るで有る。其委曲に就いては以下順次に述べる積である。

古來敬神の風

佛教は未來を説く

崇佛家と排佛家 欽明天皇は百濟王の奏言を聞いて大に欣び、使者に詔して曰つた「朕昔より嘗て此の如き微妙の法を聞かない。けれど朕自らにては決して難い」と。そこで群臣に諮りて曰ふ「西蕃の獻じた佛の相貌は端嚴で、未だ曾て見た事がない。之を禮すべきか如何」と。大臣蘇我稻目は奏して、佛は西蕃諸國にて皆之を禮するのであるから、我國にて祭つて宜しいと云つた。大連物部尾輿及び中臣鎌子は之に反對して、我國は元來天神地祇を祀るのであるから、今改めて蕃神を拜すると、國神の怒を招くに至るで有らうと奏した。天皇は俄に決する能はずして、佛像を稻目に賜はり、試に之を禮拜せしめた。稻目は大に喜び、佛を小墾田の家に安置し、懇に出世の業を修めた。次いで向原高市郡原村の家を淨捨して寺とした。然るに此後國中に疫病起り、民の天死するものが多かつた。尾輿・鎌子奏して曰ふ「昔日の計を用ゐぬ故に、疫病流行するので有る。今之を遠くるならば必ず慶あるならん。宜しく早く投棄して後福を求よ」と。天皇之を可とせられ、有司に命じて、之を難波の堀江に流棄し、又火を放ちて寺を焼き盡した。翌年天皇茅渟海から奇瑞ある樟材を獲て、畫工に命じて佛像二軀を造らしめた。其翌年百濟から僧九人

來つて前より來り居たる僧七人に代つた。二十三年大伴狹手彦は高麗から佛具などを獲て歸來した。一時廢棄した佛教も斯様にして又次第に行はるゝに至つた。

第十章 蘇我物部二氏の争亂

蘇我氏の佛教興隆 敏達天皇は佛法を信せずして、文史を愛せられた。けれど朝鮮からの獻佛は猶息まなかつた。六年百濟王は大別王の歸朝に托して、經論並に律師・禪師・比丘尼・呪禁師・佛工・寺工六人を獻じた。之を難波の大別王の寺に安置した。八年新羅人を遣はして調を進め、並に佛像を送つた。十三年百濟から來た鹿深臣は彌勤の石像一軀を有し、佐伯連は佛像一軀を有して居た。蘇我稻目欽明三年卒の子馬子は此二軀を請ひ、鞍作村主・司馬達等池邊直氷田をして、四方に使用して修行者を搜索し、播磨國で僧の還俗して居たのを見附けた。高麗の惠便と云ふものであつた。馬子は之を師とし、達等の女嶋を度せしめた。即ち善信尼で、時に年十一であつた。又善信尼の弟子二人を度せしめ、馬子はこれ等三人を崇敬し、

佛教類に渡來す

善信尼

馬子佛舍利を得

其爲めに氷田と達等とに命じて衣食を給せしめ、佛殿を宅の東方に經營し、かの彌勒の石像を安置し、大齋會を行ふた。此時達等は佛舍利を齋食の上に獲たので、之を馬子に献じた。馬子は試に之を鐵質の上に置き、鐵鎚を振つて打つたが、搥き壞つことが出来なかつた。又之を水に投じた所が、心の願ふがまゝに浮沈した。是に由つて馬子等はいよく佛法を保信し、修行懈らず、馬子は又石川の宅に佛殿を修治した。是に於て佛法は始めて興起した。

馬子塔を建つ

十四年馬子塔を大野丘おほの、おかの北に起し、大齋會を設け、嚮に達等が獲た所の舍利を塔の柱頭に藏めた。此年二月馬子疾にかゝつたので、之を占はせた所が、卜者の曰ふ「父稻目の時に祭つた佛の心に祟るのだ」と。馬子は即ち子弟をして其後狀を奏した。詔して曰ふ「宜しく卜者の言に依りて、父の神を祭れ」と。馬子詔を奉じて石佛を禮拜し、壽命を延べんことを願うた。此時天下疫病流行し、民衆多く死んだ。大連物部守屋・大夫中臣勝海奏して曰ふ「何故に臣が言を用ゐざる。先帝より陛下に及んで疫病流行し、國民絶えんとす。専ら蘇我氏が佛法を興行するの至す所ならん」と。詔して佛法を禁斷せしめた。守屋自ら寺に至り、胡床に踞坐し、其塔を破り

守屋等疫病流行の因を佛に歸す

倒し、火を縦つて之を焼き、併せて佛像と佛殿とを焼いた。既にして其焼く所の佛像を取つて之を難波の堀江に棄てしめた。此日雲なきに雨ふり、守屋は雨衣を被り、馬子と之に従ひて法を行つた僧侶とを呵責し、毀辱の心を生せしめた。乃ち佐伯御室をして善信尼を喚ばしめたので、馬子は止むを得ず惻愴啼泣して、尼等を喚び出し、之を御室に附した。有司は即ち尼等の三衣を奪つて、海柘榴市の亭に禁錮楚撻した。是れが物部・蘇我争權の第一着である。

朝廷の黨争

然るに此時瘡を患ふる者多く、死者國に充ち、天皇も守屋も卒に

之に罹つた。老少竊に謂つて曰ふ「是れ佛像を焼いた罪か」と。馬子奏して曰ふ「臣の疫病今に至つて未だ癒えず、三寶の力を蒙らずんば救ひ治め難い」と。是に於て馬子に詔して曰ふ「汝獨り之を行ふ可し、餘人を斷つ可し」と。そこで三尼を以て馬子に附した。馬子受けて精舎を新營し、迎へ入れて供養した。十四年敏達天皇崩じ、殯宮を廣瀬に起した。馬子刀を佩いて誅した。守屋冷笑して「獵箭に中つた雀の様だ」と曰つた。次に守屋手脚震ひつゝ、誅したので、馬子は之を嘲笑して「鈴を懸く可し」と曰つた。それから二臣は互に怨を生じた。此時皇嗣未だ定まらず、穴穗

馬子佛に依つて疾を癒せん

守屋馬子の確執

部皇子欽明天皇皇位を望んで居た。然るに先帝の寵臣三輪逆内外の事を執り、蘇我馬子は敏達天皇の皇后後の推古天皇なりと計つて、用明天皇を立てた。是を以て穴穗部皇

欽明——敏達母宣化女石姫

用明母稻目女——厩戸皇子
推古母稻目女——堅鹽姫

穴穗部皇女
穴穗部皇子
宅部皇子

母稻目女小姉君

崇峻

子甚だ不平であつた。一日炊屋姫を奸せんとして、殯宮に入らんとした。三輪逆堅く門を鎖して入れなかつたので、皇子は守屋と共に逆を討ち遂に之を斬つた。馬子之を見て歎じて曰ふ「天下の亂は久しからじ」と。守屋之を聞いて曰ふ「汝が知る所で無い」と。

用明天皇の崇佛

用明天皇二年、天皇病あり、群臣之に侍した。天皇佛に歸せんと計り、群臣をして之を議せしめた。守屋等議して曰ふ「何ぞ國神に背いて、他神を敬せんや」と。馬子曰「詔に隨つて助け奉らん」と。穴穗部皇子は豊國法師を引いて内裏に入つた。厩戸皇子は馬子と共に互に相慶し、守屋は怒つて法師を睥睨した。此時押坂部毛屎くそ急ぎ來つて密に守屋に語つて曰ふ「今群臣卿を圖る、復將に路を斷たれんとす」と。守屋之を聞いて河内の阿都守屋の別荘に退き、人を聚めた。勝海も家に歸つて衆

中臣勝海

(一六)

物部守屋
穴穗部皇
子を立てん

を聚めて守屋を助けた。遂に太子彦人皇子敏達の像と竹田皇子上の像とを作つて、之を誚うたが、俄にして事の成り難きを知り、彦人皇子に水派宮みわたに歸附した。舍人迹見赤擣とみのいぢは勝海の退出を窺ひ、刀を抜いて之を殺した。帝いよゝ病篤くなつた。時に鞍作多須奈くらつひのたすな等司馬進んで奏して曰ふ「臣、天皇の爲めに出家して道を修めて、又丈六の佛像及び寺を建て奉らん」と。天皇爲めに悲慟した。四月遂に崩せられた。

(一七)

五月守屋は軍衆を動かし、餘の皇子等を捨て、穴穗部皇子を立てんとした。乃ち使を皇子に遣はし、輿に淡路に獵せんと乞ひ、以て替立を謀らんとした。然るに其謀漏れ、馬子は炊屋姫皇后推古を奉し、佐伯丹經にふて乎土師磐村等に命じて、穴穗部皇子と宅部皇子とを誅殺せしめた。七月馬子は諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋を滅せんと謀つた。馬子は泊瀬部皇子崇峻、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子敏達、春日皇子敏達、紀臣麻呂、巨勢比良夫、膳賀迦夫、葛城烏那羅と共に軍兵を率ゐて、守屋を討つた。守屋は親ら子弟と奴軍を率ゐて、稻城を築いて戰つた。守屋は復又またに昇り、臨射すること雨の如く、其軍強盛にして家に填ち野に溢れた。皇子等の軍と群臣の衆と

は之に恐怖して三たび却いた。此時厩戸皇子は額に束髪して軍後に従ひ、白樫木を伐つて四天王の像を造り、頂髪に置いて、戦勝の後は必ず四王の爲めに寺塔を建つ可きを誓つた。馬子も亦諸大王と大神主との加護を得ば、必ず寺塔を建立して三寶を流通せんことを誓うた。誓終つて兵を進めて敵を討つた。迹見赤檮は守屋を樹下に射墮して之を誅した。是に於て大連の軍大敗した。此後大連の兒息と眷族とは、或は葦原に逃げ匿れて姓名を變へ、或は逃亡して向ふ所を知らざるものもあつた。

(一)捕鳥部萬の如きは茅渟縣に逃れたが、終に見顯はされて斬られた。彼は守屋の資人であつた。

亂平いで後、厩戸皇子は攝津國玉造に四天王寺を造り、大連の奴婢の半と其の舊宅とを以て寺領とした。時人相謂つて「大臣の妻は大連の妹である、大臣濫りに妻の計を用ひて大連を殺した」と曰つた。其後馬子は本願によつて、飛鳥の地に於て法興寺を建てた。

太子傳に川勝が大連の頸を斬つた後、三たりの小將軍が大連の家に入つて、子

物部氏の
滅亡

四天王寺
の建立

法興寺の
建立

守屋の遺
産を寺領
に充つ

天皇馬子
の權を
惡し

東漢駒天
皇を弑す

孫資財田宅みな寺分と爲したとある。此書の註本願緣起には子孫徒類二百七十三人を寺の永き奴婢と爲し、所領田園十八萬六千八百九十代を沒官して、寺の永財産と定め、河内國に弓削鞍作祖父間衣摺蛇艸足代御立葦原の八箇所の地すべて十二萬八千六百四十代、攝津國に於勢揆江嶋田熊凝等の地すべて五萬八千二百五十代、宅地三箇所並に資財等悉く寺の分に計へ納めた、云々とある。大連の財産の如何に夥多であつたかは想像す可きで有る。

崇峻天皇 物部氏滅亡の後、炊屋姫は群臣と計り、泊瀬部皇子を立てた。之が崇峻天皇である。天皇は穴穗部皇子の同母弟だけれど、馬子方であつたので、遂に位に上るを得た。天皇の母小姉君は馬子の妹であつたので、馬子の權甚だ重かつた。そこで天皇は厩戸皇子に告げて曰ふ「大臣内に私を恣にし、外は偽を飾り、佛法を崇むるが如くして、内心は正しくない。何を以て之に處せん」と。皇子曰ふ「此事只忍ぶのみ」と。五年十月山猪を獻するものが有つた。帝猪を指して詔し曰ふ「此猪の首を斷つが如く、朕が嫌ふ所の人を斷りたい」と。皇子大に驚いて漏す勿らしめた。既にして馬子之を聞いて、東漢駒をして、天皇を弑せしめた。馬子篤く駒を

賞して物を賜うた。既にして駒は蘇我の女河上媛を好した。馬子之を知り、天皇を弑した罪を責めて之を殺した。

史に崇峻天皇崩じて即日葬るとある。葬るとは山陵事成つて正しく納め奉るを云ふのである。然らば馬子が天皇を弑せしめたのは一朝一夕の擧で無らうと本居内遠は説いて居る。新井白石は天皇も大連の亂に殺す可かりしを、罪なき故に一旦は免かれ、且つ帝位を踐んだなれど、天皇英氣あり、馬子常に之を恐れてゐた。終に任那復興の爲め大軍外に出でたるの日に逆謀を決し、内難既定また日になつて之を召還した。之れ實は彼が詐謀であらう、云々と述べておる。

馬子弑逆の計は一朝一夕に非ず

第十一章 聖德太子の攝政

推古天皇 欽明天皇の皇女であつて、炊屋姫かしやひめと稱した。容色端麗で、十八歳の時に敏達天皇の皇后と爲つた。崇峻天皇崩御あつて、皇位空しきにより、群臣の請により、終に即位し、厩戸皇子を立て、皇太子とし、攝政として萬機を裁せしめた。

女帝及太子攝政の始

大臣は馬子であつた。天皇夙に佛法を信じ、皇后であつた時發願して佛像を彫刻したことがある位だから、君臣心を一にして佛教を弘布するに務めたのである。

上宮太子

聖德太子 聖德太子は用明天皇の第二皇子である。本名は厩戸世稱して聖德太子と曰ふた。皇子生れて能く云ひ、聖智あり、壯なるに及んで、一たびにして十人の訴を聞いても誤たなかつた。兼て未然を知り、且つ内經を高麗僧惠慈えじ年推古三年歸化に學び、外典を博士覺智かくちに學んだが、共に悉く達した。父帝之を愛し、宮南の上殿に居らしめた、故に其名を稱して上宮厩戸豐聰耳太子とよとみみみみと謂つた。父帝崩御の時、晝夜看護して佛に訴請し、遂に馬子が守屋勝海を討つ事に加勢したことは前に述べたが、其時は十五歳であつた。馬子が專横甚しく、暴逆を行ふた時に、皇子は馬子の勢を避け、終に彼が罪を問はなかつた。其皇太子に立つたは二十一歳の時であつた。爾來三十年間佛法の興隆、曆法の施行、憲法十七條の制定、新羅の征討、隋國との交通、國史の撰定等各方面の政治に力を用ゐられた。其事蹟に就いては次下項を分つて述べる積りである。

佛法の興隆 元年玉造の四天王寺を難波の荒陵あらかに移し、二年詔して佛法を興

韓土服屬の世 聖德太子の攝政

善徳法興寺々司なる

隆せしめた。諸臣連等各、君親の恩の爲めに競ふて佛舎を造つた。即ち是を寺と云つた。高麗の惠慈、百濟の慧聰が來て佛法を弘め、三寶の棟梁となつた。四年法興寺の成つた時、馬子の男善徳寺司に拜せられ、惠慈、慧聰の二人こゝに住した。これから太子は自ら率先して佛寺を建立した。法隆寺中宮寺、橘寺、朝護國孫子寺、蜂岡寺、池後寺、熊凝寺などは皆太子の建てられたものである。

僧官の創設

佛教の盛なるに連れて最も注意すべきことは、僧官を設置したることである。三十一年四月、一僧が斧を執て祖父を毆つたので、天皇は悉く諸寺の僧尼を集めて之を推問し、事實であつたらば重く罪せんとした。百濟の僧觀勒之を聞いて表を上り、惡逆の者の外の僧尼は悉く赦して、罪する勿らんことを請ふた。天皇之を聽し、詔して曰ふ「道人なほ法を犯すことゝなると、俗人には何を以て誨へやうや。今より以後は僧正、僧都、法頭を置き、僧尼を檢校せしめやう」と。即ち觀勒を以て僧正、鞍作德積を僧都、阿曇連を法頭とした。同年九月寺院及び僧尼を校し、其寺の緣起、僧尼入道の由來及び得度の年月日を具申せしめた。此時に當り寺四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人、合せて一千三百八十五人あつた。欽明天皇の時、百濟佛を

(三)

僧尼の數

獻じてから、是に至つて僅に七十餘年で、此隆盛を見るに至つたのは聖德太子の崇佛に依ること與つて力ありと思はれる。

(三)

(一)四天王寺は荒陵寺とも號し、敬田院と云つた。東西八町、南北六町。乾角に施藥院を建て、良角に悲田院、北中間に療病院を建てた。此三つは寺の垣外である。

(二)法興寺は飛鳥寺とも云つた。元亨釋書に「崇峻元年、蘇我馬子法興寺を營む。推古十四年成る。今の元興寺なり」とあるのが是である。寺の緣起には太子、馬子と共に之を起つたある。書紀には始めて法興寺を起つたことを記し、推古十四年の條には「丈六の佛像成り、元興寺に安せしむ」とあつて、一見別寺の如く見える。私記も同じである。此法興・元興二寺の別ものあるや否やに就いては世に論がある。

(三)法隆寺はもと斑鳩寺と號し、大和平群郡(今生駒郡)にある。皇太子が用明天皇の御願を果したもので、金堂、講堂、寶塔など所謂七堂伽藍皆な備はつて居り、六年を経て成つたものだ。結構の壯麗なることは實に美術の模範である。太子は之を講學問法の道場に宛てたので、或は法隆學問寺とも稱した。其建立の年次の推古十五年なることは、最初金堂の本尊であつた藥師佛の光背の銘文に見えてゐる。

池邊大宮治天下天皇用明天皇大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子、而誓願賜。我大御病大平欲坐。故將遣寺藥師像仕奉詔。然當時崩賜遺不堪者。小治轉土服屬の世 聖德太子の攝政

三三

田大宮治天下大王天皇推古天皇及東宮聖王(聖德太子)大命受賜而歲次丁卯年仕奉。

(四)中宮寺は法隆寺の境内にあつて、推古十五年の建立である。太子が母穴穗部皇女の宮であつたを新に尼寺となし、鷦いかり尼寺と名けた。中宮の名は太子入滅の所たる葦垣宮、太子の宮たる岡本宮、鷦宮の三者の中間であるより起つたものだと云ふ。

(五)橋寺は寺傳によるに用明天皇の別宮の跡である。其興立の事は法王帝説に出てゐる。推古十四年に太子勝鬘經を講じた夜、蓮花が降つたので、誓つて寺を建つべしとて、此寺は建てられたのであると。今高市郡高市村大字橋に存してゐる。

(六)朝護國孫子寺は生駒郡信貴山の半腹に在る。寺傳によれば、聖德太子、守屋を攻めんとして、此山にて毘沙門天に祈願し、戦捷の後、堂宇を營んだとの事である。

(七)峰岡寺は今廣隆寺と稱し、山城國葛野郡太秦うづまさに在る。此等は推古十一年に秦川勝が太子の佛像を受けて造立したもので有名な大寺となつた。

(八)池後寺は後に法起寺と云つた。大和國生駒郡富郷村大字岡本と云ふ地にあるので、岡本寺とも云つた。即ち太子の岡本宮の舊趾である。

(九)熊凝寺は生駒郡平端村大字額田部にあつた。推古二十五年太子の祈願によつて建立する所で、天武天皇の時に百濟に移して大官大寺と爲し、元明天皇の時に添上部に移して、大安寺と改稱した。

新制度 聖德太子が定められた新制度は冠位の制定、暦法の頒行、十七憲法の制定、禮法の制定等であつて、是等が後年大化の新制度の先驅と爲るものであるから少しく説明しようと思ふ。

(一)冠位の制定 推古天皇十一年、始めて冠位を定めた。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の十二階である。此位に應じて服色を定め、相當の色の冠を著することゝ爲つた。從來は氏族の長あつて各、其部族を率ゐ來り、尊卑の別も自然に立ち居つたが、建國以來數百年に及びて、人事複雑に赴いた所から、別に貴賤尊卑を別ちて、人才登用の新たな途を開かなければならなかつたので、此の如き冠位の制定が出来たものと思ふ。此十二階の制は大化三年に十三階、同五年に十九階、天智三年に二十六階、天武十四年に諸王十二階、諸臣四十八階に改正があつた。

(二)暦法の頒行 推古天皇十二年正月、始めて暦を頒つた。抑も我國の古代には暦は無かつたので、春夏秋冬の四期、又は月の充ち虧けを以て一年を知つたものらしい。然るに欽明天皇十四年六月、百濟に勅して、曆博士を召し、曆本などを奉ら

しめた。之が我國史に曆の見えたる始りである。此時の曆は恐くは元嘉曆であらう。元嘉曆は宋の文帝元嘉二十二年、何承天の作つたもので、早く百濟に傳來して居たらしい。推古天皇十年十月、僧觀勒が百濟から來て、曆本を貢した。乃ち書生を選んで其法を學ばしめ、皆業を卒へた。陽胡史の祖なる玉陳と云ふもの卒業者の一人であつた。斯くして終に曆の頒行があるに至つたが、然し實行と云ふ點になつては頗る疑はしい、恐くは充分の普及が無かつたらうと思はれる。

(三) 十七條憲法 推古天皇十二年四月、太子憲法を定めた。是れ成文法の初である。此憲法は主として上下の和順を解説せる訓誡であつて、現今の謂ふ所の憲法とは大に其趣を異にしておる、則ち道德の標準を示したものである。從來の史家中には、太子の馬子に對する處置の公平ならざる、又佛法を嫌厭せる點からして此憲法を重大視せないものがある。然し公平な眼を以て之を見ると、此十七條は史的關係甚だ深く、且つ其目的の佛教以外に多々ある事をも充分に知ることが出来る。先づ當時の形勢を見るに、當時は氏族の勢盛で、互に權力を争ひ、其最も盛なるに至つては大逆をも行ひ、廢立をも計らんとした。即ち君臣の道を蔑視し、互に

相排擠するの弊を生じた。加之三韓の患交、至り、任那の回復さへ成らなかつた。此の如くであるから、太子の如き先見の明あるものは、必ず國事を憂へて、將來に於ける禍亂を豫防する策に苦心せられた事は明かである。故に太子は道德上から此等の宿弊を仰壓する方法を取り、終に佛法に基礎を置いて、此大綱を定めたもので有ると考へる。十七條の本文を左に擧げよう。

一曰、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和

下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、
二曰、篤敬三寶、三寶者、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人、非貴此法、人鮮尤惡、能

教從之、其不歸三寶、何以直枉、
三曰、承詔必謹、君則天也、臣則地也、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞

耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗、
四曰、群卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上不禮下不齊、下無禮必有罪、是以

君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治、
五曰、絕餐棄慾、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、况乎累歲、頃治訟者、得利

爲常見賄聽讞便有財之訟如石投水乏者之訟似水於投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其諂詐者爲覆國家之利器爲絕人民之鋒劍亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆無忠於君無仁於民是大亂之本也

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音則起奸者有官禍亂則繁世少生知尅念作聖事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬因此國家永久社稷勿危故古聖王爲官以求人爲人不求官

八曰群卿百寮早朝晏退公事靡監終日難盡是以遲朝不逮于急早退必事不盡九曰信是義本每事有信其善惡成敗要在子信君臣共信何事不成群臣無信萬事悉敗

十曰絶念棄暝不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非聖彼必非愚共是凡夫耳是非之理詎能可定相共賢愚如環無端是以彼人雖暝還恐我失我獨雖得從衆同舉

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰

十二曰國司國造勿斂百姓國靡二君民無兩主率土兆民以王爲主所任官司皆是王臣何敢與公賦斂百姓

十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如會議其以非與聞無妨公務

十四曰群卿百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極所以智勝於己則不悅才優於己則嫉妬是以五百歲之後乃令遇賢千載以難得一聖不得賢聖何以治國

十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨公憾起則違制害法初章云上下知諧其亦是情歟

十六曰使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服

十七曰大事不可獨斷必與衆宜論小事是輕不可必衆唯逮論大事若疑有失故與衆相辨辭則得理

右の第一條に於ては先づ上下相和することを説いて、天下泰平利世安民の大綱に及んでゐるのは、當時に於て最大要件であつたのである。第二條は三寶を敬す可きを述べてゐる。第三條は君臣の間の關係を述べてゐる。第四條は君臣は禮を以て本とすることを述べてゐる。第五條は有司の訴訟の公明なるべきを戒飾してゐる。第六條は勸善懲惡を説いてゐる。第七條は官職は人を得るにあることを述べてゐる。第八條は朝參を嚴正にすることを述べてゐる。第九條は君臣共に信の重すべきことを擧げてゐる。第十條は憤怒を戒めてゐる。第十一條は賞罰を正す可きを云つてゐる。第十二條は地方の牧伯の百姓を收斂す可からざるを戒めてゐる。第十三條は官吏の責任を明かにしてゐる。第十四條は官人の嫉妬を戒めてゐる。第十五條は公事を先にして、私事を後にす可きを述べてゐる。第十六條は課役の事を云つてゐる。第十七條は大事は獨斷す可からず、必ず衆議に附し、小事は獨斷するも可なるを述べてゐる。之を要するに各條みな道德格言の様なものであつて、其辭句の出所は、大抵尙書論語詩經文選左傳などである。

隋唐との交通

從來支那の文化は多く三韓を経て我國に入つたものであ

る。然るに推古天皇十五年に至つて、直接使を隋に遣はした。之が遺隋使の始りである。其目的とする所は太子の希望せる佛教興隆の爲めである。即ち同年七月、大禮小野妹子は正使、鞍作福利を通事として隋に向つた。此時煬帝に遣つた國書に「日出處天子致書日沒處天子無恙云々」とあつたので、煬帝は悦ばなかつた。然し其意氣の高遠なるのを怪んで、裴世清等十二人を遣はして妹子を送り來り、國風を觀せしめた。十六年、隋使の爲めに新館を難波の高麗館の上に造つて安置し、掌客を置いて接待せしめた。八月、隋使京に入つて圖書信物を上つた。其書は日本書紀に出てゐる。

皇帝問倭皇使人長吏大禮蘇因高等至具狀朕欽承寶命臨仰區宇思弘德化覃被含靈愛育之情無隔遐邇知皇介居海表撫寧庶民庶境內安樂風俗融和深氣至誠遠修朝貢丹疑之美朕有嘉焉稍暄比如常也故遣鴻臚寺掌客裴世清等指宣往意並送物如別、

とある。此文中の蘇因高は小妹子の三字を彼の音に寫したのである。又隋帝から妹子へ授けた彼國書は、歸途新羅人に掠め取られて上らなかつたと云ふが、或は

書中に日本を屬國視してあるから、妹子が之を匿して出さ報かつたのかも知れぬ。隋使の歸國の時、また妹子を大使、吉士難波雄成を副使とし、福利を通事として再度彼地に遣はした。此時の勅書は太子之を草したもので、

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候何如、想清愈、此即如常、今遣大禮蘇因、高大禮乎那利等往、謹白不具、

とある。此時隨行留學した學生は倭、漢、直福因、奈羅譯語、惠明、高向漢人、玄理、新漢人、大國の四人、學問僧は新漢人、長南淵漢人、請安、志賀、漢人、惠隱、新漢人、廣齋の四人であつた。是等は皆歸朝の後、大化の改新の制度編成に盡力した人物であつた事は注意す可きである。十七年九月、妹子等歸朝した。福利は彼地に止まつた。

推古天皇二十二年六月、犬上御田、鍛矢田部某を隋に遣した所が、翌年に歸朝した。此頃隋の末葉で、國が亂れて居たのであつたかして、報聘の事も無かつた。程なく隋も亡んで、唐が起つた。三十一年に至り、學問僧惠齋、惠光、醫惠日、福因等歸朝して、嚮に支那に入つて留學してゐる者は、皆其業を成してゐるから、召し還す可きことを述べ立てた。

國史の撰修 二十八年二月、太子は大臣馬子と議して、天皇記、國記、臣連伴造國

造百八十部並に公民等の本記を撰録した。之が我國にて國史を撰修した始りである。此國史は蘇我氏の第に置かれて有つたと見えて、蝦夷の誅せられた時、蝦夷は之を焼き棄てたが、船史、惠尺と云ふもの、火中から燼餘の國記を得て、中大兄皇子に獻じた。天智天皇の朝に編成した庚午年籍は之を根本として作つたものである。

美術工藝 推古天皇四年、法興寺が成就した。是より先、崇峻天皇の世、寺工、鐘

盤博士、瓦博士、畫工等が百濟より渡來した。是等の工人は皆寺に關係したるもののみであるから、法興寺などの建築物や佛像などは、此人々が手を下したもので有らう。十三年四月、天皇詔して銅繡丈六の佛像各一軀を作らしめ、鞍作鳥を以て佛

工とした。佛像成るの後、之を法興寺に安置した。鳥は當代第一の名工となり、其作つた佛像は中々に多かつたのであるが、今日に存して居るのは、法隆寺金堂の金銅釋迦三尊佛である。之は三十一年、刺繡の佛像も此時代のものにて、今日に傳はれるは、只中宮寺の天壽國曼陀羅繡帳あるのみである。之は聖德太子薨後、十八年、高

曇徴

推古式

玉蟲厨子

聖德太子の薨

麗王は僧曇徴・法定を貢した。曇徴は五經を知り、且つ能く彩色及び紙墨を作り、硯いん磴だんをも造つた。法隆寺の金堂壁畫は曇徴の作だと傳へられて居たが、研究の結果、事實では無いらしい。然し所謂推古式繪畫の模範としては最も尙ぶ可きもので、近時は此寶物を如何にして後世に傳ふ可きかに就いて研究中である。又同寺塔内安置の玉蟲厨子は推古天皇御持佛の厨子なりと傳へられ、其四面の漆畫は後世の貴重視する所である。

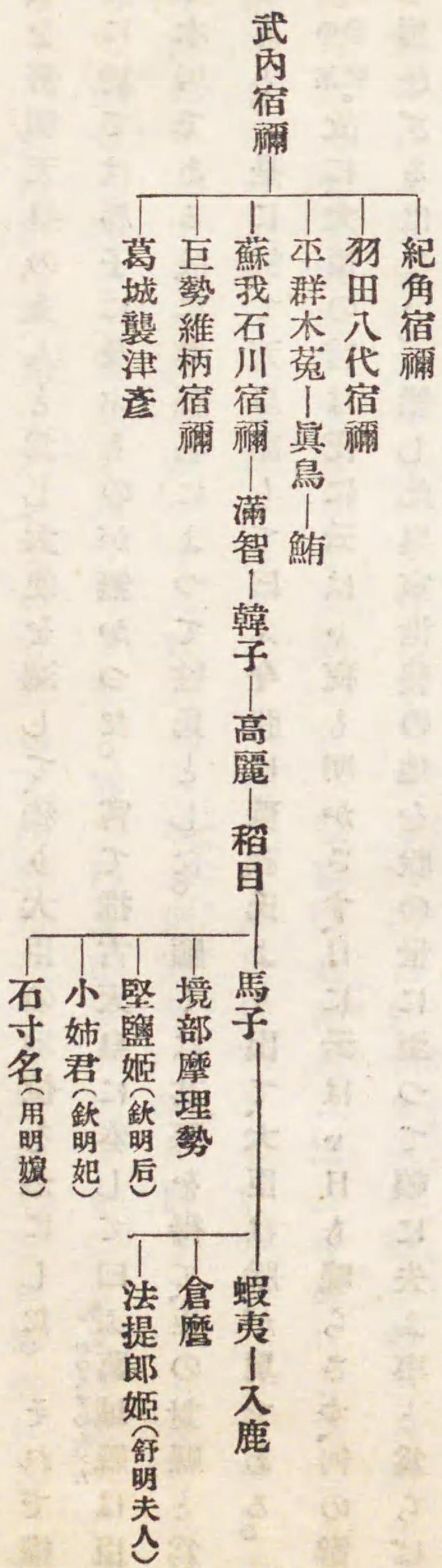
太子の薨去 二十九年二月、半夜に聖德太子は斑鳩宮いかるがに薨じた。年四十九、攝政二十九年である。諸王諸臣及び天下の百姓悉く父母を失うた様に泣き悲んだ。妃橘大女郎奏して、太子が天壽國中に再生した狀を圖せんことを請うたが、天皇は之を憐み、諸の采女に勅して繡帳二張を造らしめて之を賜はつた。之が有名な天壽國曼陀羅繡帳である。

一説に、三十年二月五日、太子斑鳩宮に在り、妃に命じて沐浴し、太子も沐浴した。太子は新染の衣袴を服し、妃に語つて曰ふ、吾れ今夕遷化せんと。妃も亦新染の衣裳を服し、太子の副床に臥した。明旦太子並に妃が久しくして起きなかつた。

ので、戸を開いて見ると、遷化した後であつたと。

第十二章 蘇我氏の專横及び滅亡

蘇我氏の威勢 蘇我氏は孝元天皇の曾孫武内宿禰から出てゐる。武内宿禰は四朝に歴任した事は前に述べた所である。其後裔數家に分れて執政と爲つ



たものが多かつた。即ち先づ顯はれたのが平群氏で、木菟が大臣と爲り、其子真鳥は雄略以下五朝に仕へて大臣と爲つた。真鳥が亡んでは、巨勢氏が之に代はり、其裔雀部臣男人は繼體天皇の時、大臣と爲つた。次いで蘇我氏起り、宣化天皇の時、稻

武内宿禰の裔

蘇我氏

馬子の專横

目大臣と爲つた。初め稻目の祖蘇我石川宿禰の子滿智は履仲天皇の時に權勢あつた。そして滿智以來、三藏を檢校し、稍、外國の事情に通じたにより、稻目に至つて、早くも佛法を崇敬し、一族は皆朝にあつた。其子馬子は父に次いで大臣と爲り、其女を舒明天皇の夫人と爲し、大連を滅して、獨り大臣の地位を恣にした。それで權勢に於ては馬子に及ぶものが無かつた。嘗て推古天皇に奏して曰ふ、葛城縣は臣の本居である故に其縣名によつて姓氏とした。願くは其縣を得て、臣の封縣と爲さんと。是に於て天皇詔して曰ふ、今朕は蘇我氏より出て、大臣は朕が舅である。前の系照。故に大臣の言は夜に云は、夜も明かさず、日に云は、日も晩らさず、何の辭も用ひざるはない。然し此皇室世襲の地を朕の世に至つて頓に失ふ事と爲らば、後君は、愚婦天下に臨んで、頓に其縣を亡したと云ふであらう。豈に獨り朕の不賢のみならんや、大臣も亦不忠であらう。是れ後世の惡名ならんと。終にこれだけは許さなかつた。三十四年、馬子薨じた。年七十六。遺言して自ら太子の像前に跪くの繪を畫き、我墓前に張らしめた。同年蝦夷が大臣に任せられた。

馬子薨す

皇位の争

三十六年、推古天皇不豫であつた。そこで田村皇子敏達天皇の嫡孫で父は忍坂彦人

(一三)

皇位の争

大兄を召して曰ふ、天位に昇りて、鴻臺を経綸し、萬機を馭せよと。又山背大兄王聖德太子を召して曰ふ、汝年稚し、若し心に望ありとも、慎みて輒く諠する勿れ、群議に従ふ可しと。是より先、厩戸皇子將に薨せんとした時、天皇田村皇子をして之を訪はしめた。厩戸皇子乃、田村皇子に附して報奏した。既にして天皇崩じた。蝦夷乃ち群卿を私第に會して、二皇子受くる所の遺詔を宣べた。大伴鯨進んで曰ふ、天皇の遺命により、田村皇子を立つ可しと。巨勢大摩呂佐伯東人、紀鹽手の三人進んで、山背大兄王を天皇とす可きを主張した。唯蘇我倉麻呂は曰ふ、今直に言ふことは出來ぬから、更に思うて後に啓せんと。蝦夷は群臣の和せないのを知つて、事を爲す能はずして退いた。是より先、蝦夷獨り境部摩理勢馬子の弟に問うて曰ふ、今天皇崩じて嗣なし、誰をか天皇と爲す可きや。對て曰ふ、山背大兄王を擧げて天皇と爲さむと。此時山背大兄王之を聞いて、三國王、櫻井和慈古を遣はし、密に蝦夷に言つた、聞く舅は田村皇子を以て位に即けんとしてゐるが、我は之を思ふに未だ其理を得ない。願くは明に舅の意を聞かうと。蝦夷乃ち阿倍麻呂等をして、往いて大兄王に啓して曰ふ、臣何ぞ輒く嗣位を定めんや。惟、遺詔を奉ずるのみと。大兄王は麻

呂等に問はしめた遺詔は誰が専ら之を聞いたかと。麻呂等は其密事を知らざるを答へた。大兄王乃ち麻呂等に告げしめて曰ふ、今群卿の遺詔と稱する所は、我の聞く所と小異してゐる。我嚮に先帝の不豫を聞き、馳せて闕下に至つた時、帝は起つて詔して曰つた、朕百歳の後、位を嗣ぐは汝たる可し、故に慎んで自重せよと。栗下女王、八口采女、繡女等數十人、皆傍に侍して之を聞いた。何か疑はん。我天下を貪るに非ず、唯聞く所を告ぐるのである。明かに舅に復命せよと。時に王の子泊瀬仲王（せのなかつ）曰ふ、我等父子大臣を恃むこと高山の如し。願くは嗣位は輒らく言ふこと勿れと。蝦夷曰ふ、前日の言復、異あらんやと。大兄王大臣に告げて曰ふ、前日の事唯聞く所を陳べたのみだ。寧ろ舅に違はんやと。蝦夷曰ふ、唯遺詔を誤らないと。既にして蝦夷は境部摩理勢に問うて曰ふ、誰王を帝とせんと。摩理勢は前説を主張し、遂に斑鳩宮に至つて、泊瀬王宮に居た。蝦夷は怒つて群卿を遣はして、大兄王に請うて之を捕へんとした。王彼を憐んだけれど、蝦夷に違ふことが出来なかつたので、終に彼を出した。摩理勢は家に還り、間もなく泊瀬王は病んで薨じた。蝦夷は田村皇子を奉じて、之を位に即けしめた。之が舒明天皇である。時人は天皇

(一五)

境部摩理勢絞殺する

が上宮太子の遺訓を信受し、自ら佛力を得て帝位に登つたものだと思ふた。摩理勢は我生きて復讐をか待まんやと云つて、中子阿椰（あや）と共に、蝦夷の兵を逆へ、終に來目伊區比（いけひ）に絞殺された。父子共に之を同所に埋めた。唯兄子毛津（けつ）は尼寺に逃れたが、追兵が來たので、畝傍山に入つて自刎して死んだ。

書紀の文面によると、大兄王が即位するが正當か、田村皇子が即位するが正當か、頗る曖昧である。古史徴の説によると、大兄王が正當で、蝦夷が詔に背いて、己れが女を幸せる田村皇子を立んとしたのであるとの事だ。

蝦夷、馬子の専横 舒明天皇位に即き、蝦夷の大臣たるはもとの通りであつた。天皇常に多病であつて、屢、有馬伊豫の温泉に行幸し、政は皆大臣に委せられ、

朝臣は皆其邸に集つた。大派王（おほまた）の敏達（みんた）の子は大臣に謂つたには、群卿及び百寮の朝參が懈り勝ちであるから、今後は卯の初に朝して、巳の後に退出するやう定めたいと。然るに大臣は之に従はなかつた。天皇崩御の後、皇后位に即いた。皇極天皇である。蝦夷の大臣たる故の如く、蘇我氏の勢權その絶頂に達した。蝦夷の子入鹿（いよか）自ら國政を執り、威父に勝り、上下恐れて其嚴酷を憚つた。蝦夷は祖廟を葛城高宮（かつらぎのたかみや）に

入鹿

蝦夷

建て、八伯の舞を爲し、歌を作つて之を歌はしめ、大に國內並に百八十部の民を發して、豫め雙墓を今來葛上郡大和國に作り、一を大陵、一を小陵と云つた。大陵は大臣、小陵は入鹿の墓としたのであつた。而して人に向つては、死後人を勞さしむることの無い様にしたのだと揚言した。又更に悉く上宮の乳部民を使役して營兆所を造つた。上宮大娘姫王憤つて曰ふ、蘇我臣國政を専らにして、多く無禮を行つた。天に二日なく、國に二王ない。何によつて意に任せ、大に吾が民を役するかと。是より兩家怨を構へた。

二年十月蝦夷病に罹つて朝せず、私かに紫冠を其子入鹿に授けて、大臣の位に擬した。復其弟を物部大臣と云つた。蝦夷の母は物部弓削大連屋の妹であつた。故に母が財に因つて威を世に取つた。入鹿は獨り上宮王等を廢して、古人大兄皇子舒明を立てんとした。此皇子の母は馬子の女である。二年、入鹿終に巨勢德太子古土師娑婆をして、山背大兄王を斑鳩宮に襲はしめた。王等逃れて膽駒山に匿れた。入鹿聞いて速に兵を發し、高向國押をして往いて之を撃たしめんとしたが、國押は帝闕を守るを以て之を辭したので、入鹿は自ら往かんとした。古人大兄皇子

古人大兄皇子の滅亡

入鹿專横の最極度

之を止め、入鹿は軍將を遣つて膽駒山を搜索したが、然し獲なかつた。皇子は一旦は其踪跡を晦ましたけれど、一身の故を以て百姓を傷くるを欲しないので、終に子弟妃妾と一時に自勁して俱に死んだ。蝦夷は之を聞いて、入鹿の至愚にして暴惡なるを嗔つたと云ふが、蝦夷の專横なるものでさへ出來ない事を入鹿は斷行して憚らなかつたのである。

三年十一月、入鹿は二家を甘檮岡大和國高市郡飛鳥村大字豐浦に營んだ。蝦夷の家を稱して宮門と曰ひ、入鹿の家を谷宮門と云つた。男女を稱して王子と云ひ、家外に城柵を作り、傍に兵庫を建て、門毎に水を盛るの舟一つ、木鈎十を置き、以て火災に備へた。恒に力人をして兵器を持つて家を守らしめ、時に蝦夷は長直をして大丹穗山高市郡高取町の西南なる舟倉山に鎌削寺今を建てしむ。更に家を畝傍山の東に起し、池を穿ち城を起し、庫を造りて箭を儲へしめ、恒に五十の兵士を隨へて出入した。健人を名づけて東方儼從者と曰つた。氏々の人等其門に入るものは、之を名けて祖子孺と云つた。漢直等は恒に二門に侍した。是に於て蘇我氏の專横最極度に達した。

蘇我氏の滅亡 入鹿の專横を極むる時に當り、中臣御食子の長子に鎌子鎌足

と云ふものがあつて、人と爲り忠正にして匡濟の心切であつた。乃ち皇極の三年に神祇伯に拜せられたが、固辭して受けず、疾と稱して三島攝津國三島郡三箇牧村大字三島江の附近に退去した。時に皇弟輕皇子脚を患ひて朝せなかつた。鎌子はもと皇子と善かつたので、屢、其宮に詣でて、宿侍した。皇子は深く鎌子の意氣高く、容姿の犯し難いのを識つて、特別に之を敬重した。然し鎌子諸皇子の中に就いて、事を俱にするに足る可きの英主を求めて、心を中、大兄皇子に附けた。まだ其間は疎遠で、互に抱負を展ぶる機は無かつたが、或時中大兄皇子は法興寺の槻樹の下で打毬けまの仲間なかまに加はることがあつた。其時皇子の皮鞋が毬に隨つて脱落したのを、其時伺候して居た鎌子が見て居て、直に手に拾うて跪いて恭しく奉つた。是れより兩者の間善くなり、互に其懷ふ所を述ぶるを得た。然し他人の嫌疑を恐れ、俱に教を南淵先生みなぶちの許に學び、其路上往還の間に潜かに相圖ることにした。鎌子は又大事を謀るの輔を得んが爲め、皇子に勸めて蘇我、倉山田石川麻呂くらやまだ入鹿入鹿の長女を納れて妃と爲さしめた。鎌子は更に佐伯子麻呂さへきこまろ葛木かつらぎ稚犬養わかいぬかひあみだ網田あみだをも皇子に推舉した。

四年六月、中大兄皇子に倉山田石川麻呂をして三韓が調を進むるの日、其表を唱

讀せしめ、密に入鹿を斬らんとするの謀を告げた。其日になりて、天皇大極殿に御し、古人大兄皇子之に侍した。鎌子は入鹿の性多疑にして、晝夜劍を帯べるを知り、俳優に教へて、方略を以て之を解かしめた。入鹿咲つて之を解き、入つて座に侍つた。石川麻呂進んで三韓の表文を朗讀した。是に於て皇子は衛門府に戒めて一時に俱に十二門を鎖し、往來を禁じた。時に皇子は長槍を執つて殿側に隠れ、鎌子等弓矢を持して助衛をなした。石川麻呂は表文を唱へ、將に盡きんとしても、まだ子麻呂等が來ないので、流汗身に沃ひ、聲亂れ手動いた。中大兄、子麻呂等が入鹿の威に恐れて進まないのを見て、吐嗟つたと曰ひさま、子麻呂と共に不意に出で、劍を以て入鹿が肩を傷けた。入鹿は驚いて起つ所を、子麻呂が劍を揮つて其一脚を傷つた。入鹿は御座に轉び、叩頭して其罪なきを奏したが、皇子は地に伏して入鹿の天位を傾けんとすることを答奏したので、天皇は起つて殿中に入り、子麻呂、網田等は入鹿を斬つた。

是に於て皇子は法興寺に入つて城と爲して備へ、諸皇子、諸王、諸卿、大夫、臣、連、伴、導、國造、悉く隨從した。又人をして入鹿の屍を蝦夷に賜はらしめた所が、漢、直等は眷

屬を摠聚して、甲を擐し兵を持して、大臣を助けんとて軍陣を設けた。そこで皇子は人をして賊黨に説かしたため、皆散走した。依つて蝦夷は敵する能はざるを知り、遂に自殺した。此時嚮に聖德太子が馬子と共に修めた天皇記・國記・其外珍寶悉く焼けた。船史ふねのふとさか惠尺乃ち火中より國記を取り出し、之を中大兄皇子に奉つた。是れ即ち今日の舊事記の一部だと云ふことである。

斯くて皇極天皇在位僅に四年にして、帝位を去り、輕皇子が位に即いて、孝德天皇と爲つた。中大兄皇子皇太子に立つた。初め皇極天皇帝位を中大兄に譲らんとしたが、中大兄は退いて鎌子に相談した所、鎌子は民望に添ふ爲めに輕皇子を立つるに如かずと云び、皇子は其議を嘉納して、終に輕皇子が位に即くに至つたのである。

中大兄位に即かず

石川麻呂の讒死

(一)蘇我倉山田石川麻呂は大化五年三月、蘇我日向の讒に遭つて、太子の兵に圍まれ、遁れて山田寺に入り、自ら絞れて薨じた。妻子八人みな之に殉じた。然るに事平いで後、其罪なきことが知れ、日向は太宰帥に貶された。麻呂は難波遷都反對者の一人で、非常に勢力もあり、宏莊なる山田寺を建て、居た事だから、兼ねて太子の不興を蒙

(二)

り、遂に身を亡すに至つたものと思はれる。

(二)入鹿は其死後、之を墓に葬るを許された。其墓は今南葛飾郡葛村大字古瀬水泥の二つ塚と稱するものが夫れだと云ふ説がある。精しくは『歴史地理』第十九卷第五號喜田博士の蘇我入鹿父子の墓と題せる文を参照されたい。

第四期 唐制模倣の世 第一章 大化の改新

新政の願
問

新政施行の準備 孝徳天皇即位の年、阿倍内麻呂倉梯を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣、中臣鎌足を内臣とした。又僧旻たかむくのくろまろ・高向玄理を國博士とした。蓋し此兩人は嚮に支那に留學し、唐の政治に通曉して居たので、顧問に擧げられたものと思はれる。此時天皇は皇祖母尊天皇極・皇太子と大槻の樹下に群臣を召集して盟はしめて曰ふ、天は覆ひ、地は載せ、帝道唯一である。而るに末代澆薄にして君臣席を失うてゐる。皇天は我に手を假し、暴虐を誅戮し、今共に心血を瀝いだ。而して自今以後君は二政なく、臣は朝に貳そむく事ない。若し此盟にして貳かば天災地妖鬼誅し人伐せむこと、皎たる日月の如けん。此年を改めて大化元年と爲した。之が我國年號の始である。七月舒明天皇の皇女間人、皇女を立て、皇后とした。又左右大臣に詔して曰ふ、上古聖王の跡に遵うて天下を治む可しと。更に詔して曰ふ、大夫と百の伴造等とに人民を悦ばすの道を問ふ可しと。蘇我石川麻呂奏し

(三)

國司に對
するの令

同禁令

て曰ふ、先づ神祇を祭鎮して、然る後に政事を議す可しと。よつて供神の幣を修めしめた。八月東國等の國司を拜し、之に詔して種々の事を命じ、又は禁ずる所があつた。其令は(一)戸籍を作ること。(二)田畝を校する事。(三)國造伴造・縣主・稻置などが、之は我祖の時から此官家を預り、此郡縣を治むるのであるなどと訴へ出たのを、國司が詐りのまゝに朝廷に牒してはならぬ。爰に實狀を得て後に申す可き事。(四)園曠の地に兵庫を造り、國郡の刀・甲・弓・矢を收め聚める事。又其禁じた事は(一)鹽池・水陸の利を私するを禁ず。(二)國司等は國中の罪人を判す可らず。(三)他の貨賂を取る可らず。(四)上京の時は民を多く従はしめてはならぬ。

是日鍾匱を朝に設けて、訴訟がある時鍾を撞き、牒を匱に納れることにした。是は從來の人民が氏々の私有であつたものが多く、直接朝廷に屬したものが少ないから、他日悉く之を公民たらしめんとするの準備であつて、朝廷に直接の訴訟を納れしめたものである。又良民の男女が共に生んだ子は、其父に配し、若し良男が婢を娶つて生んだ子は之を母につけ、若し良女が奴に嫁して生んだ子は之を父に配した。之は本邦私法の始である。九月使者を諸國に遣はし、民の元數を録せしめ

た。又又臣・連・伴・造・國・造等に詔して、土地の賣買を禁じ、劣弱を兼併すること勿らしめた。

改新の詔 大化二年正月に至つて、愈、改新の大詔は喚發せられた。之れが後

世の律令の基本となるものである。

(一) 歴代天皇の立てられた子代の民、屯倉及び臣・連・伴・造・國・造・村主等の所有して居た部曲の民、田莊を罷め、仍つて食封を大夫以上に賜ふこと各、差あつた。布帛を官人・百姓に賜ふことも差があつた。

子代 上古は土地に帝室御領と人民私有との二種あつた。子代の民は一名を御名代と云つて、帝室の所屬である。これは天皇皇后皇子等の御子が無くて、御名の後世に傳はらざるを憂へる場合に、其御名を一部の民に命じて、或地を耕作せしめる、これが其御名を後世に傳ふる所以である。但し其收入は天皇等御在世中は沐浴の費に供したけれど、崩薨の後は其祭祀に供したものだらうと云ふ。屯倉は古へ諸國に散在して居た皇室の御田に成つた稻穀を藏める御倉を云ふのである。古は家をヤケともヤカとも云ふ、即ち御家の義である。其田に力作する人民は之を田部

屯倉

子代

改新詔の

(二)

と云ひ、田を掌るものを田令又は屯田司と云つた。垂仁天皇二十七年、屯倉を來目邑に置いた、之が史に見えた屯倉の始である。後には皇后皇子の爲にも屯倉を置くことゝなつた。景行天皇五十七年、諸國に勅して田部の屯倉をいた。神功皇后は三韓を服して、内官家を置いたのも、前述やはり屯倉である。縣はアガタと訓み、上り田の義だとも、また班田とも、ナリカタ物の生りの意だとも云ふ。又令にある所の官田に似たものだとも云ふ。兎に角朝廷の御料である。以上述べた所は皇室御領であるが、私有の地には氏々の私有地及び田莊があつた。氏々には皆部曲の民を有して居る。部曲はトモガラトモとべ即ち群との二義をもち、皆家々の職業を傳へて居る。田莊は田園の地であつて、後には之を莊園と云つたものである。之は臣・連・二造の朝廷に奉仕するものに賜はつたものだ。されば歴世の久しき地方の領主は互に相略して封殖し、其權勢あるものは部曲を有すること最も多く、諸入部の民の如きは數世の後になつては、臣・連・二造に驅役徇私せられて、貢賦を出さなかつた。蘇我氏の亂の如きは實に此弊害を切實に感じたのである。是に於て大化に至り、是等の地を召上げんとしたが、其擧たる事亦容易の事で無いの

田莊

封戸

で、太子先づ親らの入部屯倉を獻つて、諸臣の之に倣ふ可きを示したのである。かくして土地人民を收めた代りに封戸を興へた。封戸とは戸數を幾戸と限つて、其戸内から納める田租と調庸とを賜はり、世々業を失つた官人と子代の民には、後に出來位・祿・季祿の様な布帛を賜はつたものであると思はれる。此結果として臣連・二造は各、遠祖から傳へ來つた義を失ひ、職即ちカバネなる古義は亡せてカバネはウヂと連稱して、只家の尊卑を別つより外に、さして用なきものとなるに至つた。

(二) 初て京師を修め、畿内に國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬を置き、鈴契を造り、山河を定めた。凡そ京には坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置き、戸口を按檢して奸非を督察することを掌らしむ。其坊令には坊内に明廉強直時務に堪ふる者を取つて之に充てる。里坊の長には里坊の清正強幹なる者を之に死てしめる。若し其里坊に人なくば隣里の坊に求めるを許す。凡そ畿内は東は名墾横川より、南は紀伊の兄山より、西は赤石の檜淵より、北は近江の狭々波の合坂山より以來を、畿内國となす。凡そ郡は四十里を以て大郡、三十里以下は四里以上を中郡、三里を小郡となす。其郡司には竝に國造の性識清廉時務に堪ふるも

國司と郡司

のを取つて大領・少領と爲し、強幹聰敏書算に巧なる者を主政・主帳と爲す。凡そ驛馬・傳馬を賜ふことは、皆鈴傳の符冠の數に依る。凡そ諸國及び關には鈴契を給ふ。

國司・郡司を新に設置した。此國司は其組織詳ならねど、大寶令に見える様な守・介・椽・目の別があつて、任期も定めて交替したものらしい。郡司は大領・小領・主政・主帳と分れ、土着人民中、有勞の家を擇んで郡領に補し、終身又は世襲とした。然し巡察使が其治能過失を檢し、褒貶あることは國司と同じであつたらう。要するに郡司の下民に對する權勢は略、前代と同様で有つたらうと信するのである。

(三) 初て戸籍・計帳・班田收授の法を作つた。凡そ五十戸を里とし、里毎に長一人を置く。戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催駈することを掌らしむ。凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を一段となし、十段を一町とし、段毎に租稻二束二把となす。

上古には古籍は無かつたが、孝徳天皇に至つて始めて作つた。而かも古へは尊卑の階級極めて嚴重で、朝廷に近く奉仕するものは皆部民を有し、之を統治してゐた

改新詔の

戸籍と班田

のであるから、部民の隸屬紛亂することは無かつた。けれども蕃人等の歸化多く、時に姓氏を偽るものがあつて、天下の姓氏を正したとさへあつた。欽明天皇の時に蕃人の戸數を勘して、七千五十戸と算したことがあつた。然し一般の人民に涉つての調査は之まで無かつたのである。然るに大化に至つては必要上戸籍を調製することになつた。これは班田の制に基くのである。即ち班田の制は人民に一定の公田口分田を貸與するの法である。大寶令によれば、男一人につき田二段、女は其三分の二を賜ひ、六年毎に班わかち授ける。五年以下の男女は此分配に預らぬ。故に先づ人民の戸籍を精査しておく必要があつたのである。班田の事に關しては大寶令の條に至つて詳に説明する積りである。序に述べて置きたいは田租の事である。大化以前には、田地を測るに、代と云ふを單位としてある、即ち一步は方六尺高麗尺曲尺一尺一七三六で、一代は五步である。此一步の中から穫稻は二把あるが、之を舂いて米一升今の四五合八を得るのである。此中田租は百分の三五五把を納める割である。大化に至つて方五尺高麗を一步とし、三百六十步即ち五を一段とし、一步の中から穫る稻は二把あつて、之を舂くと一升今の樹の四合〇五八の米を穫る。而して田租は一段に二束二把

田租

であるから、大化以前と比較して高率となつた譯である。

(四) もとの賦役を罷めて田の調みつを施行した。凡そ絹よとぎぬ、絁しとぎぬ、綿わた、糸いと、綿わたは竝に郷土の出す所に従ふ。田一町に絹一丈四町にて正をなす、長四丈、廣二尺半、絁二丈二町にて正をなす、長四丈、廣二尺半、綿二丈長廣絹に同じ、布四丈長き絹に同じ、一別に戸別の調を取る。一戸に皆布一丈二尺。凡そ調の副物は鹽しほ、贄えいまたは郷土の出す所に従ふ。凡そ官長は中馬百疋を輸し、若し細馬こまならば、三百戸毎に一疋を輸す。其馬を買はんとすれば、直段は一戸に布一丈二尺である。凡そ兵は人毎に刀、甲、弓、矢、幡、鼓を輸す。凡そ壯丁はもとの卅戸毎に一人なるを改正して、五十戸毎に一人を以て諸司に充て、五十戸を以て仕丁一人の糧に充てる。一戸に庸布一丈二尺、庸米五斗。凡そ采女うねめは郡の少領以上の姉妹及び子女の形容端正なものを選んで貢する。而して百戸を以て采女一人の糧にて、庸布庸米みな仕丁に准するのである。

新政の實行 大化二年三月詔があつて、官司所々の屯田及び吉備島の皇祖母の貸稻いらしのいね、後條のちのりに見えたる出舉すいこの事ことで、即ちを罷めしめ、其屯田を以て群臣及び伴造等に班わかち賜はつた。又官籍に脱してゐる寺に田と山とを施入した。此月太子大

改新詔の調と庸

兄皇は親ら率先して我が私有の入部の民五百廿四口、屯倉百一八十箇所を朝廷に獻納した。八月になつて、詔して上は天皇より臣連・伴造に至るまでの有せる品部を停め、悉く之を國家の民とした。

葬墓の制

二年三月甲申の詔によつて葬墓の制を定めた。之は從來厚葬の弊があつたのを矯正する積りであつたので、金銀銅鐵を棺中に藏むるなく、死者の口に珠玉を舍ましむることも止め、珠襦・玉柙よまひを著せることも禁じた。其墓の制は(一)王以上の墓は其内の長九尺、濶五尺、其外域は方九尋、高さ五尋、千人を役して七日に終らしめる。其葬むる時の帷帳などは白布を用ゐしめ、輜車こまも許された。(二)上臣の墓は其内の長濶高は上に准せしめる。其外域は方七尋、高三尋、人夫五百人を役して五日に終らしめる。其葬時の帷帳には白布を用ゐる輿を擔うて往く事とした。(三)下臣の墓は上に准す。其外域は方五尋、高二尋半、二百人を役して三日に終らしめる。(四)大仁・小仁冠位の名の人の墓は其外域は長九尺、高濶各四尺、封せず平ならしめる、而して百人を役して一日に終らしめる。(五)大小禮冠位の名以下、小智冠位の名以上の墓は皆大仁に准する。而して五十人を役して一日に終らしめる。凡そ王以下及び庶民に至る

まで殯かろを管むことを禁じた。凡そ畿内より諸國等に及ぶまで、宜しく一所に定めて收め埋めしめた。汚穢にして處々に散埋するを得ざらしめた。人死する時は自經して殉し、又は人を絞りにて殉せしめ、及び亡人の馬を殉し、或は亡人の爲めに寶を墓に藏め、或は亡人の爲めに、髪を斷ち股を刺して誅するが如き舊時の風俗は一々之を廢止せしめ、若し此禁を犯す者があつたならば、必ず其族を罪することにした。

民法上の禁令
被除の禁

奴婢が貧困な其主を欺いて、自ら勢家に托して活を求むることを禁じた。此外に民法上の禁多くあつたが、此には略する積りである。書紀を見又當時被除の俗習が多く行はれた。其例を擧ぐると、或人他人の甑こしきを借りて飯を炊ぎ、其甑が物に觸れて覆つた。是に於て甑主が之を被除せしめる。又他人の牝の細馬よきが己の家で孕むことがあると、すぐに被除せしめて、遂に其馬を奪ふに至る。此類が多く行はれたので禁令を出した。次に養馬の制を立て、市司・要路・津濟・渡子の調賦を停め、之に土地を給與した。畿内より四方の國々に至るまで、農作月に當つては營田に務め、美味と酒とを喫ふを禁じた。

雑税の禁
勸農

冠位の別

大化三年四月、天皇小郡宮に在つて禮法を定め給ひ、有位者は寅刻四時前に參朝し、午刻に退出することゝした。同年七色十三階の冠を定め、大小織冠服の色は深紫色、大小繡冠服の色は淺紫色、大小紫冠服の色は直緋、大小青冠服の色は紺、大小黒冠服の色は綠、立身冠黒とし、此制は五年二月に改正して、大小織冠、大小繡冠、大小紫冠、大華上、小華下、大山上、小山下、大乙上、立身の十九階となした。猶天智帝三年にも改正があつて、天武帝十一年に至り位冠停止となつた。

八省百官

同年二月、高向くろまろ玄理と僧旻とに詔して、八省百官を制せしめた、但、八省は後稱を前へ擧げて書いたもので、此時の本名は詳ならぬが、天智紀、天武紀などに民部省を、民官、刑部省を刑官とあるから、矢張此時も其様であつたらう。又内官には内臣、左右大臣があり、外臣には國司大化元年に東國の國司を拜し、畿内の國司を置いた郡司があり、京都には坊長、坊令、里長などを設けた。大化六年二月、穴戸あなとの國司が白雉を献上した。詔して天下に大赦し、白雉と改元した。白雉三年四月、戸籍を作つた。凡そ五十戸を里とし、里毎に長一人を置く。凡そ戸は皆五家相保し、一人を長と爲し、以て相檢察せしめた。

改元

五保の制

帝都

孝徳天皇位に即くに及んで、都を飛鳥の板蓋宮いたがきから難波の長柄ながら、豐崎宮とよさきに遷した。これは新制度施行上必要と認められたからである。攝津志に其宮地を長柄本庄ながらほんす、西城郡さいじやう、豐崎村とよさきむらに求めたのを、吉田東伍博士は否定し、今の大阪城の邊を以て之に充てた。

但し、夫木集つまきに「古への長柄の宮は跡もなし、橋ばしらだに朽ちはつる世」とあるから、地點は今知れないのである。喜田博士は今の豐崎村大字南北長柄は實に其名を傳へて居るものであらうと云つて居る。さて此都は支那の長安京に倣うたもので、條坊の制も備はり、宮室の如きも七年間を費して經營したもので、非常に立派であつたらうと思はれるが、時の輿論に抗し兼ねたものか、皇太子は宮殿の成就した翌年、飛鳥の舊都に遷らんことを奏したが、天皇は許さず、皇太子は皇祖母尊、間人皇后を奉じ、皇弟等を率ゐて舊都に遷り、公卿大夫、百官等みな之に隨つて移つた。是に依つて天皇は一時恨んで皇位を去らんとし、宮を山崎やまざき、山城國やましろに造らしめたと云ふ。間もなく天皇は難波に崩御になり、豐崎宮は事實上廢せられてしまつた。

異年號

(一)大化以前に色々の年號が見えてゐる。孝靈帝の時に列瀆、應神帝の時に靈至、武烈帝の元年に嘉紀、繼體帝十六年に善化、同二十一年に正和、同二十五年に敬到、安閑帝二年

唐制模倣の世 大化の改新

御子代御名

年に寶元、宣化帝丙辰年に僧德など多數あるが、皆佛徒の妄作ぢやと云ふ事である。精しくは大森金五郎氏の『日本讀史年表』に就いて見て貰ひたい。

(二)古事記垂仁天皇の段に、御子たちの事を擧げ「次伊登志和氣王者、因無子、而爲御子代。定伊登志部」とあるが、御子代の史に見えた始りである。次は景行紀二十八年の條に日本武尊の薨去を記した後に、「欲録功名、即定武部」とある。建部の郷名が伊勢美濃・出雲・備前等にあるは、皆此部民の分れ住みし所である。允恭天皇十一年に衣通姫(藤原宮に生る)の爲めに藤原部を定めたこゝが見える。仁徳天皇は皇后磐之姫の爲めに葛城部を定め、皇子の大兄去來穗別の爲めに壬生部を定め、允恭天皇は皇后忍坂大中姫の爲めに刑部(正しくは忍坂部と書く)を定むとある。天皇の爲めに御子代の民を置きし事は、清寧天皇二年天皇子なきを恨み、諸國に白髮部舍人・白髮部膳夫・白髮部初賀を置き(清寧帝の御名は白髮大倭根子尊である)雄略天皇(大長谷若建尊)は長谷部舍人を置いた。猶精しくは小中村博士の御子代御名代考陽春廬雜考所載)を見られよ。

屯倉の名

(三)史に見えたる屯倉の名に倭・淡路・茨田・飾磨・筑紫・穗波・豊國・勝崎・桑原・肝等・大拔・我鹿、火國・春日部・播磨國・越部・牛鹿・備後國・後城・多福・近江國・葦浦・尾張國・間敷など數多ある。

縣の名

(四)縣名は大和國に高市・志貴・山邊・十市・曾布・葛木・猛田・春日・山城國に賀茂・河内國に三野・志紀・緇口、和泉國に珍、近江國に犬山、攝津國に三島、尾張國に中島、周防國に沙摩、筑後

(一七)

姓の制

國に水沼、筑前國に岡、肥前國に筑紫嶺、壹岐國に壹伎、對馬國に對馬下などがあつた。

(五)我國には古くよりカバネ(姓、骨、又は姓氏)とウヂ(氏)との二があつた。其説明は一〇三頁にあるから此に略すが、古は日本國民は數多の大氏に別れ、其中に數多の小氏がある。小氏は又數多の家族から成り、一家族の中に六七十人もあつた。各家には家長があり、小氏にも小氏の長があつて、之に屬する諸家族を率ゐた。大氏には又氏の長があつて、之に屬する諸の小氏の長を總括してゐた。各家には家部と云ふのがあつた。各大氏でも各小氏でも夫れ、私有の民があつた、之が部曲である。各氏必ず一定の職を有し、之を世々に傳へた、之がカバネと云ふもので、其間に自然の尊卑が附いて居たのであつた。

入部

(六)入部は御子代の民であつて、イリは皇子たちの御名に入彦とか入姫さかある入と同じく、親愛の意である。此入部は皇太子の使役の爲めに給はり置くものである。

國司と郡

(七)古へは土地に國・縣・邑・村の名ありて後世の郡の名はない。而して此地方を治むるに國造・縣主・邑君・村長などがあつて、各自大小の地を分治したもので、必しも相統屬はしないで、獨立してゐたのもあつた。又朝廷に奉仕せる氏族の私有地は是等の領地と交錯してゐる。然るに景行成務の時になり、國邑を分界して之に封ぜられた者に別稻置が頗る多かつた。大化に至つて總ての土地を國郡に分ち、舊來の數國を併

唐制模倣の世 大化の改新

一七五

せて新に國名を立てた。又國の中に郡(こほり)評(ひら)をも書(か)くを設けたが、此郡の大きさは略々前代の國に當るのである。此新に出來た國を統治する國司はクニノミコトモチと稱し、古くより國造と並び存してゐたものであるが、大化に出來たのは其實は甚だ異つたものらしい。

(八)此に云ふ里は距離の里でない、サトであつて、即ち後の郷に當るのである。又條里の里さも別である。郷は和銅に定むる所であつて、其下に更に里を置いた。其時の里は後世の村に當るのである。

(九)喜田博士の『帝都』に曰く「從來普通の説では、今の豊崎村長柄・本庄の地方に之を求めるのであるが、其の地が比較的低温だと云ふ理由を以て、高津宮と同じく、是をも大阪市京都の上町丘陵上に求めんとするのである。併しながら、既に應神天皇の時にすら大隅島に宮を營まれ、其の後所謂八十島互ひに接續して、夙に此方面に廣い平地をなした以上、此の打ち開けた平野に於て、支那式の新都城を營むに不思議はない、云々。」

第二章 蝦夷征伐

板蓋宮と岡本宮

齊明天皇 孝徳天皇在位十年にして崩じ、皇太子猶位に即かなかつたので、皇極天皇が重祚せられた。即ち齊明天皇である。重祚と云ふ事は是が始りである。太子政を執り、左大臣巨勢徳太古内大臣鎌足が之を輔けた。宮は之を飛鳥の板蓋宮と云つた。十月宮炎上したので、川原宮に遷られた。翌年宮地を改めて、後飛鳥岡本宮と云つた。此宮も此年に炎上した。此二宮の地は高市郡高市村岡の地である。此時板蓋瓦葺の建築が起つたのである。

齊明天皇以前の蝦夷 是より先、田道の敗死があつた。頁参照雄略天皇崩御の時、征新羅將軍の吉備尾代(きびのなしろ)が吉備國で、其率ゐた蝦夷に攻められた事があつた。けれど此時は直ぐに鎮定に歸した。敏達天皇十年、蝦夷數千人が邊境に寇をした。是に於て其巨魁の綾糟等(あやぐす)を召して、元惡を誅す可きを傳へた。綾糟等は子々孫々までも清明の心を以て天朝に仕ふ可きを盟うて許された。崇峻天皇二年、近江の滿(みつ)をして蝦夷の國境を視せしめ、穴人(あな)鴈(かり)を東海道に遣はして、東方沿海の邊を觀せしめ、阿倍板吹(あへいたぶき)を北陸道に遣はして、越等の諸國境を觀せしめた。舒明天皇九年に至つて、蝦夷朝せず、即ち上毛野形名(かみつけのな)を將軍として之を討たしめた。然るに形名は

上毛野形名

唐制模倣の世 蝦夷征伐

反つて蝦夷に破られ、走つて異境に入り、賊の爲めに圍まれ、兵散じて將軍爲す所を知らなかつた。時に形名の妻親ら劔を佩き、十弓を張つて數十の女子をして絃を鳴らさしめた。既にして形名は更に仗を執つて進んだところ、蝦夷は形名の軍勢なほ多しと思ひ、漸々引退いた。是に於て散卒更に聚り、亦振旅した。是に於て大に蝦夷を破り、悉く之を虜にした。皇極天皇元年九月、越の蝦夷數千人内附した。十月之を朝に饗した。蘇我蝦夷も亦之を我家に饗し、躬ら慰問した。之は今日の臺灣總督にて生蕃を饗してゐるのと同様であると思はれる。大化元年八月に至り、邊國の近く蝦夷と境を接する處には、盡く其兵を數へ聚めて、猶本主に假さしめた。二年正月、蝦夷親附した。三年、淳足柵越後沼垂を造つて、柵戸柵を守る屯田兵を置き、四年磐舟柵いはふねのきを治めて、蝦夷に備へ、遂に越と信濃との民を選んで、柵戸とした。

齊明天皇の時の蝦夷

齊明天皇元年、難波の朝廷で越の蝦夷九十九人、陸

奥の蝦夷九十五人を饗した。仍つて柵養の蝦夷九人、津刈の蝦夷六人に冠各二階を授けた。蝦夷は衆を率ゐて内屬した。四年四月、阿倍比羅夫は舟師百八十艘を率ゐて蝦夷を討つた。鰐田淳代あきたのしんしろ野代のしろ二郡の蝦夷は怖れて降を乞うた。是に於て

阿倍比羅夫の征伐

軍を勅へて、船を鰐田浦に陳ねた所が、鰐田の蝦夷恩賀來り服した。そこで之に小乙上の冠を授けた。それから淳代津輕の二郡領を定め、遂に有馬濱に渡島の蝦夷を召聚して、大に之を饗した。七月、蝦夷二百餘、闕に詣つて朝獻した所、饗賜贍給された事が常よりも多く、柵養の蝦夷には位階又は武器を授け、淳代郡の大領沙奈具那に詔して、蝦夷と虜との戸口を檢せしめた。五年正月、甘檮丘あまかしのをかの東の川上に須彌山を造つて、陸奥と越との蝦夷を饗した。此月、比羅夫舟師百八十艘を率ゐて蝦夷を討ち、飽田淳代の蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡の蝦夷百十二人、その虜四人、膽振鉏いぶりの蝦夷二十人を一所に集めて、大に之を饗し、祿を賜うた。遂に後方羊蹄べし津輕郡後別に至つて郡領を置いて歸つた。

肅慎の征服

當時北海道の地は之を渡島と稱し、蝦夷之に住し、其地にも又北

方サガレン島にも肅慎種が住して居た。齊明天皇四年、越の大守比羅夫は此肅慎を討つて、生熊二熊皮七十枚を獻じた。同六年三月、比羅夫は舟師二百艘を率ゐて、肅慎を討つた。比羅夫は先づ陸奥の蝦夷を以て己が船に乗らしめ、大河の側に到つた。然る所に渡島の蝦夷一千餘は海畔に屯し、河に向つて營し、營中から二人が

進んで来て云ふには、肅慎の舟師が多く来て我等を殺さんとして居るから、此河を濟つて貴軍に投じて仕官しよう。比羅夫は船を遣はして、此二人の蝦夷を呼び寄せ、賊の隠れ所と其船數とを問ひ、之を誘ひ出さんとしたが、弊賂辨島に退却し、頃くして和を乞うたけれど、比羅夫は肯て聽さなかつた。此弊賂辨島は彼の根據地で、書紀の註には渡島の別名だとある。かくて彼等は柵に據つて戦ひ、能登馬身龍は敵の爲めに殺され、敵も亦死傷があつた。比羅夫は後に凱旋して、五月夷五十餘人を獻つた。そこで石上の池邊に須彌山を作り、肅慎四十七人を饗した。

肅慎は一に挹婁と云ひ、又靺鞨と云つて、後世の女眞の地に當るのである。蝦夷と近接し、欽明天皇五年に、其國人の來着した事があつた。晋書に曰ふ、肅慎氏一名挹婁、不成山の北にある。夫餘を距る六十日行。東は大海に濱し、西は寇漫汗國に接し、北は弱水を極め、其土境廣袤數千里、深山窮谷に居る。夏は巢居し、冬は穴處す。文豔なく、馬あれども乗らず、唯財産とす。猪を食ひ、其皮を衣、毛を績んで以て布と爲す。其風俗は皆髮を編み、布を以て褙を作る徑尺餘、之を以て前後を蔽ふ。將に嫁娶せんとするには、男は毛羽を以て女の頭に挿む。女和すれば持歸り、而る後に禮を致して聘す。死者は其日野に葬る。性凶悍にして憂哀のないのを相尙ふ。弓弩あり、皮骨

し、肅慎の地を臨領沿海州とする舊來の説を破つた。其説によると、比羅夫の征した肅慎の地はツングースの住居して居るサガレン島で、『蝦夷拾遺』にカムチアッカの東北にチヨッキチ國と云ふのがあることを記してあるのは、チウクチの誤轉で、肅慎の住して居たものだと云ふ。

大溝渠

蝦夷征伐以外の事蹟

齊明天皇は田身嶺大和磯城郡多武峯村に於て周垣を造らしめ、嶺上に樓閣を作り、天宮と曰つた。帝常に土木を好み香山磯城郡香山久山村より石上山山邊郡まで溝渠を穿たしめ、舟二百艘に石上山の石を積載して、流に順ひて天宮の東山に曳行し、石垣を作つた。時人謗つて狂心渠たふれこゝろのみせと曰つた。工夫を使用する十三萬餘に及び、宮材廢爛し、山椒は埋つたので、時人又之を謗つて石山の丘を作るも、作らんまゝに自ら破れんと云つた。又吉野宮を作つた。天皇の四年、有間皇子の叛があつた。皇子は皇德天皇の皇子で、母は故左大臣阿倍倉梯麿の女小足媛である。天皇嘗て紀伊國牟婁むろの温泉に幸せられた留守に、留守官蘇我赤兄あかえ石川麿いしかわのが有間皇子に謂つたには、當今の政治に三失ある。大に倉庫を起て、民財を積み聚めること、是れ一。長く渠水を穿つて、公糧を損費す、是れ二。舟に石を積み運びて

有間皇子の叛

丘をなす、是れ三と。皇子は赤兄が己れを助くるものと思ひ、兵を用ふるは此時なりとし、赤兄に謀つて歸つた。夜半赤兄は急に兵を發して、之を市經いちけい一分いちぶん群ぐんの家に圍み、之を捉へて紀國に送り、終に絞殺した。そして黨與は斬流に處した。是に於て孝徳天皇の系統は絶えた。此事件は全く赤兄等が命を喰んで、皇子を亡すの口實を作つたものらしい。

第三章 百濟・高麗の滅亡

任那回復成らず 任那滅亡後、崇峻天皇までの事蹟は前に述べた。推古天皇の八年に新羅と任那と相攻めた。天皇任那を援はんとして、境部臣を大將軍、穗積臣を副將軍とし、萬餘の衆を帥ゐて、任那の爲めに新羅を討ち、五城を抜いた。新羅王惶れて六城を割き、降を乞ふた。天皇使を兩國に遣はし、事情を檢校せしめた。任那、新羅の二王使を遣はして、毎歲必ず朝貢す可きを誓ふた。因つて兩將師を班した。然るに將軍が歸ると、新羅がまた任那を侵した。そこで同九年大伴嚙を高麗に遣はし、本練手ほんれんてを百濟に遣はし、任那を援けた。十年二月、嚙皇子かみみこ用明もちあきの

境部臣
穗積臣

大伴嚙

來目皇子

當麻皇子

擊新羅將軍と爲し、兵二萬五千人を授けた。皇子は筑紫に至り、進んで島郡志摩郡の中今糸に屯し、船舶を集め、兵糧を運んだ。偶、皇子病に罹り、翌年二月其地に薨した。そこで四月更に其兄當麻皇子を征新羅將軍と爲した。七月皇子は難波を發船し、播磨に至つたが、其時從妻舍人姫王赤石あかしにて薨せられたので、皇子は引返し、遂に征伐には出かけ無かつた。

同三十一年、新羅また任那を攻め降し、之を附庸國とした。天皇新羅を討たんとして、先づ吉士通を二國に遣はして、事狀を問はしめた。新羅眞平王は八大夫をして之に答へしめ、兩國の貢を獻る可きを述べた。然るに吉士がまだ本邦に歸着せない中に、我船艦が多く至つた。境部雄摩侶なかとみ中臣國大將軍と爲り、河邊禰受ねう物部依網よみ等七人副將と爲り、數萬の兵を以て之を征した。新羅は降を乞ひ、天皇之を許した。然るに吉士は國に歸つて前の事を復命したので、大臣蘇我馬子は悔いて師を班した。

境部雄摩
侶と中臣

百濟の救援 支那にては隋國亡びて唐起り、太宗は高麗を親征した。此時戰捷を得ずして師を班し、再征の準備中に崩じた。時に我孝徳天皇の初世であつた。

唐太宗百濟を討つ

百濟は舒明天皇十一年に義慈王立ち、驕奢にして國事を恤へず、高麗と結びて兵を新羅の境に出した。新羅王武烈太宗は使を唐に遣はし、百濟を討たんことを乞うた。是に於て齊明天皇六年、唐の高宗は左衛大將軍蘇定方に二十萬の兵を率ゐ、百濟を討たしめた。七月、定方は舟師を以て成山山東省最東角、今登州府文登縣の東北より大海を涉り、國西の德物浦に至り、進んで白江熊津の西南に在り、國に入り、尾資之津に軍した。新羅史の白村江に同じに在り、國に入り、尾資之津に軍した。新羅兵は之に會せんとし、怒受利山國の東境に在り、國に入り、尾資之津に軍した。新羅史の白村江に同じの大將階伯は之を防いだけれども、利が無かつた。新羅兵は益、進撃したので、百濟義慈王は急に兵を集めて熊津口を禦いだ。唐軍は左涯に出で、山に乗じて陣した。義慈王之と戦うて大に敗れた。唐軍は直に都城泗水に在り、今の忠清道扶餘縣に迫つた。新羅は進んで所夫里原に陣した。義慈王夜遁れて、熊津に走つたので、都城は終に陥つた。王執へられ、官人以下一萬三千人舟にて唐に送られ、王終に唐に客死した。百濟は是に至つて滅ぶ、三十王、六百七十八年である。唐は其地に五都督を置いて、劉仁願をして之を都べしめた。

鬼室福信

其後義慈王の従弟鬼室福信は州柔城周留城とも書す、全羅道全州に在り、に據つて書紀の任射岐山(ホサキムレ)と同じに據つて

百濟の滅亡

避城

白村江の戦

百濟の恢復終に成らず

兵を起し、我國の援軍を乞ひ、義慈王の子豐璋の日本に質と爲つて居たのを乞うて王とせんとした。天皇は之を聽ゆした。十二月、百濟を援けんとして軍備を整へ、駿州に命じて船を造らしめた。七年、天皇海路を航し、遷つて朝倉宮筑前國朝倉郡須川村に幸した。偶、天皇此地に崩じ、出征の事中止と爲つた。稱制元年、皇太子天智は豐璋を本國に送り還した。阿曇あづみ比羅夫等舟師百七十艘を率ゐて之を送つた。百濟は都を避城唐は平定の後、古泗州避城に同じに移した。そして兵を率ゐて唐將劉仁願を都城に圍んだ。翌年、劉仁願は新羅の兵を發し、仁願を救ひ、百濟の兵と熊津の東に會戦し、大に福信を破り、諸柵を抜いた。新羅はまた所々の要地を奪つたので、避城守り難くなり、豐璋王は州柔に還つた。既にして王は福信の專權を見て、其謀叛を疑ひ、終に之を殺した。新羅は之を見て、州柔城を圍んだ。劉仁願は舟師百七十艘を白村江錦江の河口に陣したに陣した。我海軍は之を討つたが克たなかつたので、百濟王は數人と船に乗つて高麗に走つた。百濟の州柔城も遂に唐に入つて、百濟國も全く滅した。是に於て我諸將は兵を收め、餘自信、鬼室集斯福信の子等數千百人を以て本朝に還つた。そして其人民の中男女四百人は之を近江に、二千餘人は之を東國においた。亡王